

第八十四回国会 参議院 文教委員会 會議録 第十二号

昭和五十三年五月二十五日(木曜日)
午前十四時四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 吉田 実君
理事 後藤 正夫君
世耕 政隆君

委員 岩上 二郎君
山東 昭子君
高橋 誉富君
二木 謙吾君
勝又 武一君
久保 亘君
松前 達郎君
柏原 ヤス君
白木義一郎君
田淵 哲也君
有田 一寿君

国務大臣 文部 大臣 砂田 重民君

政府委員 文部政務次官 近藤 鉄雄君
文部大臣官房長 宮地 貫一君
文部省初等中等 教育局長 諸澤 正道君
文部省大学局長 佐野文一郎君
文部省体育局長 柳川 覺治君
文部省管理局長 三角 哲生君

事務局側 常任委員会専門 員 龍 嘉衛君

説明員 文部省管理局長 三角 哲生君

郵政省電波監理 局放送部企画課 永野 明君

本日の會議に付した案件

○昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉田実君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。

砂田文部大臣。このたび政府から提出いたしました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合は、昭和二十九年一月に、私立学校の教職員の福利厚生を図る目的のもとに、私立学校教職員共済組合法により設立されたものであります。その後、本共済組合が行う給付については、国公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまえとし、逐次改善が進められ、現在に至っております。

今回は、昭和五十二年に引き続き、国公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校

教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行うため、この法律案を提出することとしたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、私立学校教職員共済組合法の規定による退職年金等の額を、昭和五十二年の国家公務員の給与の改善内容に基づいて行われる国公立学校の教職員の退職年金等の額の改定に準じ、昭和五十一年度以前の退職者について昭和五十三年四月分から増額することとしたしております。また、これに伴い、旧私学恩給財団の年金についても相応の引き上げを行うこととしたしております。

第二に、既裁定の退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を、国公立学校の教職員の既裁定年金の最低保障額の引き上げに準じ、昭和五十三年四月分から引き上げるとともに、六十歳以上の者等にかかわる遺族年金の最低保障額を昭和五十三年六月分からさらに引き上げることとしたしております。

第三に、標準給与の月額の上限を国公立学校の教職員の掛金等の算定の基礎となる俸給等の限度額の引き上げに準じ三十六万円から三十八万円に引き上げるとともに、下限についても六万二千元から六万六千元に引き上げることとしたしております。

最後に、この法律の施行日につきましては、他の共済組合制の例にならって、昭和五十三年四月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

なお、私立学校教職員共済組合法は、給付関係の規定については、国家公務員共済組合法の関係を規定することとしたしておりますので、昭和

和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案が成立いたしますと、遺族年金にかかわる寡婦加算の額の引き上げ措置につきましても、私立学校教職員共済組合の給付についても同様に措置されることとなりますので申し添えます。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

なお、衆議院において施行期日等に関する附則の規定の一部が修正されましたので、念のため申し添えます。

○委員長(吉田実君) 以上で説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(吉田実君) 次に、国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○有田一寿君 いま計画されておられるこの新しい教員養成の大学の大学院に入学する資格であります。が、現場経験三年以上となっておりまして、これの三年以上とした根拠について伺いたいと思っております。

○政府委員(佐野文一郎君) 教員大学の大学院は、現職の教員に対して、高度の研究、研さんの機会を確保しようという趣旨をもって、それを主眼としてつくられるものでございます。そのためには、現職の先生方が、現職の経験を通じて、それぞれ大学院において研さんを深めるために、いわばそれの前提となるような課題意識、問題意識

というものを所持になつて、そうして入学されてくるといふことが望ましいわけでございます。そういう趣旨からしまして、やはり、現職になられてすぐの方といふことではなくて、そういった大学院への入学を期待している趣旨に相応した、現職での経験を積まれるのに必要な最小限の期間といふものは考えなくてはならない、そういうことで、参事調査会では教員におなりになつてから二年、ないし三年の期間といふことを指摘をされておられるわけでございます。このことは、大学院については、先般お答えを申し上げておりますように、少なくとも三年以上の経験を所持の方といふことを考えたわけでございます。このことは、大学院に入学をされる方が、現職経験三年程度の方であることが望ましいと言つてゐる趣旨ではもちろんなくて、少なくとも三年の経験は必要であらうといふことでございまして、実際に大学院に進学されてくる方は、もちろんもっと経験年数の長い方が多くなるといふことは考えられるわけでございますが、いま申しましたような趣旨で、少なくとも三年といふことを考えたわけでございます。

○有田一壽君 私、三年でなくて、五年以上ぐらいの方が適当じゃないかといふふうに考えておられるわけですが、その論拠としましては、大学院に行こうと思ふ教員は、就職してから恐らくそのことを頭に置いておられるかと思ひますので、三年といふことであれば、なかなか腰が落ちつかないんじゃないか。本當の意味の現場経験といふものが充実しない。したがつて、少なくとも五年。やはりそういう意味で、腰を落つてつて経験を積んだ、そういう意味の現場経験といふものを積んで、そして研修の意味でさらに大学院に学ぶといふことの方がよいのではなからうか。早く言へば、三年といふことでは、現場に就職して最初の経験といふものは、早く言えば見習的なものが一年ないし一年半はあるであらう。そして、しかも次の大学の入学を考えると、早ければ、腰も落ちつかず、現場経験も十分にならず、うっ

かりすると周囲からやきもちをやかれるといふようなことで、どちらにもつかないような事態になるおそれはないか。むしろ五年ならば、その面がさらに落ちついて現場経験を積むといふ目的が達せられるんじゃないかといふふうに考えるわけですが、その点について議論が多分ありだつたと思ひますので、その議論の経過から見て、そういう意見は出なかつたでしようか、そういうのを含めてちょっとお答えをいただきたいんです。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のとおり、この大学院に入学をされる方が、大学院において研さんを積まれるのにふさわしい現場での経験を持たれる、そのためには経験年数をもう少し長くした方がよいといふ考え方はあるわけでございます。それはまた十分に理解のできることでございまして、けれども、一方からすると、できるだけこの大学を広く開かれたものにしたいといふ考え方もございまして、そういう趣旨から三年といふ数字が出てきてゐるわけでございます。

しかし、この大学院へ入学をされる場合といふのは、三年たつたらその時点で入学をするといふことがいふ原則といふことでは決してないものであつて、やはりそれぞれの先生方が、現場で十分な経験を積まれ、その上に立つてさらに大学院での高度の研さんを積まれようといふことで入学をされるわけでございますから、そういう意味からすれば、有田先生の御指摘のような点についても十分に配意をする必要があらうと思ひます。

いすれにしても、この三年といふのは、先ほど申しましたように、少なくとも三年程度といふことでございまして、それをもつて原則とするといふことではもちろんございせんので、御指摘のような現場での経験の持つ意味といふものを十分に考へて、大学院に進学をするにふさわしい人たちが進学をしていただきたいといふふうに考えるわけでございます。

大学院進学経験年数については、下限は定めずけれども、上限はもちろん定めないわけでございます。これからそれぞれの県、市町村におい

て、先生方の自発的な希望を生かしながら、大学への入学といふものについてのそれぞれの計画が進んでまいるわけでございます。また、大学の方から大学院に実際に入学を受け入れていた上での実際の推移といふこともあつてございまして、けれども、いま申しましたような趣旨からして、三年といふことを考えてゐるわけでございます。で、できるだけ現場での経験といふものが真の意味で生かされて、大学院への進学といふものが行われよう、あるいは教育委員会双方の側を通じて期待をしたいと思つてゐるわけでございます。

○有田一壽君 戦前師範学校に専攻科といふのが置かれておりましたが、あれの修業年限はたしか一年だつたと思ひますが、あの入学は現場経験何年だつたか、何かございませうか。別に予告しておつたわけではございせんから、なければ結構ですけれども、わかれば教えていただきたい。

○政府委員(佐野文一郎君) 師範学校規程によりまして、専攻科の目的あるいは修業年限についての規定はございませうけれども、現職経験の年数についての特段の規定は、規程の上ではないようでございます。

○有田一壽君 先ほどの局長の御説明で、最低限を三年に決める、原則ではないといふことで、私それはわからないことではないわけですが、でも、たゞ、普通学部を出て、さらに学識を深めるためといふ目的であれば、学部に直結して大学院に進むといふのが、これは普通でありまして、今度計画されてゐる大学院の場合に、間に現職経験を置くといふ意味は、私がさきに申し上げたことをあえて否定して、そして、現職経験といふものを踏まえたことの中に意味がある。そういう意味の大学院での再教育を考へるのだ、これがいわば日本の初等教育界に対する一つの新しい面を開くのだといふことで進められておると思ひますので、その意味から言へば、私はその現職経験といふものは十分であるがよい、それかとい

て、十年以上だとか、十五年以上だとかいふようなことになつて、教育に対する、うっかりすると意欲までが磨耗したような状態で、大学院で再教育するといふことは意味がない。しかしながら、これが三年としておるがために、最低限とは申しながら、三年で、あるいは四年で、あるいはもう入るのだといふムードがずっと出てくることも考えられます。そうすると、今度教育委員会の方で、実質上年齢が五年以上、七年以上の者を優先するといふことになると、これは別な角度から別な問題を起こして、機会は平等なんです。それから、そういうことも考えあはせると、私は五年でよいのではないか。二十二で卒業して、二十七ぐらいまでは現職経験を踏んで、それから入つて十分ではないかといふ気もいたします。また、あるいは結婚する者もおりました。結婚して家庭といふものに腰を落つて、そして勉強するといふことであれば、この考えられておる大学院教育といふものは本當に実のある、ただ知識だけではない、家庭あるいは現場教育、そういうものを生かして入るといふことの中に、過去の大学に例を見なかつたような意味を大感するわけで、私はしたがつて賛成してゐるわけなんです。

ただ一つ気になるのは、いまの三年といふものがどういふうな現象を起すだらうかといふことを考へるわけでありまして、これは他の各党がどういふうにお考えかわかりませんが、私はそういうふうなことを考へておるということだけを申し上げて、この問題に対する質疑は終わります。

もう一つだけ放送大学のことについて、これも大学局長にお伺ひいたしますが、放送大学の中のスクーリングといふものについてお伺ひをいたしたい。

これについてお伺ひする意味は、たしかイギリスのオープンユニバーシティが計画されたときに、これは知識の切り売りだといふことで、英国の伝統的なマン・ツーマンの人間教育という理想からは大きくはずれないといふことで、予算的に

も逐次漸減傾向をたどつたように私は了解しているわけですが、日本の場合に、この放送大学で放送による教育が行われます場合に、スクーリングというものが、それが教師対学生の唯一の生身の接触であるというようなことで、たしかこれは準備会等で研究される段階で、いろんな角度から議論になった問題であります。現在それがどういふふうに落ちつきましたか、スクーリングの時間数とか日数、あるいはどういふことでこれを行おうとするか、またスクーリングにどういふ意味を考へていらつしやるのか、それを伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 放送大学の構想につきましましては、御案内のように、放送大学創設準備に関する調査研究会議で検討が行われまして、放送大学の基本計画に関する報告書が提出をされてゐるわけでございます。ここでの考え方は、放送大学の場合には、教育方法については、放送を初め各種の情報媒体を総合的に活用をして、自学自習の効果を高める、それと同時に、特定の施設に出席をして行ふスクーリングというものは、演習科目、実習科目について必要な限度にとどめる、そういうことで計画をされてゐるわけでございます。

放送大学の授業科目は聴講科目と演習科目、それから実習科目に区分されておりますが、聴講科目につきましましては、スクーリングを必要としないで、印刷教材を基礎として放送による講義、これを聞く、あるいは見る、さらに自習書による学習成果というものを定期的な通信指導によつて確認、評価をしていく、そういうことで進められるわけでございます。

演習科目と実習科目につきましましては、各県に設置を予定しております学習センターでの演習に参加をする、あるいは学習センターの実験実習設備で実地修練を行う、そういうものとして考えられているわけでございますが、その回数、一科目について、演習の場合には一学期に三回、実験実習科目の場合には毎週一回ということになるわけ

でございます。卒業資格を取得するまでにスクーリングを必要といたします演習科目と実習科目は、十一科目で二十二単位というところが計画では考えられております。四年間で卒業をするということになりますと、毎学期一科目、年間三科目の演習、実習科目の履修が必要ということになります。いま申しましたような演習科目と実習科目のウエイトの差がございまして、それぞれについて、仮に、たとえば演習科目だけで履修をすることといたしますと、一学期三回でございまして、年間で九回のスクーリングを必要とするというふうなことになります。

そうしたスクーリングを実施するための施設につきましましては、この基本計画におきまして、全国の各都道府県に、地元の大学なり、短大なりの人的あるいは物的な御協力を得て、演習、実験、実習の機能を備へたセンターを設ける、そして放送大学の専任の教員のはかに、地元の大学、短大の教員に委嘱をした非常勤の指導者というものを配置をいたしまして、それによつてスクーリングを実施をしていくということでございます。

いずれにいたしましても、放送大学におけるスクーリングの取り扱いにつきましましては、現在の私立大学の通信教育との関係がございまして、現在、大学設置審議会の基準分科会の中に特別委員会を設けまして、放送大学だけでなく、他の通信制の大学を含めた設置基準を御検討をいただいております。

御案内のように、現在通信教育の設置基準として、省令で定められたものはございませぬけれども、大学基準協会が検討を定めてゐる通信教育の基準というものが、実際上通信教育の認可に当たつての基準として取り扱われているわけでございますが、そこにおいては、スクーリングについては三十単位というものが卒業の要件として予定されてゐるわけでございます。現在、特別委員会では、この三十単位というものが果たして妥当であるかどうか、それについて放送というものを活用した場合に、どのような取り扱いを行うことが

妥当であるかという点についての検討が進められてゐるわけでございます。できるだけ早くこの基準分科会の方の設置基準の御検討を進めたいだきたいということで、現在鋭意検討が進められてゐるところでございます。

○有田一壽君 二重を追う者は一兎も得ずということがありますが、放送大学につきましましては、もとより考えられたときから電波を利用して教育をするということであつて、マン・ツー・マンの教育というふうなことはもとより考えられていない。その補完作用としてスクーリングというものが考えられる。しかしながら、どちらにしてもスクーリングによつて、十分な補完作用が行われるというわけではありませぬので、申しわけのないスクーリングというものは最小限もうぎりぎりにとめて、私は電波による教育に徹底すべきだということとを考へておるわけでありまして。

仮に各県に一つスクーリングセンターができたとして、どこかの大学に委嘱したとしても、たとえば、仮に福岡であつたとすれば、北九州からそこに行つて帰るとすれば、往復四時間かかるわけですね。四時間かかるということは、そこに三時間おつたとしても七時間、一日は完全につぶれるわけですね。しかも、これは勤労青少年等を主たる対象として大学教育を受けさせようというねらいです。ですから、くたくたになつた者を日曜日に引っぱり出して、これをするというふうなことが、果たしていいことかどうかということから考えますと、このスクーリングという、まあ魔物といふか、まあ考え方にはよれば魅力はあるんですけども、それに引かれたがために教育全体を失うということが考えられやすいので、どうかひとつ、これは電波による放送教育は、電波による教育の中で目的を達するというところに重点を置かれるべきではないかと思ひます。

たとえば、実習だ何だといひまして、スクーリングのときには多くの学生を何百人集めて、そこで実験等のごときをやつてみせたといつたつて、後ろの方におる者は見えるわけじゃないんで、結局

大厚にした電波の映像作用によつて、大きくそれを拡大して見せるということが一番電波による教育の場合有効なわけであつて、それに徹底すべきではなからうか。申しわけのないスクーリングということでは、この補完作用を期待した場合に、どちらつかずの教育になるおそれがあるということを非常に強く考へておるわけでありまして、最終的に結論が出ますまでの間に、どうかその演習科目、実習科目等につき、あるいはその単位数等について、いまのような考えが正しいか正しくないか、反論もありとは思ひますけれども、私はそう思ひますので、これについて御勘案をいただきます。たいというのを申し述べて質疑は終わります。

○勝又武一君 私は、特に教員大学にかかわる問題と、養護教諭にかかわる問題の二つにつきまして御質問をいたします。

まず第一に、教員大学にかかわる問題であります。その第一にいたしまして、なぜ教員大学を創設するのか、率直に言つてこのことがよくわかりませぬ。

衆議院の文教委員会での質疑、議論を会議録で拝見をいたしました。あるいは本委員会になりましてから参考人の方々の御意見、引き続きの委員会での質疑をお聞きをし、文部省側の御答弁をお聞きをしてゐるわけでありまして、率直に言つてわからないのであります。ひとつ大臣に、端的に言つて、この創設される最大の理由は何なのか、このことを承りたいと思ひます。

○国務大臣(砂田重民君) 教員の資質向上に期待をし、それを求める世論が非常に高まっておりますこと、そして、また教員自身、教員の皆さんもさらに研さん、研究の機会を得て、教員としての使命感に徹する、そういう資質をみずから養いたいという意欲も、これは高まった時代は過去になかったと思ひます。そういう国民全般の要請、そして教員自身の要請にこたへるために考へましたのがこの教員大学でございます。もとより、これらの教員の資質の向上、あるいは教員みずからがな一層の研さんを積み重ねた

という意欲にこたえすためには、教員大学というものでこれに全うされるものとは考えておりません。しかし、それは既存の大学にさらに大学院を置いていく、あるいは従来からありましたが、実習の問題も再検討しなければならぬ。各種各様の手だてを尽くしてまいらなければならぬ。また、やがて一つの今後の新構想として考えました教員大学も、非常に大きな役立ちを果たすものとして考えたわけでございます。

○勝又武一君 初等教育に限定をされた理由は何でしょうか。つまり、この初等教員のみを養成、学校教育学部、そういう意味の新構想による教員大学とされている理由は、いま大臣のおっしゃった点と関連をいたしまして、なぜ初等教育だけに重点を置いていくのか、その理由は何でしょうか。

○国務大臣(砂田重民君) それは初等教員に対して特にそういう要望が強いことでもございます。中学校、高等学校の教員を確保していくよりも、今日の現状は初等教員を確保することの方が困難な事情にありますことは、これはもう委員も御承知のところでございます。そういうことから初等教員に重点を置いてスタートをいたします教員大学でございます。

○勝又武一君 高等学校の教員の養成については、問題はないというようにお考えなのではないか。問題があるんじゃないでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 高等学校教員の養成についても、もとより問題があると考えております。

現在、開放制のもとにおいて、教員養成は実施をされているわけでございますけれども、高等教育の規模の急速な拡大に伴いまして、課程認定を受けて教員の養成に当たる大学の数は非常にふえているわけでございます。それに伴って、教員の免許状の取得を希望し、あるいは取得をする者の数も非常にふえてまいっております。実際に教職

につく者との間の数の開きというものも著しくなっておりますが、そういったことに伴って、一般の大学における高等学校、あるいは中学校における教員の養成というものが、実質的に十分に充実をされているかどうかという点について、従来から御批判がございまして、そういった問題については私たちが十分に意識をいたしております。

○勝又武一君 問題があるというこのようでありますが、そうしますと、小、中教員の養成に限定するといましようか、新構想の教員大学。これといま御指摘の高等学校の教員養成について問題はあると思うんだ。しかし、この法案自身は初等教員にのみ限定をされている。この矛盾はどう考えたらいいでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 教員大学の場合には、先ほど大臣からお答えを申し上げましたように、現在初等教育教員の養成につきまして、一つには教育のあり方について、初等教育が非常に学校教育の基礎として重要である。その教育には児童等の発達、あるいは成長についての総合的な理解の上に、原則として全教科領域にわたった能力というものが要求をされる。あるいは小学校と幼稚園の双方にわたる広い視点も要求されているというようなこともございまして、これまでも既設の教員養成大学におきまして、いろいろとその養成のあり方について工夫をしなければならぬとされ、また、その工夫の努力が行われてきているわけでございます。そういった点から、この教員大学については、まず初等教育教員の養成課程というものを置きまして、そこで既設の大学の場合には、小学校教員の養成課程のほか、中等教員の養成課程であるとか、あるいは特殊教育の教員の養成課程等が置かれて、そういった全体の課程のあり方というものを考えながら、いろいろと工夫が行われるわけでございますけれども、他の課程との関連等もあって、なかなか十分にいかないという点があるというのは、参考人等の御発言にも出てきているところでございます。この大学ではそういったほかの課程との関連というも

のとらわれないで、初等教育教員の養成の新しい方向を開くというような意味を含めて、これまでに各大学でいろいろ努力されてきている、たとえばピーク制等の問題等について、さらにいろいろな工夫、改善を図るようによいでしょう。そうして、そういったことが既設の教員養成大学の教員養成のあり方についても、いい影響を与えるということが期待されるということを考えているわけでございます。

また、初等教育教員の養成におきましては、申し上げるまでもなく、学校教育に関する実践的な教育研究が非常に大事だということが言われているわけでございますけれども、教職の経験者が多数入学をする大学院を持っている、その大学における教育研究というものは、学部の初等教育教員養成のための教育の改善充実という上にも、非常に効果的に働くであろうということが期待できるわけでございます。加えて、小学校の教員というもののについては、全国的な需給の上からいまして、さらに養成数の増を図っていくなければならないという状況がございまして、そういった点を考えて、教員大学の場合には、初等教育教員の養成課程を置くということとを学部の段階では考えたわけでございます。中学校教員あるいは高等学校教員の養成というもののについては、もちろん問題もございまして、これは先ほど申しましたような開放制のもとにおいて、現在行われている、主として中等教育教員の養成というもののあり方というものを、どのように改善をしていくかという角度からとらえていかなければならぬものでございます。この点については、すでに四十七年の教養審の建議においても指摘をされているところでございまして、教養審の建議については、それを実現をするために必要な前提となるいろいろな条件の整備というものが必要でございまして、それに鋭意努力をしているわけでございますが、教員大学の学部の構想として、初等教育教員の養成課程を置くということと、現在の開放制のもとにおいて、非常に困難な課題を抱えている中等教員の養成課程を全体

としてどのように充実をしていくかということとは、やや性質を異にした課題であり、また、異なった対応が必要であると考えるわけでございます。そういったところから、教員大学の学部については、初等教育教員の養成というものについて、限定をした課程を設けているわけでござい

○勝又武一君 大臣からも、局長からも、一つは小学校教員については、特に需給関係がやや困難だという意味の御指摘があったと思うんですね。それから、特にこの小学校教員についての、初等教員についての問題は、教育のいまのあり方の問題、あるいは全教科担任の問題、実践的な教育研究のこと、あるいは四十七年の教養審の建議、こういう提起が、御説明がありました。それから中学、高校の教員等については、既設のいまの教育制度を充実していくんだという意味合いに私はとれました。そういう意味で、以下それらの点を少し具体的に、いま御説明がありました点についてお伺いをしてまいりたいと思います。

そこで、第一に、この需給関係にかかわる問題であります。正直に言いますと、文部省に私調査を求めたわけなんです。特に小、中、高の学校種目別に受験者数と採用者数の調査を求めましたが、残念ながら私の手元に参りませんでした。それはトータルでしかありませんでしたので、こういうふうに考えるしかなかったわけでありまして。

それで第一に、文部省がいままで発表されている数字によりますと、一つは再三本委員会でも議論のデータになっている教員免許状取得者と教員就職者の数というのがございまして、それからもう一つは、私の手元に参りました文部省の学校種目別ではない受験者数と採用者数、それから倍率という、この二つしかありません。

そこで、特にこの免許状取得者と教員就職者数の関係を文部省の数字で見ますと、教員養成大学と学部は、小学校で免許状取得者は一万二千九百、就職者数が七千八百、中学校では同様に一万

それについて、現在は短期大学を卒業して、小学校教員になる方ももちろんあるわけですが、きつめ、やはり全科を担任をしながら、しかも特定の教科については十分なビークを持った教育というふうな、そういうすぐれた小学校教員の養成、あるいはその安定的な供給という点を考えますと、目的大学と申しますか、教員養成大学、あるいは学部における養成というものが、小学校教員については、やはり相当な部分を占めていくということが必要であると考へます。それは、小学校教員の質というものを維持し、あるいは向上させていくという観点からも、どうしても考えなければならぬことと考へます。どこから小学校の教員が供給をされてくるか、実質的に数の上ではつじつまが合うということだけではなかなか対応できないということがあるわけと考へます。そのことはもちろん短絡的に現在の短期大学における小学校教員の養成というのを否定する趣旨で申し上げているわけではございませんが、これからの教員定数の自然増、あるいは改善増ということ考へる、それに対応して、小学校教員全体の養成、あるいは供給の質というものを維持するということ考へますと、どうしても国立の教員養成大学学部の入学定員というもののについて、現在よりもこれを拡充をしていく、従来続けてきた拡充の努力というものを継続をしていくということが必要になるわけと考へます。

○勝又武一君 単なる数が不足だからということ、ややいまの点で明らかに不足だと思ふのです。数の点では確かに受験者数で言えば三・五倍ですから、数が少ないから、つまり供給不足だからということにはならない。言ってみれば、短大というものを短絡的には言わないけれど、質の問題がありまふと、こういう趣旨の御答弁だというように私も承ります。

これは大臣にお伺いしたいんですが、とすれば、なおさら受験者数六万三千二百六十一人という方々は、教員養成大学で何人、それから一般大学で何人、短期大学で何人、大学院から何人、こ

ういう内訳というのがあつてしかるべきだ。これは四十七都道府県に開けば、文部省の号令一下はかのことをやられることを考へると簡単にできるんじゃないか、何でもこの程度のことと考へていいの、やらないというところは、やられるお気持ちがないのか、余りそんなことは必要ない、つまり短絡的に考へると、あるいはいや小学校は数が少ないんだと、こういうふうに思つていらつしやるというように私は指摘せざるを得ませんので、この程度の数字は文部省としてもすぐに出すべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(砂田重民君) いまの御指摘の、都道府県教育委員会から提出をしていただきました数字の集計の六万何千という数字、これはいまおつしやつたような、教員養成大学を出た人が何人という、その内訳の調査は、都道府県教育委員会に私ども問い合わせまして、その調査をいたします。ただ、もう一つ問題がございまして、これは、東京と、千葉と、埼玉と、どこかで教員として就職したいという方もダブつてきていられるわけと考へますから、その点も調査をしなければ実際の数字が出てこないと思ひますので、それらの点も都道府県教育委員会に問い合わせましてその調査をいたします。ただ、教員たらんと志望なさる方々の数を検討いたしますときには、もう一つの方、勝又委員も先ほどお使ひになりました、新規卒業生の数で判断をしてまいりる方が正確な数の推定ができる。と申しますのは、いま申し上げましたように、東京か千葉か埼玉かどこかで先生に就職したいという方が、まあ平たい言葉で言へば何千人かけて志望しておられる、その集計が六万何千人になつていられるわけと考へますから、比較的正確な将来推定等考へますときには、新規卒業生の数で一万二千幾らという、先ほど勝又委員もお挙げになりました、この数字で考へる方がより正確な推定ができるわけと考へます。

私ども先ほどから、大学局長もお答えをいたしておりますように、数だけで判断することは間違いだと思ひますが、やはりこれから五十七年にか

けまして、小学校、中学校の児童、生徒増が百三十万も出てまいります。これに対応しなければならぬというところは、実は私どももいたしましては少々驚異な数字でございまして、初等教員の定数を確保いたしますために、いまのままでは大変不安である。いままでやつてまいりましたけれども、やはり増算を考へていかなければならない、教員大学もそのような趣旨を踏まえての構想を立てたわけと考へます。いまの調査はいたしま

○勝又武一君 それでは、もう一つこの問題でお伺いしますが、この教員免許状取得者と就職者との学校種目別の関連を見ますと、特に高等学校の場合には、教員養成大学よりも一般大学の占める比率が相当程度高いわけですね。就職状況においてもそうだと思います。それから、中においても一般大学、もちろん短期大学というところは議論があると思ひますけれども、一般大学という出身、短期大学という出身を含めても、小、中においても相当程度占めていられることが、この数字から判断されますが、この点について、どういう評価を文部省としてはなさつていらつしやるのでしょうか。あわせてやはり戦後三十年間、こういう教員養成大学以外の一般大学の出身者の方々が果たしてきた、戦後教育を担ってきた役割といういふことも含めて、そういう役割について、大ざっぱで結構ですけれども、どんな評価をなさつていらつしやるか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のとおりの実情にございまして。また、それが一つには戦後とられてきた教員養成の開放制というもののいい点があらわれているところでもあらうと思ひます。御指摘のように、一般大学を卒業されて就職につかれた方々が、これまでの教育の発展というものを、ことに中等教育の部分について果たされてきたというところは、私ども十分に評価をしてい

いては、これは事の性質上、主として目的にふさわしい特別な教育課程を持ったいわゆる教員養成大学で養成をするということがたてまえてあろう。中等教育の教員のある割合は、目的に応じた教員養成大学で養成をするということであるけれども、やはり他方一般の高等教育機関の卒業者で、一定の要件を具備した者については、広く人材を誘致をして、すぐれた教員の確保を図つていくということ考へているわけと考へます。私ども教員養成の方向というものは、そういうことでこれまで進んでまいりましたし、またこれから進んでいくことであらうと思ひます。

○勝又武一君 それでは次の問題に移りますが、現在の教員養成制度に全く問題がないと、こういうことになれば、教員養成大学を創設するといふ趣旨も非常に薄弱になると考へますが、先ほどから御指摘のように、教員大学を創設する趣旨から考へますと、現行の教員養成制度について、相当多くの問題があるといふようにやはりお感じになつていらつしやると思ひます。そこで、現行制度に問題があり、欠陥がある、そしてなかつたこの教員大学をつくる、こういうことになりまふと、正直言つて、うんとわかりやすく言えば、全部これは初等教員については、教員養成大学のよりな形に変えてしまふ、こうするか、あるいは現在の教育制度というのを、教員養成大学をつくるような趣旨で直していく、是正をしていく、こういう考へ方も生まれてくると思ひます。だから、教員養成大学もつくるし、現行制度も直していくんだという御説明がずっと続いているわけですが、そういうふうに私も理解をしてきてい

善の方はやや力が抜けていく、こういうように心配せざるを得ないんですけれども、この辺は再三再四の御説明はそういう説明なんですけれども、ここが非常によくわからないところですからあえてお聞きするんですけれども、どうなんでしょう。その辺は、本当にそういうように文部省としてはお考えになっていらっしゃるんですか。

○政府委員(佐野文一郎君) まず国立の既設の教員養成大学と、この新しく創設しようとする教員養成大学との関係というものを考えてみる必要があるわけですが、教員養成大学は、御案内のように、主として教員に高度の研究、研さんの機会を確保することを趣旨とする大学院を設けるわけですが、これを設けることは、今後現職の先生方の研修の意欲というものを高めるというところが十分期待できるわけでございます。

それと同時に、既設の教員養成大学が大学院の構想をこれから御検討をいただく場合におきましても、現職教員の受け入れについて、積極的な検討が進められていくであろうし、また教員養成の大学院を設置するということが、既設の教員養成大学の大学院の整備ということについて、それを推進する力として働いていくということも十分に考えられるわけでございます。また教員養成の学部では、先ほど申し上げましたように、初等教育教員の養成について、これまで指摘されてきましたようなさまざまな面で工夫、改善を図ろうとするわけでございますけれども、そのことは既存の教員養成大学学部における初等教育教員養成の改善をやはり一層推進させることになるであろうと思っております。

学校教育に関する実践的な教育研究ということが現在欠けているという御指摘もございまして、けれども、そういった点の推進についても、大きな効果が全体として期待できるわけでございます。教員養成の設置というものは、まさに既設の教員養成大学学部の充実というものを促進するし、また教員養成というものを今後充実をしていくためには、教員大学の整備ということと並んで、既設の

教員養成大学の教員組織であるとか、あるいは研究費であるとか、そういった教育研究条件の整備充実ということを考え、それと一体となって進めていかなければならない性質のものでございまして、から、そういう方向での施策の推進ということをしていかねばならないと思っております。

教員養成大学学部における養成のあり方というものの全体を通じて問題がないわけではございません。それは教員養成の教育課程の工夫、改善の面につきましても、教育研究条件の整備についてもいま申ししたように努力をしていかなければなりません。それが、そのことや性質を異にするものとして、先ほど来申し上げております一般の大学における、主として中等教育教員の養成のあり方というもののについての改善の課題があるわけでございます。これは非常に免許状を取る者の数がふえてきておりますので、そのことに伴って、一般大学における教員の養成が中核的形式的な養成になっている面がある、そういう御指摘があるわけでございます。これについては四十七年の教養審の建議におきましても、免許状の種別の整備の問題であるとか、あるいは免許基準の引き上げの問題であるとか、その中における教育実習の期間の延長の問題であるとか、現在の教員養成の質というもの、より充実させるための提案があるわけでございます。そういう方向での努力を続けてきているわけでございますけれども、実際に免許制度を改正をするということを実施するためには、前提となる大学院の整備の問題であるとか、その他諸般の条件整備が必要でございますので、それを進めながら現在検討を続けている、そういう方向での一般大学における教員養成のあり方の改善、充実というものをあわせて進めていかなければならない。これはやや事柄を異にした、全体としてはもちろん教員養成の改善、充実というところでございまして、課題になると考えているわけでございます。

○勝又武一君 先ほどからその点をくどくお聞きをしていて趣旨は、一つは後半に、私は小学、中学、高校等の人事交流、あるいはそれにかかわる免許制度、こういう問題についても、お聞きをしたり、意見を申し上げたいというふうに思っているから、その関連もありますので、ややくどくお聞きをしていくわけですが、もう一度お聞きしますように、本教員大学というものは、既設の教員養成大学、つまり教育学部系、あるいは一般大学の充実、こういうことと、格差をつくらない、エリート校にはしない、こういうことは再三言われているわけですね。そういう意味からいくと、もちろん小学校教員の養成と、中学、高校教員の養成という違いはありますけれども、再三局長がおっしゃる事柄としての養成制度からいけば、充実をするという方向性からいけば、この新たな教員大学も、既設の教員養成大学も、それから一般大学も全く同程度、同じように力を入れて充実していくんだと、こういうことをくどいようですけれども、あくまでも文部省としてはお考えなんですね。

○政府委員(佐野文一郎君) 教員大学の創設というものが、既設の教員養成大学学部の充実ということについて、いい意味での刺激を与える、そして教員大学と既設の教員養成大学学部とが、それぞれ協力をして、お互いにそれぞれの大学学部における教育研究の成果というものを交流をしていくというふうなことも通じて、両方相まってわが国の教員養成のあり方というものを向上させていくという、そういう期待を持ってつくっていくわけでございます。全体の教員養成というものを充実をしていくために、既設の教員養成大学学部の教育条件の整備というものを十分に考えていかなければならないというところは、先般御答弁を申し上げておりますように、私たちの基本的な方針でございます。

一般の大学における教員養成の充実というものは、どのように取り組んでいくかというのは、御指摘のように、国立の教員養成大学学部をどのようにに整えていくかということや異なるたむずかしい課題を持っております。開放制のもとにおける一般の大学、短大における教員養成の内容というものを、どのように充実をしていくかということは、ひいては根本的には現在の教員養成制度のあり方と申しますが、あるいは免許制度のあり方というものと及んでくる重要な課題でございますので、そういう角度を含めて対応していきたいと考えているわけでございます。

○勝又武一君 正直に言いますと、よくわかりません。やっぱりこの教員大学というのを創設をするというのは、私は正直言ってしまうと、いけば、そしてそれに重点を置けば置くほど、今後の動向の中では、どうしても、率直に言ってしまうと、教員養成大学、つまりいままでの既設の教育学部系、あるいは特に一般大学の教員養成制度とは格差がついていくだろう、いろいろの点で。こういうふうに正直に思わざるを得ません。そしてまたそうでなければ、この教員大学をつくる意義を強調されている方々の主張からすれば、また逆の意味の矛盾が出てくるんじゃないかというふうに思わざるを得ないわけですね。そこで、この議論は果てしないと思いたすので、角度を変えて、ひとつお聞きをいたしたいと思いますが、四十七年の七月に発表された自由民主党文教制度調査会と文教部会とが、「教員の養成、再教育並びに身分・待遇の根本的改革について(中間報告)」というのがあります。このうちの教員養成にかかわる項目と、本法案と根本において重要事項が一致している向きが幾つか散見されるのでありますけれども、これについては大臣はどのようにお考えになりますか。

○政府委員(佐野文一郎君) 教員養成の充実を期すると、そういう趣旨のもとに新しい教員養成大学を構想し、その新しい構想の大学とあわせて教員再教育のための大学院を構想するということが、御指摘の提案の中には掲げられているわけでございます。こうした教員の再教育と申します

か、研修と申しますか、そのための機関というものを整備していくという考え方は、中教審においても指摘をされておりますし、また、教員養成審議会においても指摘をされているところでございますし、そういった方向を自ら進め、この中間報告の御指摘と考え方としては一致をされているわけでございます。具体的構想の中身につきましては、設置の形態が特殊法人ということが構想されている点であるとか、あるいはこの中間報告において構想されている新構想の大学院の卒業生に対して、給与等において特別の処遇をするというような点であるとか、やはり現在御提案を申し上げている教員大学とこの中間報告とは、具体的構想においてはかなり違ふところがあるわけでございます。

○勝又武一君 四月の十八日時点でしょうか、教育学部三百六十八名の連名によります、本教員大学についての反対の向きが明らかになりますけれども、これについてはどのようにお考えに、何て言うんですか、これに対する文部省の批判といえますか、考え方といえますか、その辺はどうでしょうか。

○政府委員(佐野文二郎君) 国立大学協会の関係の特別委員会においていろいろ御批判があり、そしてその御批判というものをわれわれも受けとめながら検討を続けた結果、現在御提案を申し上げているような具体的構想というものを考えたわけでございます。そして現在の教員大学の構想については、国大協の特別委員会は十分にこれを理解をして、そして今後この大学がどのように発展をしていくか、そして当初の趣旨に従って発展をしていくかどうかについて、それを見守っていきたいということをお委員長も明らかにされているところでございます。そういう点については、この声明を出した方々についても、私は将来は御理解を賜ることができるといふように考えるわけでございます。この声明の中で、具体的に述べられている点は三つございまして、少なくとも今後この大学が具体的に整備をされていく過

程を通じて、この大学がこの国会においてわれわれがお答えを申し上げてきているような趣旨のものとして、既設の教員養成大学の整備と相まって、わが国の教員養成を前進をさせていく、そういう趣旨のものであるということとをさらに十分に御理解を賜るような努力をしていく。そういうことを通じて、この声明に述べられているような御批判についてもこたえることができるかと考えているわけでございます。

○勝又武一君 日本教育学会が、この教員養成に関する研究委員会の発足準備を始めたという報道がございますが、この点については、どのように文部省としてはお考えでしょうか。

○政府委員(佐野文二郎君) 具体的にどのような準備が現在進行中であるかについてはつまびらかにいたしませんけれども、教員養成の問題について、いろいろな方面で検討が行われるということは望ましいことであると考えております。

○勝又武一君 さらに、中央教育審議会で、引き続き教員養成の方法、あるいは教員像のあるべき姿、教育実習のあり方、それから現職教員の研修ですが、そういう問題について本格的な検討が続けられている向きの報道がありますし、けさの一般紙にもちよつとありまして、さらにまた、近く総会で云々という記事もございましたが、こういう点が、中教審答申ですから、当然教員養成大学と文部省の考えていらっしゃるのと矛盾は恐らく生れないというように想定はされるでしょうけれども、問題の事柄から言って、いろいろの場合のこともまた出てくることも予測をしてもいいんじゃないか、メンバーも違つてくれば、そういうことよくわかりませんが、そういうような、引き続き前回の中教審答申、教員養成建議、そういうことで、いま新構想の教員大学、こういうことでございますけれども、時間的に言えば、さらにそういういろいろの角度からの、私は日本教育学会だけをあげたらうつもりはありませんけれども、そういういろいろな角度からの討議というものが十分尽くされていいんじゃないか、そういうよう

に思いますけれども、この辺はそうそう矛盾は生じないというふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(佐野文二郎君) 教員養成の改善については、非常に広い課題があるわけでございまして、そういったそれぞれの課題について、さまざまな形でのプログラムが進行していくわけでございます。教員大学は、そうした教員の養成と研修の改善、充実を図っていくといういろいろな施策の中で、とりわけ今日の重要な課題になっている、大学院における教員の高度の研修の推進という点と、それから、改善、充実のための工夫が必要な初等教育教員養成の面での新しい方向を開く、そういったプロジェクトとしてそういう課題にこたえていくというものでございます。

教員大学がどのようなものとして具体的に育っていくかという点は、これからこの大学の創設にかかわる方々の努力にもよるところであり、また、その努力の過程でいろいろな御意見を承りながら、国大協も言っておられるように、既設の大学と相まってお互いに、何と申しますか、相ともに成長をしていくものとして、これが充実をされていくような努力をしていかなければならないわけでございます。

しかし、教員養成の課題というのは、もちろん教育大学を設置するというのももって済むわけではない、これはいま申しましたような一つの課題にこたえるためのプログラムでございます。それ以外のさまざまな問題点については、各方面におけるいろいろな御指摘があるわけでございまして、あるいはこれから御指摘を賜ることができるところでございましょうから、それを十分に伺った上で、教員養成の改善、充実というものを進めていかなければならないと考えております。そういういろいろな教員養成の改善のための諸施策の中に、この教員大学の創設というのは矛盾なく、また非常に重要なプロジェクトとして位置づけられていくと考えているわけでございます。

○勝又武一君 先ほど大臣からも、国民なり、教員なりからの強い要請があつてという御答弁があったと思うんですね。私は、それで一つ、二つ感ずるんですが、国民の要望、教員の要請というのをどう受けとめるのかということですね。一つは、やはり科学的な調査ということが私は必要じゃないかというふうに思うんですね。たとえば、これは一例です、現職教員が大学院への入学というのを本当にどの程度の人数にいて望んでいるんだろうか。私は、現職教員が、本案にありますように、三年以上上たつて大学院へ入学をして、研究を進めたり、専門的な学術的な高度の研究を進めるといふことについていささかも反対はありません。ただ、現職教員の願望が、教員の研究ということ、大学院への入学ということが圧倒的に多いんだという科学的な調査なり、根拠はおありなんでしょうか。つまり、もっと端的に言えば、現職教員の一体何％がそのことを本望に望んでいるんだろうか。そういう調査というのを一体文部省は現職教員からおやりになったことがあるんだろうか。現場からの要請、国民からの要請ということがありますけれども、この辺はどうなんですか、一例ですけれども。

○政府委員(佐野文二郎君) 文部省において、全国の教員を対象にして、いま御指摘のような大学院進学希望の調査を行ったことはございませんが、たとえば五十二年三月に栃木県の小学校長会が実施した無作為抽出による小学校の先生方の希望を調べた結果を見ますと、大学院における研修について進学をしたいという方が一四・四％、条件を整えば進学をしたいという方が四五・二％、両方合わせて五九・六％になっております。母数が二千名をちよつと超える調査対象でございます。そのうちの約千二百名の方々が大学院において研修をしたいという御希望をお持ちでございます。こういう状況から見まして、やはり現職教育についての先生方の御希望というのは、非常に高いというふうに考えているわけでございます。

○勝又武一君 栃木県をこしらへあげたらうけ

な根性はありません。しかし、全国的なそれが傾向だらうかということになると、私はやはりややこの点については疑念を抱かざるを得ません。ですから、もっと現場の教員が現職教育について何を望んでいるのかということは、私は、文部省としてはもっとやっばりシビアに、的確に把握すべきだというように思います。

そこで、何かそういう意味の、現職教員だけでなく、ややこれは官庁統計としてはおかしいかもしれないけれども、現在の学生、あるいは現在の高校生、あるいは一般の父母、そういう方々が、本場に現職教員の欠陥は何か、現職教員の欠陥を埋めていく方途というものは何なのか、そうしてまた、一番該当者である現場教員たちが本場にいま自分たちの欠陥を是正する研究制度というものは何を望んでいるのか、こういうことはぜひ栃木県の一例だけでなく、今後ひとつまた私は文部省としてはおやりになったらどうだろうかと思えます。

それは別にしまして、いままでのお話のありました審議会なり、特別委員会なり、調査会等の答申、これは拝見をいたし、同時にまた衆議院でも参議院でも議論が尽きないわけでありましたが、まだまだいままでの内容では、私は十分な国民に対する説得力があるというふうにも思えません。

そこで、一つは国・公立あるいは私学も含めた大学の関係者の皆さん、そういうやっばり圧倒的な合意というものが、事教育の養成制度にかかわるわけですから、そういう合意が必要ではないのか、そういう意味では教育の最重要課題であります教員養成制度の根本的な問題であるわけでありますから、そういう意味の、それぞれの関係者の皆さんのもつとも合意というものを煮詰めていく努力も必要じゃないだろうか、そんなように考えるわけですが、この点については、これはひとつ大臣でも、局長でも結構ですけれども、どうでしょうか。

○国務大臣(砂田重民君) この教員大学は、昭和

四十六年の中教審答申を受けて準備が始まったわけでございます。もう相当な年数の間、各方面でいろいろな活発な議論が続けられてまいりました。ある時期には、先ほど先生が御指摘になりましたように、自民党の文教問題調査会等、こういう形で進むのがどうかという御答申もあつたわけでございます。鮎坂調査会の報告もまたございました。そういうものを受けて、各方面でいろいろな議論が尽くされて、先ほど先生が御心配になっておられますような、エリート教員のみを特別に養成する大学ではないか、そのような議論もあつたわけでございます。そういう性格のものではなくて、やはり既設の教員養成大学の充実整備と相呼応して、教員の資質向上に役立てる、そういう養成の一つの手段としての教員大学という構想がだんだん固まつてきたわけでございます。あの時期には、国大協もこの新構想の教員大学というものに危機の念を持たれた時期がありましたが、これも事実でございます。その都度、文部省としての考え方を御説明をし、また国大協、あるいは国大協の須田委員会等が御指摘になりました点も取り入れたながら、今回の法案をつくることまでまいりましたわけでございます。十分議論を尽くせたいことは当然のことでございますから、教員大学の内容等についてはまだこれからもさらに準備を進めてまいらなければならないことでございます。須田委員会等とも、まだ今後いろいろ御意見を拝聴しながら進めてまいらなければならないことでもございます。先ほど勝又武一君が御指摘になりました、慎重な検討を求めるといふ声明書に署名をなさった方々も、私は十分な御理解を得られるものと、さように確信をいたします。ただ、積極的のこれらに問題提起をいたしながら、国大協の側とはまだなお御相談をし、その御意見を承りながら、準備室を中心に、間違いないものにつくり上げていく、いかなければならない、かように考えるものでございます。

○勝又武一君 それでは次に、教員大学と現行教員養成制度、こういう関係についてお伺いをしたいと思うんです。この教員大学は、いままでの再三の御説明によりますと、教育技術あるいは実地研修、いわゆる教育実習に重点を置く、こういうふうになっていくと思うんです。衆議院の文教委員会会議録によりまして、たとえば教員大学についての、これは参考人の賛成意見でありましたが、大学新卒の教員にすぐ求められるからという点で、実地に役立つ教育技術、実地的な教育指導の方法に重点を置く、こういう個所がございしますが、これらを総合して、教員大学の特に大きな特徴というものは、そういうような点にあるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 教員大学が学校教育

に関する実践的な教育研究に重点を置くというのは、この大学の創設を考えた場合の一つの特色でございます。しかし、そのことは、単にいわゆる教育技術と申しますが、そういうものをこの大学において教えていく、そういうことを考えたものではございません。また、この大学の大学院といった技術的な面をもつばら研修をするというふうなことではございません。大学として十分な教育研究というものをやっていく。その場合に、従来の教員養成のあり方において、御指摘の強かった教育の実践的な面についての教育研究の不十分な点というものを、この大学においては特に意識をして改善を図っていくこととござい

○勝又武一君 よく言われておりますように、大学における教員養成の原則、大学等の設置別を問わず、教員免許取得に必要な課程履修を資格要件とする開放制免許制度の原則、これもよく言われるわけですが、この点は文部省としてはどうなんですか。これは是正されるんですか、それともこの方針には変更はないんですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 教員養成につきまして、戦後とられてきた開放制の原則というのは、

これはどこまでも基本に置いて尊重をしていくというところでございます。

○勝又武一君 そうしますと、くどいようであります。教員大学は学校教育に関する実践的な教育研究、このことが一番大きな特徴であり、モットーである。一般大学は先ほど言いました開放制を基調とするでありましょうし、私はやはり特徴として当然違ってくるというふうに思うわけですね。この点については、そういうそれぞれの特徴を生かすと、こういうことなのか、あるいは教員養成大学、いわゆるいままでの既設の教育学部、この方も実は教員養成としては、特に初等教育ということに限定しても結構ですが、学校教育に関する実践的な教育研究が不足しているから、そつちの方も教員大学と同じように重点をかけて直していくんだと、つまり教員大学の構想する学校教育に関する実践的な教育研究というのは、教員大学だけではなくて、現在ある既設の教育学部、こちらもうそういうふうに変えていくんだと、こういうふうにお考えなんですか。この辺はひとつはつきりしていただけないでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 既設の教員養成大学学部におきましても、実践的な教育研究を推進をしていくということについては、十分な問題意識をお持ちになっておられます。そのためのカリキュラムの上での工夫であるとか、あるいはその推進のための特別なセンターの設置というふうな工夫も行われてきているわけでございます。あるいは大学における現職教員の受け入れという点についても、これは既設の教員養成大学の大学院においてもそれは課題として考えられ、そのための改善ということも具体的に東京学芸大学等においては検討をされているわけでございます。既設の大学がどのような形でそれぞれの教員養成のあり方を改善していくかというものは、まずそれぞれの大学の自主的な御努力に待たなければならぬことについて、私たちは確信をしておりますけれども、そういった既設の大学の努力、あるいは実績

というものを尊重しながら、教員大学が既設のそういった大学の努力というものに好ましい影響を与える、そういうことを期待をして、この大学の設置をするわけでございます。

先ほど来申し上げておりますように、両方が相まって教員養成の充実、向上というものが図られていくと、そのような期待を持っているわけでございます。

○勝又武一君 そうしますと、この新構想の教員大学と、既設の教育学部とは、学校教育に関する実践的な教育研究、そういう点では全く同じになつていくんだと。一般大学の教員養成課程の方はどうなるんでしょうか。全くこの方も同じような趣旨で、学校教育に関する実践的な教育研究、このことに重点を置いた、そういう形に一般大学の方も、文部省指導としてはそうなっていくんでしょ

うか。

○政府委員(佐野文一郎君) やはり教員養成を目的として設置をされている大学の場合と、一般の大学で課程認定を受けて教員養成を行っている大学とは、そもそも大学が設置をされている趣旨といふものが異なりますし、それぞれの大学の機能している態様というものが異なるわけでございます。教員養成大学であろうと、あるいは一般の大学であろうと、教員養成の内容、質というものを充実していく。そのときに戦後の開放制のもとにおいて、非常に広い視野を持った教員が教育界に迎え入れられていくという、そういったよきはあるけれども、一面教育の面における実践的な指導能力というものが不足をしているというような御指摘は従来からあるわけでござい

ます。その点は一般の大学も、これからの教員養成のあり方についてももちろん御工夫を願わなければならぬこととでございますし、特に現在問題になっている教育実習のあり方というようなものについては、特に一般大学における中等教育の教員の養成の場合の教育実習、それをどのように改善をしていくかという点について、工夫と努力が要るところでござい

ます。基本的にはそういう状況

にございますけれども、教員養成大学の場合と、一般の大学の場合とは、やはり事柄を分けて考える必要があるかと思ひます。

○勝又武一君 私は、教育現場の経験から言ひましても、特にこれは大臣もよくおわかりと思うんですが、教育というのは一人の教師だけが、自分がオールマイティーで、自分の学級王国だけをつくつて、そして四十五人なら四十五人の子供を教育するといううぬぼれを持つてはいけません。そういう教育に対する熱情と信念を持つことは非常に重要でありますけれども、もっと言えば、いろいろのタイプの教員がいて、学校教育というものが成り立っていくし、それは当然社会教育という問題にもかかわってくるというように思ふわけ

です。そういう意味では、私は正直に言ひまして、いまの大学局長の御答弁は正直で大変私は賛成なんです。やっぱり一般大学というのは、一般大学の、そういう開放制に基づいた教育の中から、画一的でないいろいろな考えを持った教員が生まれてきてい

ないんじゃないか、特徴のある教員が生まれていんじゃないか、私学出身の教員があつていんじゃないか、あるいはあるいはと言へば、民間から積極的に教員を採用するということなども今後考へてい

ないんじゃないか。ただ、言われていく教育実習の不足というのは別の意味で考へていく。こういう意味で、私は一般大学の欠陥を埋める方法、同時にそれは教員大学の出身の方と違つた、もっと幅広い教養と言ひますが、実践的な教育研究ということではやや不足をしているけれども、人間の幅広い教養なり、そういう意味で、もっと別の、うまく言へませんけれども、能力なり、力量を持つて

いる教員というのがある。片方には非常にそういう教育実践にすぐれた教員がいる。お互いが切磋琢磨する、お互いが総合的な力を発揮するということの中で、教育の相乗効果が高まってくる。こういうことだろうというふうに私も思ふのです。そういう意味では、正直に言つて、そこで最初からくどく聞いたのですけれども、格差なり、差別な

りが生じないという意味で、実は心配はするけれども、一般大学の教員養成課程というものの特徴があつていんじゃないか。そういうように思つていましたので、この点はくどくお聞きをしたわけ

です。そういう意味で、一般大学における教員養成の欠陥は何なのか。教員大学における教員養成の欠陥は何なのか。こういうことでの今後の議論を進めていく必要があるんじゃないか。そういうように思ひます。そうしないと、先ほど来出ています実践的な教育研究、つまり端的に言つてしまえば、教育技術、教育実地研修に基づく特徴面、このこととが両々相まっていい面を発揮する。この方がいいんであつて、それを何か一つのものにしてしま

う。こういうようにすることは間違ひじゃないかというように思ふのです。そうしないと、なかなかこの教員大学を創設するという根拠が非常に矛盾してくるというように私は思ふざるを得ません。

そこで、一つ観点を立ててお聞きしますと、中教審答申の中に「初等教育の教員と中等教育の教員のある割合は特別な教育課程をもつ教員養成大学で養成する」とありますけれども、このときの中教審が言つていました「ある割合」というのはどういう意味なんでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 義務教育の教員の中で、初等教育の教員については中教審のお考えは、主として目的にふさわしい、特別な教育課程を持った高等教育機関で養成するというお考えであつたと思ひます。

中学校の教員についてはまさに「ある割合」という御指摘があつたにとどまつておきまして、中学校教員の何十割を教員養成大学において養成するということのような具体の御指摘はなかつたと思ひます。

○勝又武一君 私が調べたのでは、そういう「初等教育の教員と中等教育の教員のある割合は」、こうあるのですけれども、そうしますと、この答申の志向している大学と、いまこの議論をしてい

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のようによく

免許状の乱発ということが言われます。そのことは先ほどの資料において御指摘もございましたように、実際に教員に就職をする者の数が、年度当初において四万人弱であるのに対して、免許状を取得する者の実数が十七万近い数に上る、そういうことをとらえて免許状の乱発という御指摘があるというふうに理解をしております。量的に非常にとは事実でございますし、またその授与に際して、たとえば教育実習という一般的なものが一般の大学の場合に十分に実施をされているかどうかという点を考えますと、学生が自分の出身校へ帰って、そこで教育実習を受けてくる、それが十分に大学の指導のもとに行われるというような点において欠けるという御指摘はございます。現在の一般大学における免許状の授与というもののついて問題がないわけでは決してない、改善すべき点はあると思えますけれども、十七万近い免許状の取得者が出てくるというところをもつて、直ちに免許状がすべて形式的に乱発をされているというふうなとらえ方をすることは適切でない。問題はございませうけれども、それを全部乱発だというふうなとらえ方をすることは適切でないと思えます。

○勝又武一君 一般大学、これは国・公立、私学を問わず、教員の養成課程について私も問題があると思えます。欠陥もあると思ふんです。是正すべき問題がいろいろあると思ふんです。特に多く言われます。たとえば教育実習という問題があると思ふんです。私もこの二週間・四週間というところについては再検討する必要があるというように思っています。ただ、参考人の方の意見、あるいはときどき本委員会でも、他の委員の方からも出ますような一年間の試験制度、こういうものについては私は賛成をいたしかねます。しかし、たとえば教育実習について、もっと長期にわたってやるような方法、こういう問題について、後でも触れたと思うんですが、考えることが必要だと思ふんです。

す。あるいは免許法の改正ということにも取り組

んでもいいんじゃないかということも生まれてくると思ふんです。問題は、一般大学にそういう欠陥があるから、免許状の乱発だ、一般大学はだめだ、だから実地教育に重点を置く、学校教育に関する実践的な教育研究をモットーとする教員大学だ、とこちでできやうだめだ、と、こういう短絡的な発想というものがある。私はやっぱりあると思うんです。そのことをやっぱりダイレクトに結びつけていくところに問題があると思ふんです。むしろやっぱ一般大学における養成課程の欠陥なり、問題点をどう是正していくのか、ここにこそウエートを置くべきだというふうに思ふんです。けれども、この私の見解は間違いないでしようか。

○政府委員(佐野文一郎君) 現在、開放制のもと

において課程認定を受けている大学の数が非常に多数に上る、それに伴って免許状を取得する者の数も非常に多数に上っている、そういう量的な問題というのは当然に養成の内容、質というものが、御指摘のようにな、一般大学における教員養成のあり方というものを、開放制の原則というものを、どこまでも維持をしながら、どのように改善をしていくかというところが重要な課題になります。そのことは御指摘のとおりでございます。また、そういうことは教員養成の現状が問題を抱えているからといって、従来の開放制というものを否定して、もつぱら目的大学における養成に切りかえるということがあるべき施策でないという点についても、これまた御指摘のとおりであると思ふんです。やはり現在の開放制の原則のもとで、目的大学と一般大学とが両々相まって、それぞれの特色を発揮しながら教員養成というものを充実をしていく、そういう方向で施策が講ぜられていかなければならないと考えております。

○勝又武一君 午前中はちょうどあれですからここで終わりたいと思ふんですが、そうしますと、午前中の私は総体として感じますと、やっぱそういう意味でいけば、まだまだ教員養成大学の創設

ということについては、そういう意味ではやっぱ

りももっとも慎重な配慮があつていいんじゃないかというように思ふざるを得ないわけですね。だから、現在の既設の教育学部の拡充強化、あるいは一般大学の欠陥の是正、そういうことをもって十分考えていく中で、教員養成制度というものを考えていくべきであつて、教員大学の創設について問題点というのは、まだまだあるんじゃないかというようにこの点思ふざるを得ません。しかし、時間の点で午前中は以上で終わりたいと思ふます。

○委員長(吉田実君) 本案に対する質疑は、午前

中はこの程度にとどめます。
午後一時から再開することとし、休憩いたします。
午前十一時五十七分休憩

午後一時九分開会

○委員長(吉田実君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国立学校設置法及び国立養

護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○勝又武一君 大学院への入学について伺いま

す。
もちろん、大学院が専門的な研究、学術的な専門を深める、そういう観点からいいますと、出身の大学、あるいは既設の教員養成大学の大学院で学ぶということでもよろしいんじゃないかというように私は思いますが、この点はどうでしょうか。つまり、問題は、現職教員をよりやさしく、あるいはより多く特別に大学院へと入れる制度をつくらうという、言葉が少し言い過ぎかもしれませんが、ややそういうきらいがあるような気がしてなりません。この点や無理があると思ふますが、この点はどうでしょうか。
○政府委員(佐野文一郎君) 現職教員の大学院レ

ベルにおける高度の研さんの機会の確保という点

につきましても、教員大学を設置をしてその要請にこたえていくということを考えるわけでございますけれども、それと同時に、既設の教員養成大学学部、大学院の整備を図っていく、そしてそこにおいても現職の先生方が受け入れられるようにしていきたいというふうに考えております。現職教員の研修の場というものを、教員大学の大学院に限るといふ考え方はもちろんございせん。ただ、教員養成大学学部の大学院におきましては、現職教員の受け入れということも、学部の教育の基礎の上に、さらに一貫的に大学院において高度な教員養成を図るという、そういう役割りがありますし、現在設置されているものについては、現実としてそのような形で機能をしている点が多いわけでございます。そういう点と、現職教員の研修をこれからできていく既設の教員養成大学の大学院がどのように調和をさせていくか、関連させていくかということについては、それぞれの大学の今後の検討に待たなければならぬ点があるわけでございます。

○勝又武一君 現職教員の研修なり、研究ということは、一つ別に考えていいというように私は思っています。ただ、大学院での研さんという問題でありますから、専門的な研さんという言葉が使われておりますけれども、これにかかわりまして、先ほどから議論をしております実践的な教育研究、そういう教員大学における大学院、これとの関係ですね、ですから、大学院というものの本来の性格からいけば、私はやや現職教員を大学院で研さんをさせるという、そこに一つのやや無理があるという、そういう感じがこの点いたしてなりません。なのでお聞きをしましたので、これはやや平行線のやうな感じがいたします。これ以上やめますが、特にもう一点です。この大学院というものは単なる教育技術の修得ではない、そして学術的な、専門的な研さんを積むという観点からした場合に、その大学院の卒業生が、指導的なあるいはエリート的な層に属してはなくて、小・中学校

の初等教員の養成でありますから、必然的に現場で授業をやるということはそうなると思います。が、実際の現場で小学生、中学生に授業を行う、このことがたびたび確認をされていると思います。が、そういうことで再確認をしてよろしいかどうか、そうして、そのことは、特別な待遇や管理職的な地位につくことでもない、こういう再三の答弁がありますが、そのこともあわせて確認してよろしいかということです。

○政府委員(佐野文二郎君) 教員大学の大学院を卒業した者に対して、特に特別に給与あるいは免許の上で措置を講ずるわけではない、そのことは再三申し上げてきているとおりでございます。また、教員大学の大学院で勉強をされる方々が、現場における現職経験を経て、課題意識を持ってさうらに高度の研さんを自発的に積もうという、そういう意欲を持った方であってほしいと考えているわけでございますし、そのような方々が教育の現場に再びお戻りになって、初等教育、中等教育の面で指導的な役割りを果たしていただくということとを念願をしているわけでございます。もちろん大学院で熱心に勉強をされようという意欲を持ったすぐれた方々でございますから、それぞれ将来はいろいろな分野で活躍をされるであろうし、それぞれの県における教科教育等の面においても、指導的な役割りを果たしていただくことを願うわけでございます。すぐれた方々を受け入れて、そしてそれらの方々が大学院の研さんを経て、それぞれの現場において指導的な役割りを果たしていただくということを念願をいたしますけれども、これはこの大学院がいわゆる校長なり、あるいは教頭なりになる方の養成ということを目的とするものでないということはもちろんでございます。

○勝又武一君 そういう意味で小学校、中学校、高校の格差の問題なり、人事交流の問題にあわせずてお伺いをいたします。

いまありましたように、私は大学院というのは、この教員大学の大学院でなくて、既設の教員養成大学の大学院なり、一般大学の大学院でいい

というようにいまでも思いますが、これは別にいたしまして、その大学院の卒業生が小・中学校の授業をやるということは私は非常にいいことだと思えます。としますと、このいわば大学の講師、助教授クラスの方が、言ってみれば小・中学校の授業をやるということは非常にいいことだ。としますと、たとえばいま小学校、中学の人事交流というのがありますけれど、もつと中学と高等学校との人事交流なり、あるいは小学校と高等学校の人事交流ということがもつと積極的に行われていいというように思えますけれども、これらについては文部省はどんなお考えをお持ちになりますか。

○政府委員(諸澤正道君) 先生がいろんな段階の学校の教育を体験されるということは、先生としての能力の幅を広げるという意味からも、またそれだけの学校にとっても、言ってみれば新しい気風を吹き込むという意味からも、意義のあることであらうと思うわけでございます。ただ、現実には小学校は免許状も全科担任制でございますし、中、高は専門に分かれておるといふようなことがございますし、また給与上は小、中と高等学校で違いは御承知のように、別建ての俸給表になっておるといふようなことからいたしまして、全面的にこの人事交流が円滑にできるというような体制ではないでございます。しかしながら、また一方、実際にこの教員の免許状を取ります場合に、小学校の養成課程であっても、何かピークを立てて、特別の教科を勉強して、中学校の免許状を復免として取るというようなことも相当やっておりますし、中学校の一級と高等学校の二級は同じ学歴で取れますというようなこともございますんで、現実には私もども悉皆調査をしたわけではございませんけれども、それぞれの県において限られた範囲でありますけれども、小、中間、あるいは中、高間、あるいは特殊学校がございまずけれども、特殊学校と普通の学校との交流というようなことが、やられておるといふふうに承知しておるわけでございまず。

○勝又武一君 小学校、中学、高等学校、それぞれ進うんですが、教育の本質からいけば、一般的に言われている小・中学校と高校との間のものもろの格差、そういうものは私はなくなっていんじゃないか、たとえば給与ということもいろいろ歴史的な変遷があるわけですね、戦前の差があった場合、戦後一度小学校、中学、高校の給与上の差も一切なくなつた場合、それからまた高校の給与が小学校、中学と分かれた、いわゆる給与三本立てという歴史的な変遷等がありますが、私は給与などは小学校、中学、高校、すべて同じでいいというように認識をする一人でありますけれど、その議論は別にいたしましても、もっとそういう意味ではやっぱり小学校、中学、高校の、そういう意味の格差というものがなくなっていんじゃないかというように思うんですが、その点はどうでしょう。

○政府委員(諸澤正道君) 給与のお考えにつきましては、現実にはいまの小、中と高等学校の俸給表も、最近の小・中・高等学校の教員の学歴というものがあるが、一律に大学四年卒という者が大部分を占めるように、特に若い方がなっておりますから、採用後十三、四年ぐらゐまでは、逐次同じグレードに持っていくという操作を人事院でもしておるやうでございますから、これは、教員構成の変更に応じまして、逐次そういう措置がとられるであらうというふうに私ども考えておるわけでございます。

ただ、その職場としての格差と申しますか、その点につきましては、やはり人事交流はもちろん必要なんですけれども、免許法のためには、小学校の教諭免許状、中学校教諭免許状、高等学校教諭免許状というふうに、それぞれ分けております趣旨は、やはり小学校は全科を担任するのがなす趣旨であるし、中学校は教科であり、高等学校に至りますれば、たとえば理科とか、社会などになれば、またそれぞれ物・化・生・地、あるいは政治・経済・倫・社というふうに専門が異なってくる。これは子供の発達段階に対応して、教える

方の体性もそういうふうな専門化している方が妥当だといふ判断に立つのだからと思ひますから、それを格差と見るのではなくて、やはりそれぞれ教育段階が非常に重要な意味を持つものである、その教育を的確に行うためには、やはり資格、内容の異なる先生を必要とするんだという、その前提を考えますと、余りに人事交流自体を、非常に強調するのはどうであらうか。やはり実態に應じて、その辺は適切な配慮のもとに、適時適切な人事交流をしていくということがよろしいのではないかといふふうに、こゝういふふうに思うわけであります。

○勝又武一君　ここで格差問題を議論するのは本論でありませんので差し控えますが、言いたい意味は、たとえば一週間当たりの受け持ち授業時間数、あるいは事務職員配置の問題等ですね。幾つか挙げていけば、小学校と高等学校との間に、私は、格差なり差別というものが、正常でない差というものがあり過ぎるというように思っていますので、あえてその点を指摘しなかったのであります。しかし、それは本論ではありませんから差し控えます。

いまお話のありました免許法上の問題ですね、一つは、先ほどの調査でも明らかですが、一人で、小学校一級、中学一級、高校二級、そういう免許状を持っていられる方が、いまの教員養成制度の中ではあるわけですね。ですから、高等学校の教員で小学校免許状を持っていられる人、小学校勤務で小、中、高の免許状を持っている人もいると思うんです。同時にまた、そのことが免許法が隘路ということがありましたら、私けやはり免許法の改正ということにもこの際手をつけていってもらっていいんじゃないかとさえ思っています。というのは、大学院の修士課程卒業生が小学生、中学生を相手に授業をやるということは、私はいいことだというふうに思うわけです。そういう意味からいけば、当然むしろそういう意味で、何か小学校というのはこういう先生、高等学校校というのはこういう先生というふうな、そういう

う従来のいままであつたものを、大学院卒業生が教育現場で授業をやるということが、ここでも議論され、想定されるわけでありまから、そういう機会を通して、ひとつ歩を進めてもらつたらどうかというところで、その辺は、非常にも御意見では無理があるという意味合いだと思ひますけれども、なおその辺を、小学校、中学、高校の人事の交流を進めていくということが、そういうことをひとつ側面から直していくことになるんじゃないかと思ひますので、この点はぜひ今後の中で御検討をいただき、必要に応じて、各県指導等もそういう観点でもお願いをしたいと思ひます。

それから、お話がありました小学校の全教科担任とかかわりですが、私は、そろそろ小学校の高学年における教科担任制ということは、踏み切るべき時代の即応といひましようか、そこへ来ているんじゃないかと思ひますね。

たとえば一例を挙げますが、低学年における全教科担任ということは意味合いがあると思ひますね。ですけれども、同じ小学校の二年生を受け持つていても、音楽だけはという感じですね。ほか自身がそういう経験もありますので、思ひますけれどもね。同時に、私は小学校、中学、高校と、それぞれの段階を経験いたしましたが、そういう意味から言つても、やっぱり小学校の高学年における教科担任というのは、最近の各教科の発達のおかげ、あるいは子供の受ける側、いろいろ総合して、小学校の高学年における教科担任制というのは、そろそろ踏み切るべき時期だといふふうに思ひます。

同時に、これは前の文教委員会が私が御質問を申し上げて、初中局長からも御答弁がありました受け持ち授業時間数と研究時間の保障の問題がございいますね。一週間の勤務時間の中で、授業一時間やるには一時間の研究時間が、事前準備、事後指導、そして教材研究を含めた一時間の準備活動というのが必要だということになれば、必然的に小学校の先生の受け持ち時間数も、一週間に十

八時間とか二十時間というように、だんだん初中局長の趣旨から言つても必要でないか。となれば、当然専科教員の問題なり、高学年の教科担任制という問題が、その意味からも、研究時間の保障という意味を含めて必要だと思ひますが、この辺についての文部省の見解はいかがでしようか。

○政府委員(諸澤正通君) おっしゃるとおり、現在、高等学校より中学、中学より小学校の先生の方が実際の授業担任時間は多いわけでございます。して、一般的に言つて、先生が十分な内容を盛った授業を行うためには、相当の準備を必要とするわけでありまから、そういう意味で、定数の確保というようなことは、これまでも努力し、今後とも引き続き努力をすべき課題だろうといふふうに十分認識いたしておるわけでございます。

ただ、小学校のそれと、教育活動自体を高学年につけて専科担任にはつきり踏み切るかどうかといふことでございしますが、これにつきましても、やはり小学校の段階の教育といふものを考えました場合に、高学年であっても、たとえば理科と社会、自然現象と社会現象を子供に教えるという場合、それぞれ別な先生が教えた方がよろしいのか、あるいは両面から関連する問題を適時適切にとらえて、一人の先生が教えた方がよろしいか。あるいは国語と社会といふような問題も、社会の授業を通じて国語の勉強といふことも、まだ小学校ではあり得るんじゃないかろうか、こういうような専門家の意見もございしますので、先生の御趣旨も踏まえて、なお検討をいたしたいと思ひます。

しかし、いまの免許法のたてまえからいいますと、小学校は全科担任と言つても、特に音楽、図工、体育については、これはすべての教師志望者に、この道の領域を、教師として必要な能力を持たせるよう期待することは多少無理であらうという判断だと思ひますが、この三つのうち二つだけ専門に勉強すればよろしいといふたてまえもございしますから、その辺の音楽、図工、体育というような領域につきましては、専科担任の場合もありましようし、あるいは相互に関係教員が時間を

分け合つて教えるというようにことでやつてまいつておるわけでありまして、これは教育活動を十分行つ上にも、やっぱり十分な能力を備えた先生が、そういう芸術、体育のようなものは教えていただく方がよろしいわけでございますから、そういう点についての人事上の配慮なり、そういうものは今後とも引き続き努力をしまいたいといふ、こゝろ思ひわけでございます。

○勝又武一君 この教員大学の免許状はどうなりますか。

○政府委員(佐野文一郎君) 小学校と幼稚園の免許状でございます。

○勝又武一君 だけになるわけですか、今度は。

○政府委員(佐野文一郎君) 小学校と幼稚園の免許状でございます。

○勝又武一君 その辺が、私はいまの教育学部、既設の教育学部は小、中の一級、それから高校の二級、そういう道が開かれておりますね。そのこと、今度の教員大学が幼稚園と小学校だけの免許状という問題などが、率直に言つて、いまの点私引つかからるわけですね。もういまのような段階です。つまり、私は高等学校の専門的な英語を担当した方が、やや極論です。小学校の五年生ぐらゐにリーダーな英語を教えるといふようなことを、もうダイナミックに考えられてもいいぐらゐにさへ思ひます。それは是非は別にいたしまして、たとえば非常に理科にすぐれている高校の理科の先生が、小学校の五年生に理科を教える。私はこれは非常に違つてくるということがあり得ると思ひます。それが得意科目による交換授業なり、あるいは教科担任の変則的な移行なりといふことは、教育現場ではいろいろ工夫されていゝると思ひます。ですからそういう意味で、あるいは、また小学校の五、六年生しか受け持つてやつたことしかない小学校の先生が、高等学校で自分を持つ免許状を——たとえばそれが国語なら高校の国語の授業をやるぐらゐの日常的な研究実践を積んで、そして高校で国語を教えて、三年たつてまた小学校へ帰ってくる。こういうようなこ

とはダイナミックに、そろそろもう考えていく方が、むしろ教育の幅を広げるというふうな意味でも、子供の側から必要だといふ意味で、くどくどししく人事交流の問題等はお聞きをしたのですが、そういう意味ではやっぱり私は、新設の教員大学の学校教育学部が、幼稚園と小学校の免許状しか取得できないという点に、残念ながら失望と不満の念を持たざるを得ません。これはもう問題の指摘にとめます。

そこで、あと教育実習の問題ですが、特に一般大学、特に私学の中における教育実習というふうなことが、よく免許状乱発の問題と一般的には言われまから、こんなふうに思ひますのでどうでしょうか。

それは先ほどからありましたように、開放制による免許状取得という特質を生かす一般大学の持つ重要性、これはもう先ほどからお認めいただいたところとおりです。ところが、その教育実習といふのは非常に不足しているという点については、私もそう思ひます。そこで、片方には一年間の試補制度という御意見もありますけれども、それに私は賛成しがたい。そこでやや長期にわたる、長期間の検討なり、免許法上との関係も出るでありましようが、そういう意味の教育実習について、期間を二週間・四週間をさらに長期に延ばすとか、あるいは大学卒業後一定のそういう期間を設けるとか、何かそういう意味で一年間の試補制度でない形で文部省での検討といふものはありなんでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 教育実習の問題につきましては、四十七年の教員養成審議会の建議があるわけでございます。現在の二週間・四週間の教育実習について、これを六週間・八週間に延長をするといふことが提案をされていゝるわけでございますが、現在の教育実習の期間をもつてして、実際問題としては、教育実習生を受け入れる側の中学校なり、高等学校なりの状況からすると、非常に対応に困つていゝるという状況があるわけでございます。また大学の側からいつても、十

分に行き届いた自分の学校の実習生に対する大学としての指導というものが行いたい面があるというふうな問題点があるわけでございます。したがって、教育実習については、それを充実させるために、実習期間を延長するというのを考えるけれども、実習期間を延長するということを考えた場合には、基本として指摘はされておられますけれども、それを直ちに一律に免許法を改正して実施できるかどうかということになりますと、特に、一般大学の教育実習については実態上問題があるわけでございます。教養審の建議においては、そういった点について、たとえば、在学期間中に教育実習を履修しなかった者に対して、大学なり、教育委員会の十分行き届いた指導のもとに、一定期間の教職経験、研修というものを重ね、それによって、教諭となる道を開く、そういった方法を講ずることも検討してはどうかというふうな御指摘がございます。

これは具体的にどのような制度にするかという点について問題がございまして、十分な検討を要するところでございますけれども、開放制のもとにおける一般大学の教育実習の強化ということと、それを現在の中等教育の教員の養成の実態というものと、どう調整をさせるかという点から、養成審議会で御苦心のあったところだと思いますし、私もそれを直ちに取上げて、免許法の改正を考へるというのをいま予定しているわけでは決してございせんけれども、一つの示唆に富んだ方向ではあると思うわけでございます。

そのほか、現在の学部の課程の上に、一年の特別の課程というものを置いて、そこにおいて学部在学期間中に履修できなかった教員養成関係の科目等の履修をするというふうなことも、建議の中では提案をされております。

いずれにしても、教育実習を強化するということは、一つにはそういった教育実習期間の延長ということがあるわけでございますが、それ以外にも教育実習の実施の仕方について、それは送り出す側の大学における教育実習に対応する体制の整備の問題であるとか、あるいは大学と教育委員

会と受け入れ校との連絡提携の体制の強化の問題であるとか、いろいろと改善をしなければならぬ点があるわけでございまして、むずかしい問題をたくさん備えているわけではございましてけれども、現在の教育実習の状態をとにかく改善をしなければならぬという点は、ひとしく各方面で指摘をされているところでございまして、教養審の建議等も十分念頭に置きながら検討してまいりたいと考えております。

○勝又武一君 この問題にかかわる最後といたしまして、現職教育の問題についてお伺いをいたします。

私は再三指摘しておりますが、大学院への入学者というのは、やはり現職教育全体の水準を引き上げる、そういう観点からいくと、どうしてもやはり一つの部分であり、同時にまた、いわば現職教育の目玉的発想というように指摘せざるを得ないわけなんです。そこで、現職教育というものは、自主的な、あるいは自発的、創造的な教員の研究活動の保障、そのための指導の強化、あるいは条件の整備、そういうことが非常に重要だと思っております。たとえば夏季休業中における教員の研究というものが一体いまだどの程度保障されているんだらうかというたとえは一つの問題がございまして、昔はよく、学校の先生は夏休みがあつて大変いいなんて話がありましたけれども、いまやそういう風潮であるうかという問題ですね。もともとずっとやはりそういう長期の休業中における自発的、創造的な研究活動を保障するような条件整備なり、指導の必要性、特に、文部省は各県教育委員会に対するそういう意味の指導こそ、きわめて現職教育という問題については重要だというふうに思っております。

もう一つは、そういう長期の休業中における講習会等への参加の保障なり、参加体制の確保なり、それにはいろいろ行政当局の主宰の講習会もありでしようし、自主的な教育団体の講習会というものもあると思ひますし、そういう意味の問題等が両方併存して、並び立っていつていいんじゃないか、こういうふうに思ひます。あるいは、いまはなかなかでしようけれども、たとえば土曜日とか、夜間とか、あるいは通信教育の拡大とか、そういう意味合いの現職教育に参加できるか、そういうことをこそむしろ文部省は考えるべきだ。つまり一部は大学院入学者ということよりは、現職教員全体の水準、そういうものを引き上げていくということが非常に重要な。特に、短大卒の場合のことがよく言われますので、小学校の臨免しがない場合もありでしようし、そういう意味のことを考えれば考へるほど、そういう意味合いの現職教育の強化ということがどうも片手落ちになっている。さあ大学院がございまして、ふんつてどうだというふうな調子が多過ぎるというくらいにあるというふうな感ぜられるわけですが、この辺はいかがでしようか。

○政府委員(諸澤正道君) おっしゃるとおり、研修につきましては、国や都道府県教育委員会がいろいろな内容の伝達講習的なものも相当ございまして、それも積極的に参加していただき、それを通じて能力を高めていただくという意味では非常に意義がございまして、御指摘のように、教師自身が自分の能力を高めるために、純粹にそういうお気持ちで各種の研修の機会を自発的に持つということ、非常に望ましいことであり、またそれでなければならぬわけでありまして、現在も教育研究団体に対する助成等を通じて、若干の補助をいたしたいたしておりますが、私もおっしゃる通りに、ごく限られた一部の先生が大学院へ行つて、資質を高めることももちろん必要であります。できるだけの多くの先生方がそういう研修の機会を持てるように、いろいろ条件を整備していくというところは、行政の課題として今後勉強してまいりたいと思ひます。

○勝又武一君 それでは、大きな二つ目の養護教諭の問題に移りたいと思ひます。これは本法案との関連について直接の問題ではありませんが、

まず第一に、養護教諭の現状ですね。第四次五カ年計画達成の見通しについてお伺いいたします。

○政府委員(諸澤正道君) 養護教諭の定員の増につきましては、昭和三十三年の最初の標準法ができました時点における設置率が二四・五%、つまり四校に一校程度であったわけでありまして、その後、逐次これを増いたしました。五十三年度で終りますところの第四次の五カ年計画におきまして、具体的実数はまだつかまへませんが、その予算措置と計画が実現いたしておりますので、そのとおり行われるとしますと七五%の充足率になる、こういうことでございまして。

○勝又武一君 養護教諭の学校で占めている位置というのはどんなふうにお考えでしようか。

○政府委員(諸澤正道君) 学校の職員構成は、御承知のように、校長、教頭があり、その監督下に実際に授業を担当する大ぜいの教員がいて、養護教諭は養護を担当するということで、通常一名でございまして。

そこで、日常の教育活動としては、一般の先生方がそれぞれ児童、生徒を対象に、教科等の教育をするわけでありまして、養護教諭は、子供についての健康保持、増進についての指導であるとか、身体検査であるとか、あるいは事故の場合の応急措置であるとか、あるいはいろいろなことを担当するわけであります。同時に、学校全体の保健計画なり、保健管理なり、あるいは保健教育というものを、学校としては十分に展開しなければならぬ。そこで、組織としては、学校に、御承知のように、保健主事というものを置いて、保健主事は教諭をもつて充てることになっておりますが、その先生の連絡調整のもとに、養護教諭を含めて全教員が保健の問題を協力しながら進めていただくというところになるわけであります。その中においても、養護教諭はやはり養護の専門家として、専門的な知識経験を持つわけでありまして、各教科の担任の先生等に対して十分なアドバイス、

指導等が両方併存して、並び立っていつていいんじゃないか、こういうふうに思ひます。あるいは、いまはなかなかでしようけれども、たとえば土曜日とか、夜間とか、あるいは通信教育の拡大とか、そういう意味合いの現職教育に参加できるか、そういうことをこそむしろ文部省は考えるべきだ。つまり一部は大学院入学者ということよりは、現職教員全体の水準、そういうものを引き上げていくということが非常に重要な。特に、短大卒の場合のことがよく言われますので、小学校の臨免しがない場合もありでしようし、そういう意味のことを考えれば考へるほど、そういう意味合いの現職教育の強化ということがどうも片手落ちになっている。さあ大学院がございまして、ふんつてどうだというふうな調子が多過ぎるというくらいにあるというふうな感ぜられるわけですが、この辺はいかがでしようか。

協力をしていたかどうかというところになるわけであり。そういう養護教諭の現実の姿を学校でどういう位置にあるかというふうな御質問かと思いますが、私は、やっぱり学校に一人でごさいますから、そういう意味で、ちょっと一般の先生方と溶け込みにくいという点があるかもしれない。でも、やはり養護教諭としての職責を十分に果たしていただくというためには、その先生の、御本人の能力なり、意欲だと思ふんであります。それが十分でありました場合には、やはり学校において相当重要な位置を占め、また、お仕事をさせていただいているというふうに理解するわけでございします。

○勝又武一君 養護教諭と学校保健主事との関係につきましては、後でまたお伺いをいたします。そこで、いま養護教諭が学校に一人という問題がありました。そこで、私は次に、いま七五〇の配置率ということにかかりまして養護教諭のいない学校についてお伺いをするわけで。

文部省の各県別の養護教諭の配置率の一覧表をいま手元にいただいております。この配置状況には大きなばらつきがあります。当然のことではありますが、一〇〇％を超している大府県と、五〇％以下のところがございます。特に、この五〇％以下、小学校、中学でもそうでありまして、養護教諭が配置率五〇％以下という県を見ますと、大府、農山村、過疎地帯あるいは僻地、離島、離れ島ですね、そういうところを抱える県が多くであると思ふんですね。言ってみれば、これは小規模校が多い学校を含んでいる。つまり、小規模校のところは、養護教諭が配置になっていないから、必然的に、結果的に配置率が五〇％を割っている、こういうことに見れるわけですね。そこで、お聞きしたい点は、一体そういうことでいいんだらうか。つまり文部省の配置率というのは、何か七五〇とおっしゃっているのだけれども、そういう小規模校に配置されていない。そういうやり方に反省があってもいいんじゃないか。端的な例を挙げますと、僻地なり、離れ島というところ

ほど、実は無医村が多いんじゃないか。お医者さんがいないところが多い。そこにまた小さな学校がある。小さな学校には養護教諭もいないという、こういう非常に何となくの、皮肉な現象が生まれている。むしろ私は、そういうところこそ養護教諭を配置すべきだと思ふに思ふんですけれども、この辺大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(砂田重民君) 先ほど初中局長がお答えをいたしましたように、第四次の長期計画完了いたしました段階で、全国の平均値をとりますと七五〇という数字が出てくるわけですね。まだ依然としてばらつきがあることは御指摘のとおりでございます。ただ、過疎、僻地、離島等に多く見られます無医村地域にある学校につきましては、従来から特別枠として養護教諭を配置できるように措置をいたしておりますし、この前もたしかこの委員会でもお答えをいたしました。第四次の長期計画が完了いたしました段階での悉皆調査をいたしておりますので、養護教諭についても全国平均で七五〇やと配置し終えた。それ以降についてもなお改善に努力をしなければならぬこととございしますから、どういうところに重点を置いてこれらの改善をさらに努力をしなければならぬか、これらの悉皆調査に基づいて次の段階にやらなければならぬことであると考えております。

○勝又武一君 私よくわからないのですが、たとえば岩手の小学校三五・九、中学校の三九・一、あるいは大分の小学校の三七・六、四〇％台というのは北海道、青森、山形、福島、富山、石川、福井、それから和歌山、鳥取、島根、徳島、高知、熊本、こうあるわけですが、その辺は一体じゃあどこに未配置なんですかね。そういう非常に小規模校なり、離島なり、僻地なり、そういうところにはみんな養護教諭が配置されていて、なおかつこんな数字になるんでしうか。その辺を聞かしてくださいます。

○政府委員(諸澤正道君) 若干補足させていただきますが、お手元にいまお読みになりました資料は、五十年五月一日現在ではないかと思うわけでは、

ございしますが、それが先ほど申しました七五〇というのは、五十三年の五月になるわけ、この数字はまだ出ておりませんけれども、それがそろいしますと、おっしゃるよりは大部分比率が高くなってくるのではなからうかという気がいたします。

それから、全国的なこの七五〇という設置率が実現した場合、仮に学校規模の大きいところからやっていくとしますと、大体小学校、中学校とも六学級以下の学校がこれからの課題になる。逆に言いますれば、小学校で言えば七学級以上、中学校は六学級の半分以上ぐらいはもう設置されているという勘定にならうかと思うわけでございします。

それから逆に、僻地、離島に対する手当はどうかという問題ですが、これは現在の標準法でも、御承知と思いますが、僻地、無医村につきましてはここに一名、それから村全体としては、無医村というわけではないけれども、その村の一部の行政区画がたとえ離島になつておるといことで、事実上異なる行政区画と同じような場合に於いて、この基準で言いますと、現在たしか二百名ぐらいの養護教諭が配当になっていると、こういう実情でございします。

○勝又武一君 しかし、依然として七五〇になつても、この個別の各県の比率が仮にこれ一〇％上乗せになりましてもまだ開きがある。いま局長の御指摘のように、六学級以下、七学級以下の問題が残りますね。ですから、そういう点からいけば、ぜひ養護教諭の全校配置ということとは、もう先ほどから言われている趣旨からいきましたら、一刻も早くこの点の努力をお願いをしたい。そういう意味合いでお聞きをいたしますので、よろしくこの点についてはお願いをいたします。そこで、例の学校教育法二十八条、排除規定はこの二十八条にはございせんね。そしてこれは学校教育法の付則の百三条ですか、「当分の間」というのは、これはひとつそろそろもうはすされていいんじゃないかと思ひますが、いかがでしょう

か。あるいはそれをもしはすせないとしたら、その理由は何でしょう。

○政府委員(諸澤正道君) おっしゃる通りに、私ははすしたいんです。はすしたいんですけれども、しかしやはり現実はまだ二五〇残っている。そうしますと、それを数に直して八千名ほどになるわけでございますから、次の年次計画において最大限拡充をはかりたいと、かように思つておるわけでございますから、この附則がはすされる日が早く来るようにということを期待しながら、ひとつ努力をしまいたいと思ふわけでございまして、法律違反の状況になるのはちよつとまずうございしますから、まず全員充足するという努力の方を先にしてまいりたいと、こう思ふわけでございします。

○勝又武一君 これは大臣にお願ひいたしました。が、やはりいろいろの考えもありまふけれども、まずやはり「当分の間」ははすそうと、文部省としてはその法改正に取り組む、そういうやり方何というんですか、姿勢を持つて、同時に全校配置に全力を上げる。こういうふうにひとつ両方やるように、大臣にもぜひお心がけをいただきたいと思ひます。

それから、先ほど御指摘のありました、保健主事と養護教諭の関係の問題についてお伺いをいたします。

保健主事の地位について、これは施行規則ですか、それを見ますけれども、一法的にはどうなつていられるでしょうか。

○政府委員(柳川義治君) 御指摘の保健主事につきましては、学校教育法施行規則の二十二条の四に規定されておまして、「小学校においては、保健主事を置くものとする。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。保健主事は、教諭を以て、これにあてゐる。保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理に当る。」この条文をそれぞれ五十五、六十五、七十三の十五で準用いたしまして、中学校、高等学校あるいは盲・聾・養

護学校に適用いたすようになっております。現在、小、中等におきまして、ほとんど八割方の学校に教諭をもって充てる保健主事が置かれていて、この状態でございます。

○勝又武一君 養護教諭の職務はどうなっていますか。

○政府委員(柳川覺治君) 養護教諭は、学校教育法におきまして、「児童の養護をつかさどる。」定められております。

○勝又武一君 いまの挙げられました規則の「教諭を以て、これにあてる。」規則二十二条四項の二ですか。この教諭という意味は、どういう意味なのか、養護教諭というものは、この教諭の中に入らないのか、この点は、どうでしょうか。

○政府委員(柳川覺治君) 学校教育法で、学校には教諭、助教諭あるいはそれ以外に養護教諭、あるいはその他の職員を置く定めがございます。そして、「教諭を以て、これにあてる。」と施行規則でいたしておる場合の教諭には、養護教諭は含まれておりません。

○勝又武一君 そうしますと、よく問題になります養護教諭と保健主事とかかわりの問題なんです。これは衆議院の文教委員会が体育局長がお答えになつておる点、「保健主事の役割りは保健計画全般につきましても調整あるいは指導等の仕事に当たる」という「立場から養護教諭に對して、この関係は生ずる」というように感じておる、こういう向きの答弁の箇所がございます。それから同様に初中局長の答弁は、「保健主事と養護教諭の方は相互に連絡していただいて、養護の専門家としての養護教諭のお仕事はやっていただく、そのお仕事が学校全体の保健計画の中で円滑に進行するように、やはり保健主事というものが連絡調整していただく、そういう関係、こういう向きの答弁をされていらっしゃるわけです。やや微妙な食い違いがあるように思ふんです。

これは体育局長にお伺いしますが、「養護教諭に對しては、この関係は生ずる」というように感じておる」といふ、何かちよつと言にくい質問になつてきたが、「関係は生ずる」というように感じておる」といふのは、どういう意味なんですか。

○政府委員(柳川覺治君) 衆議院の文教委員会でお答え申し上げましたとおり、保健主事は、先ほど施行規則の規定にございまして、学校における「保健に関する事項の管理に当る。」とされておるわけでございます。つまり学校保健は、学校に置かれる教員、教諭の先生方を初め、また学校医あるいは学校歯科医、学校薬剤師等のすべての方々によつて学校運営の全般にわたります。組織的かつ計画的に行われる必要がございます。そのゆえから保健主事が置かれまして、学校保健計画の企画、立案に当たるとともに、その推進につきましても先生方との連絡調整を図る等の役割りを果たしておるわけでございます。

一方、養護教諭につきましても、その専門的な知識、技術を有する教諭として置かれておるわけでございます。その専門性を十分生かしまして、保健管理あるいは児童、生徒の保健指導に当たるといふ職務を持っておる次第でございます。したがって、全般的保健計画の立案、あるいはその立案された計画の推進等の調整に保健主事が当たるわけでございますが、当然に計画立案、推進等におきましては、養護教諭の方が専門的な立場から最も大きな役割りを、実際問題として保健管理、保健指導の面では果たされるわけでございます。その間に十分な緊密な協力関係がある、ということをお願いした次第でございます。

○勝又武一君 そうしますと、引き続きお聞きするんですが、教諭の中から任命される。それでこの教諭というのには養護教諭は入らない。そこでどういふ人が保健主事になつておるかと思ふと、結論的に言いますと、非常に学校内でも多忙な先生が多い。一例を挙げますと、この場合は県名は省略しますが、たとえばその学校の中の校務分掌では体育主任との兼務が多い。授業時間教は一週間ですが、受け持ち時間が一週間小学校で二

十八時間ぐらいやつておる。それから特にスポーツ等の外郭団体の役職の兼務が多い。熱心な部活動の指導と相まって、非常に多忙な教諭の方が保健主事になつておる。つまり保健主事を兼務してある。もちろん兼務になりません、教諭の中からある。それから、そういう多忙な人たちが、この例が非常に多い、こういう例がありますが、これは文部省の学校保健講習会要綱、文部省で出されておる資料、――県名はわざと伏せましたが、そういう資料ですから間違いないと思ふんですけれども、大体そういうふうに把握されていらっしゃると思いますか。

○政府委員(柳川覺治君) 保健主事につきましては、やはり学校保健全般につきましても計画の企画、立案、あるいはその推進についての調整に当たるといふ立場でございます。学校保健につきましても十分な理解を持ち、そのような役割りを担うにふさわしい教諭を充てるよう配慮すること、肝要だということ、従来指導してまいつておるわけでございます。具体的には御指摘のとおり、体育主任等の方で、保健体育の実際の指導に当たられ、またその面の御指導の深い方が保健主事に当たつておられるという例が多いというふうに聞いております。

○勝又武一君 そのとおりだと思ふんです。たとえばと本音というところがよくありますが、たとえばこの保健主事を命ずるに当たつて、学校保健について十分な理解を持ち、このような役割りを担うにふさわしい教員を充てるように配慮すること、こういう選考基準的なものがございまして、そうすれば当然学校では私はそういう方がなる傾向が非常に多くなつていくというふうに思ふんです。

そこで、このような学校保健主事と養護教諭との間に、いわゆる上下関係、養護教諭は保健主事の下に置かれるというふうな、そういう関係になることを文部省としては望んでいるのか、いやそういう関係はないんだというふうに思われているのか、その辺をはつきりしていただきたい。

○政府委員(柳川覺治君) 衆議院の文教委員会のお答えでもいたしました。保健主事が監督、命令して、保健計画の立案、推進を図るといふような立場でございまして、調整に当たるといふような立場でございまして、いまの保健主事の役割りはそういう立場でございまして、学校運営全般に当たつて、学校保健の問題が円滑かつ組織的に進むように、そういう調整のお世話をする立場でございまして、養護教諭は当然に養護教諭としての専門性を持ってその職務を遂行する立場でございまして、その限りにおいて、上下関係に對して論じられる問題ではないというふうに考えておる次第でございます。

○勝又武一君 そうしますと、そういうように通つて理解をしている段階、あるいは各県教育委員会における問題がありましたら、これは間違いないのであります。そういうのは間違いないのであります。文部省としては指導をしていただきたいと思います。それが、それについても確認してよろしく思いますか。

○政府委員(柳川覺治君) 計画の立案あるいは推進の調整に当たると、それによりまして学校全般の保健が円滑に進むという役割りを果たしてあります。その限りにおいて連絡調整、あるいは指導助言という立場にあるわけでございます。あくまでも監督命令によつて、上司の立場から命令系統で事を進めていくという立場ではないということをはつきりしていただきたいと思ふんです。

○勝又武一君 ここに「学校保健実務必携」という第一法規の三人の方の共著がございまして、現場ではよくこのことを荷見私案と呼んでおるようでありまして、この中にはいろいろございまして、特にこのうちの十六項目というのがございまして、これが養護教諭の専門性、あるいは機能あるいは自主性、そういうものを規制をして、保健主事との関係ではないかにも上下関係を生ずるような項目が散見されるわけです。

そこで、お聞きしたいのは、そして同時に各県の教育委員会や校長、保健主事等がこの「学校保健

第六部 文教委員会会議録第十二号 昭和五

む人と、私が推擧しているのは、これを説いた教育委員会なり、校長さんなり、そういう学校保健

それから、ぜひお願いいたします。
それから、最後にこの問題でお聞きするんです。

本法案と直接関係する個所はここにありますの

一七

で、時間が短くなりましたがお願いをいたします。

五十三年度で国立養護教諭の養成所がすべて養成課程に転換終了するわけでありますが、今後の需給関係、これは現在の養成制度のこの体制で十分だというようにお考えでございませうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 五十二年の三月に大学なりあるいは養成機関を卒業したもので、養護教諭の免許状を取得した者の数は約五千人でございませう。このうち養護教諭として就職をした者の数が千九百、過年度に卒業した者で五十二年度に採用された者を含めると、二千五百人が五十二年度当初に採用をされております。こうした状況から見ると、現在の量的な面では需要に対応できる体制にはあると考えるわけでございませう。

なお、いま御指摘のように、これまで九つの国立大学に付設をしておりました国立養護教諭養成所は、養護教諭の資質、能力を一層向上させようという見地から、逐次四年制の養護教諭の養成課程に転換をされてきたわけでございまして、五十三年度ですべての転換を終わっているわけでございませう。今後養護教諭の養成課程を、これら以外にさらに設置をしていくことによつて、養護教諭の質を高めていく、あるいは量的な要請にも対応していくという課題が残るわけでございませうが、この点については、これからの需給状況なり、あるいはそれぞれの大学の事情等を勘案しながら、検討してまいりたいと考えております。

○勝又武一君 この養成期間、長さの問題ですね。養成期間は三年が四年という、この移行によりまして、御指摘のように資質の向上が図られる。その他の問題については大変私もよいことだと思ひます。

そこで、この四年制の卒業生には一般教科の保健科目の免許状、これが与えられることになるわけですか。この辺はどうでしょう。なおりますか。

○政府委員(佐野文一郎君) 養護教諭養成所の場合には、中学校教諭の二級の普通免許状、これは

保健の免許状でございませうが、それが与えられるわけですが、大学になりますと中学校の保健の一級の普通免許状と、高等学校の保健の二級の免許状がもらえるということになります。

○勝又武一君 もちろん先ほどから議論のようになつて、養護教諭の資質が向上をし、そういう一般教科、保健の免許状が与えられ、教諭として道が開けますね。非常に私もいいことだと思ひますが、この需給関係との悩ましさとどう思ひますか。なんでも、端的に言ひますと、養護教諭にならないうえに教諭になつていく、そうすると養護教諭の方が少なくなるんじゃないかという、こういうような御心配なり御指摘はないんでしょいか。あるいはそういうことについての改善策といひますか、そういうような点はどうかと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) もちろん保健の免許状も取得できるわけでございませうけれども、やはり養護教諭の養成課程として設置をし、そこにおいて養護教諭の資質、能力の向上という見地から、十分な教育というものが展開されるわけでございませうから、この課程の卒業生は、養護教諭として学校の現場に入つていくべきことを私たちが期待をしております。実態としてどの程度保健の先生として就職されていくか、そここの状況はつまびらかにいたしてございませう。

○勝又武一君 実際の現場へいきますと、養護教諭というのはいささか。初中局長、それから体育局長等とも答弁されましたが、一人なんです。いろいろな問題があるわけですね、現実には。ただ大学四年課程ですから、養護教諭というものがそういう意味では全く教諭と同等になつてきておる。このことはぜひ指導する文部省側としても確立していただきたい。

そこで、たとへばさっきの保健主事の中の教諭という中に養護教諭を入れたらどうだという意味合いも、一つはそういうところにあるわけですが、けれども、仕事の内容が違ふ、守備範囲が違ふということはよくわかる。ところがこつちが教諭で、こ

こつちは養護教諭であるというふうな問題が、やはり大学卒業という、こういうことを契機に、養成期間の伸展を契機に、ぜひひとつこの点、優遇策と言つてもや語弊があまりすけれども、一般教諭と全く同等にしていける、こういう方向性についてはぜひ考へていただきたいと思ひます。この辺の見解はいかがでございませうか。

○政府委員(諸澤正道君) 現在も給与制度上からは、教諭であれば養護教諭であっても同じような俸給表の適用を受けるわけでございませうので、特にその処遇上差をつけるわけではございませうけれども、おっしゃる通りに、具体的職場の雰囲気としては、やはり養護教諭になりますと、一人で別な仕事をするというふうな関係から、あるいはその保健の教諭としての立場を望む人も出てくるのは、これはまあ人情かと思ひます。思ひますけれども、先ほど大学局長が申されましたように、やはり本来養護教諭としての資格、能力を十分つけてもらふための養成でございませうから、そういう方はやはり養護教諭として十分力を発揮していただくように、任用の際に当たつても十分考慮をいただかないし、また仮に本人が保健の教諭を望んでも、それぞれ定数もあることでございませうから、要は人事管理として最も適当な能力、意欲を持つ方を配属するように、今後とも努力をしてまいりたい、こういうことだと思ひます。

○勝又武一君 養護教諭の中で、従来の資格を受けたプロセスには多種多様があると思ひますね。教員の場合だつて同じですね。今度は大学卒になつていく。ですから、中ではいろいろそういう違いがあるわけですね。たとえば先ほど現職教員の再教育の問題について触れましたときにも申し上げたんですが、大学院入学だけでなく、たとえば小・中学校、特に小学校に短大卒の方々がいらつしやる、こういう方の現職教育ということこそ、私は力点を置いてもらいたい。そういう意味で先ほど御質問もし、御要望もしたわけですね。大学出ていなければ大学院行けないわけ

すから、大学院の試験を受けたらつて受けられない多くの現職の養護教諭の方がいらつしやる。だから、大学院だけ目的のかたきやありませんけれども、そういう短大なり、あるいはその他ものいろいろの形で養護教諭の資格を取られた、現在の養護教諭の方の現職教育についても、大学院入学だけでなく、ぜひひとつ力点を置いてもらいたい。いろいろと研修、研究の方途というものを考へていただきたい。資質の向上に役立つようにお願いをしたい、こう思ひますが、いかがでございませうか。

○政府委員(柳川覺治君) 養護教諭の研修、現職教育の問題につきましては、従来各種の国、地方公共団体、それぞれの立場を通しまして、また養護教諭の方々の自主的な研究会を通して、研修活動がなされておるわけでございまして、今後特に児童、生徒の健康保持の増進の問題につきましては、最近いろいろな形で、しばしばこの委員会でも御指摘を受けておりましたが、いろんな新しい健康問題の問題が起つてきておる。学校は常に成長過程にある子供たちをお預かりしている集団の場である。その中におきまして、学校医は常置されておらないところもございませう。その中における健康管理、あるいは健康指導、あるいは特に緊急の場合の緊急看護という問題は、大変大事なことでございませうので、私は今後養護教諭の方々の役割りというものはますます重かつ大になつていくと思ひます。また、現在のいろんな意味で抱えておられます健康上の問題につきまして、養護教諭の方々が専門性を高めて、これに対処していただくということが必要になつてきておるというところでございまして、養護教諭の専門性の高揚という面に主眼を置いた研修計画を、今後とも鋭意立ててまいりたいというふうに考へておると思ひます。

○勝又武一君 最後に一つお伺いをいたします。国立の養成機関四年制課程を設置したいと、「設置計画の有無」のうちの「有」というところの調査、これは五十二年三月二十七日現在の調査です

ので、資料としては非常に古い——一年前ですから古いのもかもしれませんのでお教えをいただきたいのですが、この中によりますと、設置計画で「交渉中」というのが五つ、それから設置計画があるかないかというので、「有」というのが五つ、こうなっているんですが、このように他の大学で養成課程を設置したいと考えている大学があった場合、文部省としては速やかにこれらについては認められようとするのか、姿勢はどうなんでしょうか、その辺どうです。

○政府委員(佐野文一郎君) いまお示しの数字はちょっと私どもの方の調査では恐らくはないんだらうと思います。

○勝又武一君 文部省の調査ではございません。

○政府委員(佐野文一郎君) 五十三年度の概算要求の際に、各大学の方から養護教諭の養成課程を設置したいということで御要求のあったものが五つございます。そのうちの二つは養成所からの転換のものでございまして、それを除くと、三つの大学から養護教諭の養成課程の設置の御要請があったということになります。なかなか養護教諭の養成課程を置くということについては、大学の方の内部の意思がまとまりにくいというむずかしさがあることは十分承知をしておりますし、そういった事情のある中で、御要求が出てくるというのは、それぞれの大学にとっては、かなり事柄を重要に考えて御要求になっているわけでございまして、そういった大学の御要請にこたえていく、それを通じて養護教諭の養成のあり方、特に質的な向上という点について配慮をして、養護教諭の養成課程をさらに設置をしていくということは、基本的な方向としてはなお考えていかなければならないことだと思っておりますが、具体的に明年度の概算要求でどのように対応するかという点については、さらに各大学の御要望も伺わなければなりませんし、また、今後の教員養成全体の整備のウェイトをどのように置いて逐次進めていくかということともかかわりますので、慎重に検討しなければなりませんけれども、やはり基本的な方向としては、

ては、なお養護教諭の養成課程については、既設の養成所の転換にとどまらないで、さらに整備を進める必要があると考えております。

○松前達郎君 放送教育開発センターについて若干の質問をさせていただきたいと思っております。

電波を媒体に使う、これは非常に最近その面での技術開発が進んでおる関係もありますし、また、同時に、教育工学の面でもあちこちでいろいろと検討をされつつあるのが現状だと私は思うのですけれども、さらに最近には特に視聴覚教育ですね、こういった面でも多少進歩が見られるんじゃないかと、あるいはまた同時に、コンピュータを使つて、コンピュータと対話というののもちよつとおかしいんですが、とにかくコンピュータによる教育、こういう面も開発されつつある。そういう面から見ると、教育効果をねらった場合、非常に大きな影響力を持っているんだと思ふのですが、そういう意味からして、放送を教育に使うということ、これは当然考えられてくるべきことであろうと思ふわけでありますけれども、まず最初に、放送教育センターの設置に関して、この目的ですね、最終的な目的、主目的は私は放送大学設置というのがその目的にあるんじゃないかと、かように理解をいたしておるんですが、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(砂田重民君) 放送教育開発センターは国立大学におきます教育の発展に資しますために、国立大学共同利用の機関として設置をしようとするものでございまして、放送を利用して行います教育の内容、方法などの研究及び開発を行いますのと、国・公・私立大学の教員その他の者で、この機関の目的でございまして研究及び開発と同一の研究及び開発に従事しておられる方に利用をしていただくことも目的の一つでございまして、

また、放送教育開発センターは国・公・私立大学から要請されました場合には、その要請に応じて当該大学の教育に協力することも、また一つの目的としております。

なお、従来文部省におきまして取り進めてまいりました放送大学の創設準備の事業も、この放送教育開発センターが承継することとしておりますから、そして、同センターで放送大学の創設準備を引き続いて、このセンターの活動を通じて準備を進めていこうとするものでございまして。

○松前達郎君 放送大学の設置もその目的の中の一つにある。その放送大学なんですが、これは私が新聞から得た情報なんですけれども、経過として、昭和四十九年度にこの案がある程度まとまってきた、そして、実際には基本構想が昭和四十九年に報告されて、五十年に施設の着工をする、さらに五十一年に開校をして、五十二年から学生を受け入れるんだと、こういうふうに書いてあるものがあつたわけなんです。このスケジュールについていかがですか。実際そういうふうなつもりで最初はスタートされたのかどうか、その点ちょっとお伺いします。

○政府委員(佐野文一郎君) 放送大学の構想が検討されたのは、当初は四十四年の十月の閣議におきまして、文部、郵政両大臣から放送大学の放送について検討を始める、そういう御報告を申し上げた、そのとき以来のことでございます。したがって、当初は、いま御指摘のスケジュールよりもっと早く、放送大学のスタートを切ることは考えられたわけでございまして、なかなか事柄の性質上実現を見るに至らなかった。それは放送大学でどのような教育を実施をするのか、あるいはどのような方法で教育を実施をするのか、あるいは放送大学の教育の内容、方法ということ自体が、初めて取り組むプロジェクトでございまして、非常に検討に当たって慎重を要するということがございまして、そのための調査研究を鋭意進めてまいりまして、御指摘のように、四十九年の基本構想、あるいは五十年の十二月に調査研究会が明らかにいたしました放送大学の基本計画に関する報告等によって、どのような形で放送大学が活動をしていくかという、その骨組みの構想は明らかにいたしましたし、また、その間にNHK等にお

願いをして、放送大学の放送番組につきましても、いわゆる実験番組を作成をして調査研究を進めてきたわけでございまして。

そういう形で調査が進んできておりますけれども、なお、内容について検討すべき点があり、さらに放送大学を設置する場合の放送の主体というものをどのように構想するかという点についても、むずかしい課題がございまして、五十三年度の概算要求では、放送大学の創設というのは見送らざるを得なかったという経緯でございまして。

○松前達郎君 そうしますと、先ほど申し上げた五十年に施設着工というののは、これはそういうことではなかったということでございますか、五十二年開校、五十二年学生受け入れ、そういう段取りだということを押見したのですけれども。

○政府委員(佐野文一郎君) 率直に申しまして、そういう構想を立てた時期がございまして、そのこと自体が誤りではございません。放送大学の開学の目途とする年次というのは、端的に申し上げれば、いま御指摘のころから逐次一年ずつ後ろへ送られて、計画がいよいよ再検討されてきているという状況にあるわけでございまして。

○松前達郎君 その構想がスケジュールどおりでないで、だんだんと延び延びになってきているという、こういうことだと思ふんですが、スケジュールどおりに運ぼうと思つてもなかなかできないものかと思ひますが、運ばなかった一番大きな原因ですね、私は、恐らく電波の問題と大きな関連があるんじゃないかというふうにも思ふんですけれども、その点はいかがでしようか。

○政府委員(佐野文一郎君) 先ほどお答えを申し上げましたように、やはり放送大学が初めての試みであるだけに、放送大学でどういう授業科目をもつて、どのように教育を実施をするのか、放送大学としての教育、研究の機能というものを具体的にどのように展開をするのかということについての調査研究をさらに十分に詰める必要があるという点は確かにございまして。その点は現在におい

ても放送教育開発センターで、放送を利用した大学教育の内容、方法についての検討を進めていただくという意味において、やはり重要な検討課題になったというわけですが、そのことが重要な問題として、その調査研究に時日を要したということが一つございます。

それともう一つは、御指摘の放送の主体をどのように考えるかということでございます。放送大学の構想は、御案内のように、大学を設置する主体と放送事業を実施する主体とを、同じものとして構想をしたい。一つの設置主体が同時に大学の設置者であり、かつ放送事業者であるという形をとることによって、大学の教育というものと、放送というものと円滑な連携なり、調整なりを實現をしようというのを考えているわけでございます。したがって、その放送を実施する主体というものをどのように考えるかということが、課題として出てくるわけですが、従来の構想は、四十九年の基本構想におきまして、また五十年の基本計画におきまして、設置主体としては特殊法人を考える。特殊法人が大学の設置主体となり、かつ放送事業の実施主体になるという考え方をとったわけでございますけれども、特殊法人というものを新たに設置をするというところが、国の方針からして問題があるというところとございまして、先ほど申しました大学のあり方と並んで、現在のむずかしい課題になっているというところでございます。

○松前達郎君 スケジュールどおりなかなかうまく事が運ばなかったということについては、理解をいたしたわけなんです。放送ですから、多少放送大学の問題についてはこれからの問題だというふうにも思いますが、ちょっと先走った質問になるかもしれませんが、放送と名のつく以上電波を使うんだと。その電波の使い方の問題がいろいろあつて、それが大きなネックにもなつて、いろんな法律の規制等もありますから、そういう面でのネックもあるというふうに私も理解をいたしておるんですが、現在あるいは今後、どう

いう種類の電波を使ってこの教育放送を行う、この放送大学の放送を行おうとしておられるのか、この点について伺いたい。

○政府委員(佐野文一郎君) 放送大学で利用する電波につきましては、先ほど申し上げましたように、四十四年、文部、郵政両省で放送大学の構想の検討に入るといふことを閣議に御報告を申し上げたわけでございますが、その後の検討の過程におきまして、郵政省において、放送大学のための全国的なネットワークが可能となるように、テレビジョンとラジオのそれぞれ一列の周波数を確保する。テレビジョンについてはUHF、ラジオについてはFMの周波数の各一列を確保するというところで、郵政省の方で御対応をいただいているわけでございます。

○松前達郎君 またこれも放送大学ができる段階でも結構なんですが、とにかく放送大学設置が一つの目標となつておるわけですから、質問をさしていただきたいんですが、その放送大学の形態で、これは新しい試みだと思ひますので、一般のいままでの大学の形態とは多少内容が違つてくるんじゃないか。ちょっと悪い言い方かもしれませんが、なんとなく中心がぼけていふような、そんなような感じがしないでもないわけなんです。一般の大学と比べて違うところがどういふ点にあるのか、その点ちょっと見解をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 放送大学ももちろん正規の大学として構想されるわけでございますし、いわば独立の通信制の教養学部を持った大学というところで、基本計画を考えているわけでございます。学生の側から見れば、これは一般の大学と同じように正規の大学であり、そこにおいて研さんを積むことによつて、教養学士として世の中に出ていくということになるわけではございますけれども、しかし一面からすれば、この大学が考へている学生というのは、いわゆる十八歳の高等学校の新卒者だけではなくて、むしろ広く社会人に対して高等教育の門を開いていく。従来必ずし

も高等教育の恩恵に浴することのできなかった人、あるいは生涯教育的な観点でもう一度勉強をしたいという人たちに對して、広く高等教育の機会を提供するといふ意味合いを持ちますし、したがつて、教育の内容におきましても、教養学部といふことで幅の広い教養といふものを身につけるという観点から、授業科目の開設も考えられていくわけでございます。

さらに、教育のあり方といたしましても、放送その他の情報媒体を最大限に活用するといふことを考えますので、ジャンルとしては従来の通信制の大学と類似のものになりますけれども、やはり従来の通信制の大学の場合よりも、放送を利用するといふ点において、特色を持つことになつていくわけでございます。

私たちはこういつた大学といふものをつくるということが、単に高等教育の機会といふものを生涯教育的な見地でも多くの人に提供するといふことだけではないで、この大学をつくり、そしてそれを運営をしていくといふことのためには、どうして国・公・私立の既設の大学の御協力を得る。そしてその教育がいわば放送大学に集まつて、衆知を集めて番組をつくっていく。そういうことを通じて、これまで閉鎖的であつた大学の壁といふものが破られて、国・公・私立大学の連携協力といふものを進めていく非常に有力な場になるであらうし、あるいはそのことが、この放送大学の番組といふものを既設の大学が利用する、そういうことによつて、各大学間における、教育内容の面においても、進歩と申しますか、向上が考えられるし、単位の互換といふようなことについても、それを進めることができるであらう。そういう意味で、今後における高等教育といふことを考える場合に、非常に大事な方向である高等教育のあり方は、もう柔軟な流動的なものにしていくといふ、そういう課題にたえるために、放送大学は非常に有意義なものであると思ひます。

いろいろ申し上げましたけれども、確かに従来の大学とはそういう意味において異なつた点を

多々持ちますけれども、大学の基本的なあり方としては、どこまでも正規の大学として構想しているといふことでございまして。

○松前達郎君 構想についていまお伺ひいたしましたけれども、おっしゃるとおり、社会教育的な意味も含めて、構想としては非常に意義が深いものだらうと思ひます。ただ、この内容をいろいろ拝見いたしますと、ちょっとデスクプラン的な面もなきにしもあらずなんで、これからそういうことについては十分検討されていくんじゃないかと思ひますが、この放送大学について、いろいろ調査されていることがあつたと思うのですが、入学希望者ですね、一体どのぐらいかという推定をされていると思うのです。それと同時に、入学定員は一体どのぐらいになつて、それに対して入学希望者が一体どのぐらいと推定されるのか、その点ちょっとお伺ひいたしておきます。

○政府委員(佐野文一郎君) 昭和五十三年の六月に、先ほど申し上げました放送大学の基本計画に関する報告を取りまとめるに際しまして、全国から十八歳以上の者約五千人を抽出をして、放送大学に対する教育需要の予測調査といふものを実施をしたことがございます。この際、全回答者の約四五・五%の者が、放送大学を利用して勉強をしたいといふ回答を寄せ、さらにその中で放送大学に入学して単位なり、あるいは大学卒の資格を得たいと考えている者が三分の一の四・三%、さらに放送番組を連続して聞き、あるいはテキスト等によつて自宅で学習をし、面接授業のために学習センターへ出席をするといふような、そういう勉強上の所定の負担といふものを考へても、なおそれをあえて行つて放送大学で勉強をしたいという者が、全回答者の七・二%でございました。

こういった状況から、基本計画では、放送大学に常時登録をされている学生の数といふものを、全国規模で最大限四十五万三千、そういうようなことを考へたわけでございます。これはもちろん全国のネットワークが完成した最大限の規模に達したときの状況でございます。

現在、放送大学については、初めから全国的にネットワークを張るということではなくて、まず一期の計画を立てて、その一期の計画においては、いわば東京タワーから電話が到達する範囲と、もう一つ関東ブロックの中に送信所を建てて、そこから電波を送る、その範囲を対象として実施しようと考えているわけですが、そういつたもとで開設時に入学定員として予定したのが一万人でございす。内訳としては、いわば全科を履修して卒業することを予定する者が四千、それ以外に特定の科目なり、あるいは科目群を選択して履修しようとする者の数が六千、そういう考え方をとったわけですが、

○松前達郎君 いまの御説明は、五十年十二月十七日の放送大学の基本計画に関する報告、これに基づいた御説明だったと思うのですが、それ以後は調査その他は行われていないでしょうか。
○政府委員(佐野文一郎君) その基本計画を取りまとめるに際して、いま申し上げました教育需要の予測調査というのを実施をいたしておりますが、それ以降は実施をいたしておりません。

○松前達郎君 そこで、先ほどからいろいろと大学の趣旨、あるいは内容等について御説明いただいたわけなんですけれども、実施するからには、必ず電波の問題が付きまといてくるわけなんです、この問題の何らかの解決を見出さないと、大学そのものができても電波が出せない、したがって、目的が達成できない、こういうことになるのじゃないかと思うのですが、そういう点に關して郵政省の方にかつとお伺いをいたしたいことがあるわけなんです、電波を教育に使用するということですね、これに關しては、今後多少行われておる面もありますけれども、今後の問題として郵政省としてどういうふうなお考えを持っておられるか、その点について御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(永野明君) 放送のメディア、まあ電波を必ず使うといつてよろしいわけですが、これを教育に使うといふことにつきましては、私どもは

非常に望ましいことだといふふうに考えております。したがって、その一つといたしまして、高等教育の機会を、家庭婦人あるいは社会人、勤労青年等の方々に広めていくという放送大学の構想につきましては、かねてから電波の活用という見地から賛意を表してまいつておるわけですが、

先ほど文部省の方からお答えがございましたように、テレビジョン放送用の周波数といつたしまして、UHFの電波を全国に一系統張りめぐらすための周波数を保留しております。それからFM放送につきましても、全国一系統張りめぐらすように保留をいたしてまいつております。まあさうなことで、この保留しております電波を、放送大学の実現の際には十分活用していただくということで、文部省とも緊密な連絡をとりながら今日までまいつておると、こういうことでございす。

○松前達郎君 テレビのUHFが一系統、それからFMが一系統と、こういうことだそうでございす、最近どうも情報化時代で、波の取り合ひが起つてゐるわけですね。たとえばFMの放送局あたりですと、新聞報道機関を中心として、あちこちで申請が行われている。この申請の圧力といひますか、申請攻勢に教育用の電波一系統をとつておくというものが、これすぐ放送大学が設置されるというふうなことはないと思ひます、将来の問題になるんですが、それの、悪い言葉ですが、防戦ができませんかどうか、その点自信のほどをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(永野明君) 最近新聞紙上で報道されておりますように、FM放送を開設したいという申請希望が非常にふえておるといふことは確かでございます。現在、全国で約六十の申請が出ておるわけですが、これはただいま申し上げました放送大学用に保留しておる周波数以外の、まあ一般放送事業用の周波数を念頭に置きまして申請をしまつておるものとわれわれは考えております。現在、民間放送のFM事業は、東京、名

古屋、大阪、福岡、この四地区で行われておるだけでございすので、これを全国的に拡充していただきたいと、そういう考えでの申請でございまして、放送大学用に保留してゐるものとは別個のものといふことで十分配慮をいたしておるつもりでございす。

○松前達郎君 いまFM放送があちこちで行われているのは全国、民間放送で四カ所ということですが、このFM放送が将来各地で行われるようになってくる場合、このFM放送の波はF三という系統の波だと思ふんですけれども、その波のサブチャンネルを教育に使うとか、いろいろ考えれば、まだまだ用途が広がってくるんじゃないかと思ふんですが、その点についてはいかがでしよう。

○説明員(永野明君) ただいまお言葉が出ましたFM放送の中の副チャンネルを使う放送といつたしまして、多重放送ということが技術的には考えられるわけですが、これはFM放送だけではございせん、テレビジョンにつきましても、一つの周波数の中に副チャンネルを使ひましてや、はり多重放送ができるということが技術的に明らかになっております。そういう意味で、この副チャンネルをどのように使つてまいるかといふことは、これからの問題でございす、一昨年郵政省に設置しておりました多量放送に関する調査研究会というものがございまして、これから郵政大臣に報告書が提出されておりますが、その中で多量放送の今後の使い方につきましては、やはり教育等につきまして、これを活用していくという方向をいろいろ考えめぐらすようにというふうな趣旨のことも書かれてあるわけでございます。私も今後この過程につきまして、行政実務上どのようにやつていくのかといふことをいま検討しておりますが、確におつしやいますように、この面でも教育に有効と考えられる使い道が今後開けてまいるというふうな考えでおります。

○松前達郎君 まあ放送大学が国立の大学であるといふことになりますと、国が放送をするということになると思ひますけれども、これ私確認して

おきたいんですが、国が放送するということになると、法的にできないんだといふことをよく言われておるわけなんです。その辺一体どうなんだろうかと思ふんですが、たとえば放送法ですとか、電波法とかありますけれども、その中で、もし国がやるのができないんだとなれば、どれに該当してできないのか、その点ちょっとお教えいただきたいと思ひます。

○説明員(永野明君) 先ほど放送大学の設置の主体につきまして、むずかしい問題があるといふことがございまして、けれども、私も放送大学の基本構想、あるいは基本計画に表明されております設置形態をとる場合におきましては、若干の放送法の中で検討を要する規定はあろうかと存じますが、大筋におきまして放送の考え方に即しておるものでございすので、特別問題があるというふうには考えていないわけでございます。

ところが、これを国といふことで放送を行うという場合を想定いたしますと、放送法のどの条項がといふことよりも以前に、放送といふ巨大なマスメディアを国が直接運営するといふことをどのように考えるかといふ、そういう基本論の問題になつてまいるといふふうに思ひます。

現在のが国の放送体制は、昭和二十五年度の電波法、放送法の制定によりまして出発しておるわけでございますが、その際に、放送を行ひます主体といたしまして、NHKという特殊法人でございす、公共放送を行ふものと、それから一般放送、まあ民間放送と称しておりますが、そういうふうな二つのもので、わが国の放送体制を行つていくといふことが定められておるわけでございます。そういう際に、国が行うといふ考え方をとらなかつたといふことが、いわば出発点の考え方と私どもは考えておるわけですが、そのような意味で、放送法のどの条項がどういふよりも前に、国が放送を行うといふことを予想してない法律ではないのか。したがって、国が行う場合を考えますと、改めてそういう原点に戻つ

た立場での検討を必要としてこうと、こういうふうには考えておるわけでございます。その辺につきまして、世界の自由主義国と申しましようか、言論の自由が守られておるような国等を見ましても、国営放送という例はほとんどないわけでございます。いろいろな観点から国営放送についての問題を指摘し、これに対する拒否感と申しましようか、そういった考え方もまた非常に強いわけでございます。その辺なかなか問題が多いというふうに考えているわけがあります。

○松前達郎君 そうしますと、先ほどちょっと御質問申し上げた法律との関係は、私はこの放送法の第一条の第二項ですか、これが多少ひっかかってくるのじゃないかと思つていたんですが、どうもいまのお話ですと、もっと基本的な問題だと、こういうことであると思ふんです。そうしますと、一般放送事業者、これだつたら行えるのか、あるいはNHKであれば行えるのか、その二種類が放送の認可をとるときに区分になつてゐるわけですね。そうすると、NHKがやるか、もしくは一般放送事業者がやれば、この放送大学というのは可能なのかどうか、その点ひとつ。

○説明員(永野明君) 放送局の免許を受ける主体といたしまして、NHK、あるいは一般放送事業者というところで、これを受けまことは可能なかわけでございますが、ただ、放送大学が、これを行うのは可能かどうかというところで、特にNHKにつきましましては、実は昭和四十四年の放送大学問題の検討が始まりました時点以降、かなり論議はされたわけでございます。その意味で、NHKが行うのは可能かということよりも、むしろNHKが放送大学を行いますと、NHK立大学になると申しましようか、放送局を運用するものと、それから番組を作成するものと、これがいれば一体となつて、放送局を運用するものが即放送事業者だということに放送法ではなつておりますので、NHKが放送大学の実際の運営を行いますと、どうもNHK自体が大学を運営するということになつてしまふというように、非常に当時論議として

て問題になつた経緯がございます。それに加えて、放送大学を行いますには、やはり現在のNHK等の放送設備以外に、さらにもう一系統、放送の設備等をつくらなければならぬ、かような点もございまして、やはり放送をみずから行い、大学としての運営も行う、そういうふうな別の主体をつくりまして、放送と大学を一体的に行つていくようなのが望ましい、かような結論となつて、今日までまいつておるというふうに考えております。

○松前達郎君 そうしますと、放送大学が国立の大学であつて、その放送大学がNHKに委託をして、その波を使つて番組を出していくと、そういうことなら可能だということになりましようか。

○説明員(永野明君) NHKの行います業務につきましましては、放送法の九条にすべて列挙をされてございまして、そのような意味で、放送大学の想定されますような放送内容、あるいは放送時間といったようなものを、NHKが委託を受けて行うということ自体は、現在の規定でできるというふうにはちよつと申し上げかねるというふうに思ひます。

○松前達郎君 そうしますと、どうも放送大学が教育番組といひますか、教育の内容を検討して、せつかく新たな熱意に燃えてやろうとしても、八方ふさがりで、なかなか波には乗り切れないんだというところになるんじゃないかと思ふんですが、せつかくさつきおつしやいましたように、テレビのUHF、あるいはFMの波を一系列教育のためにあけておくんだとおつしやるわけなんです。何かそこに、そういうことはあるけれども、しかし現実にはなかなかそれが使えないんだというふうなことになるんじゃないかと思ふんですが、あるいは何か使う方法ですね、そういう方法があるのかどうか、その点ひとつ御意見を伺ひたいと思ひます。

○説明員(永野明君) 私どもはテレビ、FMの周波数を保留してまいつております。これが有効にお使いいただく、教育に活用されるということとは

非常に結構なことでございますので、いろいろと放送大学につきましましては、むずかしい問題が確かにございまして、昭和四十九年の放送大学の基本構想、あるいはそれをさらに裏づける基本計画等で、骨組みが示されておるわけでございます。また、なご文部省とも十分御協力いたしまして、実現方に努力を尽くしてまいりたいと、かように思つております。

○松前達郎君 その問題は今後ひとつ文部省と郵政省で十分御協議をいたしたい、これが解決したいと、放送教育開発センターも何も意味がないということになりかねないわけなんです、その点十分御協議いたしたい、何とか解決のできるような方向に御努力いただきたいと思ふのですが、それが実現した場合、先ほどいろいろと放送大学の計画等について伺ひしたわけですが、全国に数多くの送信所をつくらなければいけない、こういうふうな点もあるんだと思ふのです。これ私、ちよつと拝見したところでは、二百カ所ぐらいという計画もおありのようでございますけれども、この数多くの送信所をつくらなければならぬのかどうか、その点について、これ問題がないのかどうか、その点ひとつお答えをいただきたいと思ふのです。これは、ただつくと申して、二百カ所の点をちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) UHFとFMの波を当初の計画のとおり予定をいたしまして、それに基づいて全国にネットワークを張つていくということになりますと、もちろんどの程度のカバレッジを前提とするかということによつて、送信所の建て方は異なるにいたしまして、御指摘のように多数の送信所の施設を準備をしていかなければならぬということになるわけでございます。基本計画におきましてもそうでございます。基

ながら、逐次全国に広げていくことを計画としては考えているわけでございます。ただ私どもは、非常に郵政省の方でお進みになっております放送衛星のプロジェクトが、どのようにこの放送大学の構想とかかわつてくるかということについて、注目をしているわけでございます。放送衛星がいわゆる実用衛星として、実際に考えられる時期は、郵政省の御発表によると、五十八年度以降の事柄になるわけでございます。すなわち、当初の予定どおり、できるだけ早く放送タワーから電波の届く範囲というものでスタートをしたい、それによつて放送大学の有効性というものを十分に確かめて、国民の理解をさらに得たいと思つてゐるわけでございます。場合によつては、放送衛星とのかわり合い、放送衛星による既定の計画の再検討ということも、郵政省と十分に御相談をして考えていかなければならぬ事態になり得ると考えているわけでございます。

○松前達郎君 先ほどちよつと私御質問申し上げた中で、多重放送の問題、FMサブチャンネルですね、こういう問題とか、そういう問題と関連していまちよつとお伺ひしたわけなんです、新たにそれだけ設けなくとも、何かうまい手があるんじゃないかというのも含めてお伺ひしたわけなんです。いまお話しした放送衛星「ゆり」といふのが上がつておるわけなんです。こういった放送衛星が将来実用衛星として打ち上げられた場合に、それを使つて全国至るところに電波が飛ぶような、そういうことも考えられるわけなんですけれども、いまの「ゆり」の場合ですと、ちよつと六十万帯二チャンネル分を中継することとができるような能力があるんだということをお伺ひいたしておりますけれども、この二チャンネルというの、これは一チャンネルはたとえばNHKあたりが使うにしても、残りの一チャンネルというのは、何かほか、いまさつきお話があり

ました教育用に使うとか、そういうふうな何かお考えがあるのかどうか、その点についてひとつお伺いしたいと思います。

○説明員(永野明君) この四月に実験用の放送衛星が打ち上げられまして、ただいま東経百十度の赤道上空、三万六千キロの上空に静止をしておるわけでございます。しばらく初期のチェック等をいたしまして、その後三年間の実験を行うという予定でございます。ただいまおっしゃいましたように、この衛星の機能といたしまして、カラーテレビ二チャンネルを送信することができるといふことになっておるわけでございますが、これ自身はいろいろな実験項目を予定しております実験用の衛星でございますので、特にこれを具体的にNHKが使うとか、そういうふうなことは別にございせん。私もとしましては、この実験を通じてまして放送衛星の次の利用のいろいろな問題を解明しつつ、将来どういふふうな実用放送衛星の目的を考えていくかという検討の材料にすると、こういう考え方に立つておるわけでございます。したがって、将来実用衛星につきましても、具体的に何に使うかというところは明確ではない段階でございますが、ただ、この放送衛星の機能を考えますと、非常に高い位置から日本全国を一波でカバーするという機能ははつきりございまして、その意味で、そういったものにふさわしい放送番組の使い方を考えるのが常識的ではないかというところから、全国に散在的に残っておりますいわゆるテレビの難視聴地域に電波をあまねく届かせるというふうな趣旨によく合っているのではないかと、これが一つ。それから全国同一放送番組で行うような趣旨のものであれば、これまでふさわしいのではないかと、このことから、放送大学の計画によりまして、全国同一番組であり、なおかつこれの学生として参加するよう方をいろいろ考えますと、僻遠の地等で、なかなか大学に行くににくい方々にその恩恵を与えたと申しましようか、そのような趣旨も非常に重要かと存じます。さような意味で、この放送衛星が非常にそういっ

た意味で効果的ではないかという点も十分うなずけるわけでございます。私もそういうふうなことから将来の実用衛星の利用目的というふうなことを現在いろいろ検討中でございまして、文部省御当局とも今後そういう観点からできるだけお話し合いもしてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

○松前達郎君 そうですね、結局はNHKと放送大学だということにどうもなりそうなき感じを持つわけなんです、これは今後の問題ですから、またその際に御検討いただければと思います。

そこで、また放送大学の方に戻りますけれども、先ほど午前中の質問の中でいろいろ指摘された面で特にスクーリングの問題が出ておったわけなんです、このスクーリングというのは非常に大変な問題だと私は思うのです。それに関してこの放送大学が、比較的簡単にスクーリングが行えるような、たとえば実習とか、そのスクーリングやる場所ですね、そういう場所がそう多くなくても済むのだということが書かれておるわけなんですけれども、私はこれは大変なことじゃないかと思うのですが、その点について十分検討されたのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(佐野文一郎君) 現在の通信制の学部の場合もそうでございますけれども、放送大学の場合同様にスクーリングをどのよう効果的に実施するかというものは、非常に重要な課題であると考えております。イギリスのオープンユニバーシティの場合におきましても、全国各地に学習センターを設けて、そこにおいてスクーリングを行い、あるいは夏季に合宿によるスクーリングを行うというふうな、いろいろな工夫がなされておるわけでございます。放送大学の場合には、聴講科目と演習科目、実習科目に科目が分類されるわけでございますが、聴講科目の場合にはスクーリングを必要としないので、印刷教材を基礎として放送による講義を聞き、そして自習書による学習成果を通信指導によって確認評価をするという

こととなりますが、演習科目、実習科目については、もちろん十分なスクーリングが必要になるわけでございます。このために各都道府県に学習センターを設けて、それぞれの地域における既設の大学、短大の物心両面における御協力を賜りながら、スクーリングの体制を整えようとするわけでございます。このことは、単に放送大学についてだけ特例的に何かスクーリングの態様を考えると、いうことではなくて、既設の通信教育の学部の場合にもスクーリングのあり方を含めて検討しなければならぬこととございまして、そういう趣旨において、現在大学設置審議会の基準分科会におきまして、通信教育の基準というものを、放送大学を含めて御検討賜っているわけでございます。

その御検討を通じて、スクーリングについての卒業の上で必要となる単位数その他、そのあり方についての基準が適切にお示しただけのものと考えておりますので、それに従って放送大学の場合においても、遺漏のないようにスクーリングの体制を整えたいと考えております。

○松前達郎君 先ほど国立大学のための放送教育開発センター、これに関していろいろこの内容を拝見していきまして、これ国立大学のためというものは必ずうたわれておるわけなんです。先ほどの御説明ですけれども、これは国・公・私立ということをおっしゃっておられたと思うのですが、スクーリングあたりをやることになれば、これは結局は各大学の協力がなくともこれはできないのじゃないか、そういうふうに私考えるわけなんです。ですから、そういう面からいいますと、やはり日本の大学すべてが関与する問題である。NHKでもいまちょうど放送による教育をやっておるわけですが、これについてスクーリングの実情を見てみますと、やはり非常に大きな問題がなかなかあるようで、そういう点でこのスクーリングというのは非常に重大で、しかも大きな問題となつてくると私は考えておるわけなんです。それに対してスクーリングはなるべく簡単に

して、放送そのものだけで、なるべくそれを中心

としていたらいだらうという御意見もありますけれども、しかし、放送だけで教育を行いますと、往々にして一方通行になりがちであるという面も含めて考えますと、やはりスクーリングが大きな問題だというふうに私は思っております。そういう面でのこの点も十分今後御検討をいただかなければならぬんじゃないか、かように思っております。

それから、先ほどの資料ですが、「放送大学の基本計画に関する報告」ですね、これをちょっと拝見いたしておりますと、えらく正規の大学というのを強調されておるわけですね。四ページあたりに、「この大学は、学校教育法による正規の大学であり、これが出てまいりますし、その後にも何か所か正規の大学、正規の大学と、こういうことをうたっておられるので、その点強調されることもわかりますけれども、正規の大学となると、これはまたいろいろな問題が派生してくるんじゃないか。たとえば大学設置基準との関連ですとか、これもまた大きな問題になってくる。ちょっと、いままでない形態ですから、恐らく設置基準にびしやりと合うような内容じゃないんじゃないか、そういう面が出てくるんじゃないか、こういうふうに思うんですね。その点がまた大変大きな問題になりそうなので、そういう点で、たとえば大学設置基準の中に、この放送大学を実現するに当たって新たな基準を設けられる、あるいはその中の一部を直される、そういう御意思がありますかどうか。それをやらないと、どうもうまく合致しないんじゃないかと私は思うんですが、その点いかがでしょう。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のとおり、放送大学に限らずに、現在の通信制の学部の場合でございますけれども、大学設置基準をそのまま適用をしがたい面があるわけでございます。現在、通信制の学部の認可に当たっては、省令をもって定めた設置基準はございませぬけれども、大学基準協会が定めた通信教育の基準がございまして、これに従って大学設置審議会は認可を事実上行っ

ているわけでございます。通信制の学部というのは、御案内のように経済学部があって、その経済学部が通信による教育を行うという形で機能をするわけでございますが、放送大学の場合には、いわば独立の通信制の大学になるわけでございす。これについて直接これを規制をする基準というものは、現在ないわけでございすので、先ほど申し上げましたように、設置審議会の基準分科会を煩わしまして、放送大学と現在の大学通信教育を両方含んだ通信教育の基準というものを新たに作るというところで、現在検討を進めていただいているわけでございす。

○松前達郎君 そういうことであれば大体理解できるんですが、どうもこの文部関係の法令の要覧を見まして、高等学校通信教育規程というものはあるんですね。大学の通信教育に関しては別にこれを定める、命令で定める、そういうことになっていて、これはあるんですか。

○政府委員(佐野文一郎君) お答え申し上げます。現在省令をもって決めている基準はないわけでございす。現在その基準の制定のために基準分科会の御検討を煩わしておりますが、基準分科会の方の御検討もかなり進んできておりますので、できるだけ早い機会に答申を得て基準を設定したいと考えております。

○松前達郎君 それでは、さつきから一生懸命探していたんですが、どうも、見当たらないのがわかりましたけれども、これもないとちょっとおかしいことになりましたから、高等学校まであつて、大学は現にやられているわけなんで、それについてひとつ努力をしていただきたいと思います。

それから、もう一つ問題があるので、ちょっとこれについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。四十九年の調査を見ますと、現在まで行われてきた大学の通信教育の中で、スクーリングの出席というものが、大学で四〇%、短大の場合は八〇%程度しか出席がないんだ、特に大学で低いわけですね。そうなりますと、これは高等学校でもそ

うでしようし、あるいは電波を使つての通信教育の現状でもそうなんですけれども、相当強い意志を持ちませんと、放送大学の教育を受けるそれが完成されない、こういうことになるんじゃないかと私は思うんで、その点が私非常にこの効果が上がるかどうかのキーポイントになるんじゃないか、こういうふうな思つておるわけなんです。そういう意味からいって、やはりスクーリングで確認していくということですね、これがやはり本人の意思をはっきりさせることと同時に、しりひつばたいて何とか持ちこたえさせる、最後まで続けさせるというために、大きな意義があるんじゃないかと、私はこういうふうに考えておるんです。

実際にFM放送を使つた高等学校の通信教育をやつてみますと、なかなかこれが大変な問題である、これがわかつてきたわけなんです、その点も含めて、今後スクーリングの問題、これはただ単に教員と会うというだけじゃなくて、あるいは教育効果の確認をするとか、あるいは一方通行でないためにやるんだとかいうことだけではなくて、もつと精神的な意味で彼らを激励する一つの機会にもなるんじゃないか、こういうふうには思つておるんですが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のとおりだと思います。先ほど御指摘のありました放送大学に対する需要の予測調査をいたしました際にも、そういった趣旨でアンケートの中に、放送大学で単位を取るためには、これだけの自宅における学習が必要であり、また、これだけセンターにおいてスクーリングを受けなければならぬ、その負担に耐えられるかどうかということも明らかにした上で、アンケートに答えていただくという措置をとつたわけでございす。その過程で見ましても、単に放送大学の番組を視聴をして勉強をしたいという者の数は、スクーリングまできちと受けてやるというところに至るまでの間に、ずいぶん希望者のパーセントというのは少なくなつていきま

す。そのことは、そういう意味で放送大学について関心をお持ちの方の間にも、スクーリングとい

うものが非常に大変だということは、十分認識をされておるということを示しているんだと思ひます。

これまでの通信制の大学の場合には、主な形態としては夏休みの期間等を利用して、集中的にあって、中央の大学のキャンパスにお集まりをい

ただいてスクーリングを行うというような形態が多くて、それがなかなか期間の関係等で、負担が重たいというふうなこともありまして、現在、通信制の学部は、単にそういう中央のスクーリングだけではないで、地方におけるスクーリングというふうなことも実際問題としていろいろと御工夫

になつておるわけではございすけれども、放送大学の場合には、先ほどお答えをいたしましたように、各都道府県にスクーリングのためのセンターを設ける、そしてそこに一週間に一回とか、科目に応じておいていただくスクーリングを実施をするようなことを考えているわけでございす。これはそのセンターの施設というものを十分に整える、あるいはそこにおける指導に当たる教員のスタッフというものを十分に整えるというこ

とを含めまして、十分な対応をして、放送大学で学ぼうとする人々の期待というものをこたえていく必要があると考へますので、御指摘の点は十分に念頭に置いて、スクーリングの体制の整備というものを、さらに検討をしていきたいと思います。

○松前達郎君 将来つくられるであろう放送大学の基本計画に関する報告に關して、ちょっと御質問したいことがあります。それについて二、三御質問いたしますが、学習成果について、正規の大学であるから「学習成果について厳正な評価の手續を含む」というふうな表現があるわけですね。これは、単位を認定して卒業してある一定の資格を与えるということ

であらうと思うんですが、そのために学習成果について評価をするということだと思ひます。これ一体どうやって、どういう内容の評価をされるのか、お考えがあればひとつお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(佐野文一郎君) これは放送大学の学生は、全科の履修生として、大学側のガイダンスを受けながらそれぞれ三つ設けられるコースを選び、その中でそれぞれ自分の最も適当と考へる、いわばブイックというものを立てていきながら、大学を卒業するためのカリキュラムに沿つて勉強をしていくわけでございすけれども、それぞれの単位ごとに、聴講科目でございすれば印刷教材について勉強をし、そして通信指導を受けて、その結果について大学側が逐一評価をし単位を認めていくということがございす。さらに卒業に当たつても、成績の評価というものが行われるわけでございす。この評価のあり方というもののつ

いても、これまで放送大学の創設準備の過程で関係の調査会の専門委員会等で検討が行われておりますし、また今後放送教育開発センターの中でもさらに検討が進められるわけでございすけれども、非常に大量のものの処理をいたすことになり

ますので、コンピュータを活用して、客観的な基準のもとに評価を行うということで、検討が進んでいるわけでございす。

○松前達郎君 それからもう一つは、放送大学の講義を教材に用いる件について、その履修単位を自分の大学の単位にどの大学でも認定したりすることができるようになるんだと、これは非常に思い切つた発想だと私思ひます。この場合、今度はその単位を認定した大学ですね、たとえばある大学がこの放送大学の放送を聞いて、講義を聞いてこいというふうな指定した場合、単位を認定するということがあり得るということになるんじゃないかと思ひますが、そうなりますと、これまたいろんな問題が出てきて、それならばその教員は一体専任教員として、その大学の講義として認めていいのかわかりかね、そういう問題も出

てくると思ひますし、またこれちよつと変な関係が出てくるんじゃないかと思ひます。著作権の問題とか、いろいろ出てくるんじゃないかと私思ふんですが、その点は今後の問題として解決するにしても、こういった新しい発想を取り入れられてくるという、これが開かれた大学という意味に通じるんだらうと思ひますが、その点について、いま私が申し上げたようなことについて、今後積極的な展開をされるのかどうか、その点お伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 現在の制度のもとにおきましても、学部でございませうれば三十単位までは大学の単位と交換ということが認められてゐるわけでございませう。放送大学の開設をする授業科目というのは、先ほど申し上げましたように、教養学部のいわば授業科目でございませうから、一般の大学の場合には、いわゆる一般教育の段階において、放送大学の授業科目というものを十分に評価することが可能であると思ひます。放送大学の放送番組、教育の内容というものはテレビを通じて、あるいはラジオを通じて、国民全体の前に公開をされ、そのまゝに客観的な評価を受けるわけでございませうから、それぞれの大学において放送大学の開設をしてゐる授業科目というものを評価をし、それをそれぞれ大学の一般教育の単位として認めていくという考えを、大学の側で持ちになれば、単位の交換というものは十分に進めることができるわけでございませう。そういう意味において放送大学というものは、先ほど申し上げましたように、今後における高等教育の構造の柔軟化、流動化という一面において、あるいは大学の壁を取り払っていくというやうな意味においても非常に貢献するところが大きいと思ひますから、これは放送大学がどれだけ十分な内容を持った番組を教育の内容として提供できるかということにかかり、またそれについて各大学の御理解、御協力が得られるかにかゝるわけでございませうけれども、方向としてはできるだけそういう方向に推進をしたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 現在の制度のもとにおきましても、学部でございませうれば三十単位までは大学の単位と交換ということが認められてゐるわけでございませう。放送大学の開設をする授業科目というのは、先ほど申し上げましたように、教養学部のいわば授業科目でございませうから、一般の大学の場合には、いわゆる一般教育の段階において、放送大学の授業科目というものを十分に評価することが可能であると思ひます。放送大学の放送番組、教育の内容というものはテレビを通じて、あるいはラジオを通じて、国民全体の前に公開をされ、そのまゝに客観的な評価を受けるわけでございませうから、それぞれの大学において放送大学の開設をしてゐる授業科目というものを評価をし、それをそれぞれ大学の一般教育の単位として認めていくという考えを、大学の側で持ちになれば、単位の交換というものは十分に進めることができるわけでございませう。そういう意味において放送大学というものは、先ほど申し上げましたように、今後における高等教育の構造の柔軟化、流動化という一面において、あるいは大学の壁を取り払っていくというやうな意味においても非常に貢献するところが大きいと思ひますから、これは放送大学がどれだけ十分な内容を持った番組を教育の内容として提供できるかということにかかり、またそれについて各大学の御理解、御協力が得られるかにかゝるわけでございませうけれども、方向としてはできるだけそういう方向に推進をしたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 現在の制度のもとにおきましても、学部でございませうれば三十単位までは大学の単位と交換ということが認められてゐるわけでございませう。放送大学の開設をする授業科目というのは、先ほど申し上げましたように、教養学部のいわば授業科目でございませうから、一般の大学の場合には、いわゆる一般教育の段階において、放送大学の授業科目というものを十分に評価することが可能であると思ひます。放送大学の放送番組、教育の内容というものはテレビを通じて、あるいはラジオを通じて、国民全体の前に公開をされ、そのまゝに客観的な評価を受けるわけでございませうから、それぞれの大学において放送大学の開設をしてゐる授業科目というものを評価をし、それをそれぞれ大学の一般教育の単位として認めていくという考えを、大学の側で持ちになれば、単位の交換というものは十分に進めることができるわけでございませう。そういう意味において放送大学というものは、先ほど申し上げましたように、今後における高等教育の構造の柔軟化、流動化という一面において、あるいは大学の壁を取り払っていくというやうな意味においても非常に貢献するところが大きいと思ひますから、これは放送大学がどれだけ十分な内容を持った番組を教育の内容として提供できるかということにかかり、またそれについて各大学の御理解、御協力が得られるかにかゝるわけでございませうけれども、方向としてはできるだけそういう方向に推進をしたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 現在の制度のもとにおきましても、学部でございませうれば三十単位までは大学の単位と交換ということが認められてゐるわけでございませう。放送大学の開設をする授業科目というのは、先ほど申し上げましたように、教養学部のいわば授業科目でございませうから、一般の大学の場合には、いわゆる一般教育の段階において、放送大学の授業科目というものを十分に評価することが可能であると思ひます。放送大学の放送番組、教育の内容というものはテレビを通じて、あるいはラジオを通じて、国民全体の前に公開をされ、そのまゝに客観的な評価を受けるわけでございませうから、それぞれの大学において放送大学の開設をしてゐる授業科目というものを評価をし、それをそれぞれ大学の一般教育の単位として認めていくという考えを、大学の側で持ちになれば、単位の交換というものは十分に進めることができるわけでございませう。そういう意味において放送大学というものは、先ほど申し上げましたように、今後における高等教育の構造の柔軟化、流動化という一面において、あるいは大学の壁を取り払っていくというやうな意味においても非常に貢献するところが大きいと思ひますから、これは放送大学がどれだけ十分な内容を持った番組を教育の内容として提供できるかということにかかり、またそれについて各大学の御理解、御協力が得られるかにかゝるわけでございませうけれども、方向としてはできるだけそういう方向に推進をしたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 現在の制度のもとにおきましても、学部でございませうれば三十単位までは大学の単位と交換ということが認められてゐるわけでございませう。放送大学の開設をする授業科目というのは、先ほど申し上げましたように、教養学部のいわば授業科目でございませうから、一般の大学の場合には、いわゆる一般教育の段階において、放送大学の授業科目というものを十分に評価することが可能であると思ひます。放送大学の放送番組、教育の内容というものはテレビを通じて、あるいはラジオを通じて、国民全体の前に公開をされ、そのまゝに客観的な評価を受けるわけでございませうから、それぞれの大学において放送大学の開設をしてゐる授業科目というものを評価をし、それをそれぞれ大学の一般教育の単位として認めていくという考えを、大学の側で持ちになれば、単位の交換というものは十分に進めることができるわけでございませう。そういう意味において放送大学というものは、先ほど申し上げましたように、今後における高等教育の構造の柔軟化、流動化という一面において、あるいは大学の壁を取り払っていくというやうな意味においても非常に貢献するところが大きいと思ひますから、これは放送大学がどれだけ十分な内容を持った番組を教育の内容として提供できるかということにかかり、またそれについて各大学の御理解、御協力が得られるかにかゝるわけでございませうけれども、方向としてはできるだけそういう方向に推進をしたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 現在の制度のもとにおきましても、学部でございませうれば三十単位までは大学の単位と交換ということが認められてゐるわけでございませう。放送大学の開設をする授業科目というのは、先ほど申し上げましたように、教養学部のいわば授業科目でございませうから、一般の大学の場合には、いわゆる一般教育の段階において、放送大学の授業科目というものを十分に評価することが可能であると思ひます。放送大学の放送番組、教育の内容というものはテレビを通じて、あるいはラジオを通じて、国民全体の前に公開をされ、そのまゝに客観的な評価を受けるわけでございませうから、それぞれの大学において放送大学の開設をしてゐる授業科目というものを評価をし、それをそれぞれ大学の一般教育の単位として認めていくという考えを、大学の側で持ちになれば、単位の交換というものは十分に進めることができるわけでございませう。そういう意味において放送大学というものは、先ほど申し上げましたように、今後における高等教育の構造の柔軟化、流動化という一面において、あるいは大学の壁を取り払っていくというやうな意味においても非常に貢献するところが大きいと思ひますから、これは放送大学がどれだけ十分な内容を持った番組を教育の内容として提供できるかということにかかり、またそれについて各大学の御理解、御協力が得られるかにかゝるわけでございませうけれども、方向としてはできるだけそういう方向に推進をしたいと思ひます。

るわけでございませう。また、そのためにも、放送大学の番組制作をする、そういう放送大学の教育のあり方自体について、既設の国・公・私立の大学の先生方の参加と協力というものををお願いをしていくということが必要になると考えてゐるわけでございませう。

○松前達郎君 それともう一つ細かいことなんです、放送大学に入学した学生の授業料は一体どういうふうになるつもりですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 授業料はもろろん徴収をするという方針でございませう。授業料の額については、現在の私立大学で実施をしております通信制の教育における授業料というものを考えて、それと見合つたものとするのが適当ではないかと考えております。

○松前達郎君 わかりました。それで最後、この放送大学に関して、調査研究協議会ですね。この一番後ろの方にその調査研究協議会の構成について載つておるわけでございませうけれども、これはこの前参考人をお呼びしたときにも、いろいろ御意見が出されたわけなんです。特に児玉参考人あたりからいろいろと御意見があらはれたと思ひますが、これをちよつと拝見いたしますと、実際に通信教育をやつたり、計画し、実行し、そして、その中でいろいろ苦勞されてきた人の御意見が、どうも盛り込まれないやうな、まあスタッフが悪いというわけじゃないですけれども、そういうやうな配列になつてゐるんじゃないか、こういう気がしてならないわけなんです、さっき冒頭に私申し上げたように、机上で計画するのは理想的な計画がでますけれども、実際にやってみると、非常に大きな数多くの困難があり、これを乗り越えなざるやうな面があるわけなんです、そういうことについて努力を続け、しかも経験を持つておられる方がたくさんおられるわけですから、そういう方々の御意見も反映させていたいただきたいと思ひますが、その点についていままで何回かそういうことをやられたことがございませうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 基本構想を作成する場合の調査研究協議会、あるいはいま御指摘の基本計画を作成する場合の調査研究協議会、いずれにも通信教育の関係の方々の御参加はいただいでゐるわけでございませう。もちろん、私立大学の関係の方でございませう。慶応の塾長であるとか、そういう方々は別といたしまして、私大通信教育協会の会長をしておられる有光先生であるとか、あるいは慶応の通信教育部長をされてゐた通信教育の専門家である村井先生であるとか、そういう方に当初から御協力を賜つておりました。さらに、調査研究協議会に専門委員を置いておりましたが、その専門委員の中には、通信教育協会の御推薦に基づく委員の方々に、これまで参加をいただいでゐるわけでございませう。また、そういう調査研究協議会とは別途に、私大通信教育協会と文部省との懇談の機会を、これまで数回にわたつて持つてきておりました。また、現在通信教育についての基準を検討してゐる大学基準分科会の特別委員会におきましても、やはり通信教育協会の方々に先般御出席を賜つた児玉先生を含めて、御参加をいただいでゐるわけでございませう。できる限り御指摘のように、非常に豊富な経験をお持ちの通信教育の関係の方々の御意見を十分に伺つていかなければならぬと思ひます。また、放送大学ができた場合の通信教育との十分な、かつ円滑な協力関係というものを確保していかねばならぬと思ひますので、そういう面については、今後とも十分に配慮をしてまいりたいと思ひております。

○松前達郎君 この前児玉先生からもそういう御意見があつたものですから申し上げたわけなんです、今後そういう方々も含めてひとつ十分御検討いただくと同時に、先ほど申し上げましたやうに、電波の問題が解決しませんが、これ幾らやつてももちが明かないというところになりますから、その点もひとつ御協議いただいで中々推進をお願いしたいと思ひます。

放送大学関係についてはそれぐらいにいたしまして、今度は教員大学について、これももうすでに

にいろいろな方から御質問があつて、いろいろと御説明いただいておるわけなんです、多少蒸し返しになる点もあるかもしれませんが、私自身としてまだ疑問の点が残つてゐるものもありますので、これについてお伺ひしたいと思ひます。

まず最初に、これまでまた蒸し返しと言われながらも、名称なんですが、名称なんですけれども、やはり名称というのはどうも幾ら考えても重要な問題だらうと思ひますので、これについてもいろいろな御意見があるんじゃないかと思ひますけれども、教員という名称で、教員という名称がどうも個人の持つ職業を意味するだらうと思ひますので、ですから教員大学というところと何かその辺がひつかりが出てくる。職業であるというところになれば、たとえば医者さんの大学であらうか、あるいは歯医者さん、学問領域ですとか、あるいは産業だとか、そういう分野からの名前をつけるのであれば、これはたとえば商船大学ですとか、あるいは水産大学ですとか、工業大学とか、いろいろあるわけなんです、そういうことから考えますと、どうも教員大学というのはいまだにひつかりかつておるわけなんです。内容についてはもう説明がされておるから、この教員大学という名前が、そういう面ですささか申し上げたやうなことではひつかりかつてゐるということなんです、いままでこれと同じやうな大学がたくさんあるわけなんですけれども、どうもこれだけが特別な大学だという印象を私持つわけなんです、この点についてでもまた御検討いただければというふうに思ふわけなんです、それはそれといたしまして、内容的に見ますと、大学院大学、こ

ういふことになると私思ふのです。私の経験からいまして、どうもその辺もまたちよつとひつかりがあるんですけれども、いままでの大学院というものの設置、大学院そのものの考え方というのが、いわゆる学部そのものの研究とか、あるいは教育成果とか、そういうものができ上つた上に、大学院ができるのが好ましいのだと、こういう

にいろいろな方から御質問があつて、いろいろと御説明いただいておるわけなんです、多少蒸し返しになる点もあるかもしれませんが、私自身としてまだ疑問の点が残つてゐるものもありますので、これについてお伺ひしたいと思ひます。

まず最初に、これまでまた蒸し返しと言われながらも、名称なんですが、名称なんですけれども、やはり名称というのはどうも幾ら考えても重要な問題だらうと思ひますので、これについてもいろいろな御意見があるんじゃないかと思ひますけれども、教員という名称がどうも個人の持つ職業を意味するだらうと思ひますので、ですから教員大学というところと何かその辺がひつかりが出てくる。職業であるというところになれば、たとえば医者さんの大学であらうか、あるいは歯医者さん、学問領域ですとか、あるいは産業だとか、そういう分野からの名前をつけるのであれば、これはたとえば商船大学ですとか、あるいは水産大学ですとか、工業大学とか、いろいろあるわけなんです、そういうことから考えますと、どうも教員大学というのはいまだにひつかりかつておるわけなんです。内容についてはもう説明がされておるから、この教員大学という名前が、そういう面ですささか申し上げたやうなことではひつかりかつてゐるということなんです、いままでこれと同じやうな大学がたくさんあるわけなんですけれども、どうもこれだけが特別な大学だという印象を私持つわけなんです、この点についてでもまた御検討いただければというふうに思ふわけなんです、それはそれといたしまして、内容的に見ますと、大学院大学、こ

ういふことになると私思ふのです。私の経験からいまして、どうもその辺もまたちよつとひつかりがあるんですけれども、いままでの大学院というものの設置、大学院そのものの考え方というのが、いわゆる学部そのものの研究とか、あるいは教育成果とか、そういうものができ上つた上に、大学院ができるのが好ましいのだと、こういう

にいろいろな方から御質問があつて、いろいろと御説明いただいておるわけなんです、多少蒸し返しになる点もあるかもしれませんが、私自身としてまだ疑問の点が残つてゐるものもありますので、これについてお伺ひしたいと思ひます。

ったような説明を何回か受けておるわけなんです。が、今回のこの大学の場合には、そういうことじやなくて、大学院大学として初めからスタートしていきのた。これは、大学院大学でスタートするということも、法律的にはこれ事項がありますから、そういうことも可能であるわけなんです。が、大学院というものの性格から言って、さらに大学の学部でやるよりもっと深い学問研究をやるのだというふうに言われて、なつておるわけなんです。が、その点ちょっとひかかがあるのですけれども、この点いかがですか、大学院大学、初めからこうつくるといふことについて。

○政府委員(佐野文一郎君) 大学院大学という場合には、いわゆる学部を持たない、大学院だけの大学として構想されるものが将来あるとすれば、大学院大学という名称を恐らくは用いることになるであらうと思います。この教員大学の場合も、創設準備が進められている間は、教員大学院大学といふことが、いわば通称と申しますか、事柄を端的にあらわしたいといふことで、用いられてきてはおりますけれども、この大学の場合には、法案でお願いをしておりますように、ことしの十月に普通の大学と同じように学部を持つ大学として設置をする、そして大学院は五十五年度から設置をするといふことに形式的にはなつていくわけでございます。ただ、学生の受け入れについて、御指摘のように大学院の設置と学生の受け入れの関係が、学部の学生受け入れよりも、大学院の設置が先になつていくという点において、従来の大学、あるいは大学院のつくり方とはかなり違つた対応になつていくわけでございます。御指摘のように、大学院をこれまでに作る場合には、多くは充実した学部の基礎の上に大学院をつくっていくといふことで、各大学とも御構想になり、あるいは大学設置審議会の対応もそのようなものとして審査が進められてきた経緯がございます。しかし最近教育研究上の必要に應じて、必ずしも学部の組織等に拘束されることなく、独自の目的に即して大学院の組織を編制、設置をするということも必要

であるといふ考え方から、大学院の設置の仕方は、学校教育法の改正等を通じて弾力化され、いわゆる独立研究科というような形で大学院の設置等もこれまで進められてきているところでございます。

教員大学の場合には、大学院と学部が置かれるわけでございますし、教員の組織も制度上は学部に位置づけられるということになりますので、この大学院は現職の教員に対する研究、研さんの機会を確保しよう、そういう目的を持つ、さらに学部よりも大学院にむしろ重点を置いてつくられるといふものでもございまして、御指摘のような形で、異例の形ではございまして、大学院の設置を学部学生の受け入れよりも先にすること、このことを兵庫については考えたわけでございます。

○松前達郎君 そうしますと、大学院大学として発足するといふことで、設置審の方でもだんだんとそういうふうな方向に考え方が変わってきているといふふうな解釈してよろしうございませうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 現在、大学設置審議会は、大学院については、大学院の審査基準要綱といふものを定めておりまして、それによつて審査を行つておりますが、その中に掲げられている研究科の編制等におきましても古い基準要綱では、充実した学部の基礎の上に大学院が設置されるということを前提として考えていたわけでございますが、現行のものは、そうした学部の組織といふものにかかわらずに、研究所等を母体としてつくつたり、あるいは大学院の独自の教員組織といふものを考へて、大学院を編制するといふことを考えた対応になつていくわけでございます。大学院については、これは決して一律の形で設置をされるわけではございませんし、各大学におけるいろいろな御構想もあり、また専門分野によりまして、必ずしも一律の対応にはなつていない面が、これからの経過の中でも出てくると思ひますけれども、全体として大学院の設置について、学問研究の要請に應じてできるだけ弾力的に対応していこうといふことは、現在の大学院に関

する制度自体が予定をしていることでございまして、設置審議会もそのような基本的な方向で対応はしているわけでございます。

○松前達郎君 あと五つほど質問をさせていただきます。私立学校も義務教育の学校を持っていたところ、これは数は少ないんですけども、あるわけなんです、この私立学校の教員の場合は、この教員大学の入学に関しては入れるわけですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 教員大学の大学院については、もちろん国・公・私立を問わずに現職の先生方の受け入れといふことを考えているわけでございます。

○松前達郎君 それは当然だと思ふんですけれども、そうなりますと選抜方法の問題が一つ出てくるわけですね。この教員である身分のまま入学するわけですから、その場合の大学側の選抜方法で、適切な入試を行つたといふことになっていいますが、これ内容的にはどの程度の選抜方法であるのか、その点をお聞かせ願ひたい。

○政府委員(佐野文一郎君) これはまさに大学が非常に重要な問題としてお考えをいただかなければならないこととございまして、大学院の入試といふことでございまして、事柄としては既設の大学院の入試選抜と異なるところは無いわけではございますけれども、現職の先生方を受け入れるわけでございますから、やはり現職の先生方を受け入れるのにふさわしい入試のあり方といふものが、大学において検討をされる考えますし、また、私どももそうした点に配慮をした、適切な入学者選抜が行われることを大学側に期待をしたいと考えているわけでございます。

○松前達郎君 そうしますと、現在各大学、大学院を持つていた大学が選抜をいたしておりますけれども、それに大体類似したような内容の選抜方法になるかと解釈してよろしうございませうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 既設の教員養成大学の大学院の場合で申しますと、たとえば東京学芸大学の場合には、当初二カ国の外国語の試験を課

しておりますけれども、その後、専攻によつては外国語の数を一科目に減ずるといふような対応をしておりますし、大阪教育の場合には、たしか外国語科目は一科目であつたと存じます。そのように、大学によつて、どのような入学者選抜を実施するかといふのは、まさに大学自身で御判断をいただかなければならないことでございまして、それは決して一律ではないわけでございます。当然この大学院の場合にも、筆記試験等、面接の試験が行われるでございまして、筆記試験の場合であれば、各専攻コースごとに専門科目に関する試験が行われ、そのほか、恐らくはそれに関する現職の先生方が現職の経験を通じて、教育研究上いろいろの課題意識をお持ちになり、その研究を深めようといふことになっているわけでございますから、そうした点についての判断といふようなことも含めて、論文試験等も行われるでございまして、いづれにしてもそれを最終的にどのようなものとして決めるかといふのは、今後大学が御判断になるところでございまして。

○松前達郎君 まあ、教育委員会が推薦するの、あるいは申請をして認めるのか、そういうことが大分議論になつておるわけですが、この教育委員会のそういう推薦、あるいは教育委員会がオーケーするといふ問題ですね、これが入学の選抜に關しては何らかの役割りを果たすんでしうか、どうでしょう。

○政府委員(佐野文一郎君) これは、これまで再三お答えを申し上げましたように、教育委員会の推薦を受けて、その推薦された者を大学に受け入れるといふ考え方をとるわけではございませぬ。そういう推薦による入学制度、推薦入学といふ考え方は、この大学院についてはとらないわけでございます。大学院の入学を希望する者について、大学において適正な入学者の選抜を行つて、適切な者を大学院に入学させるといふ考え方をとります。ただその場合に、現職の先生の場合には二年にわたつて現場を離れて、現職のまま給

与を受けて大学院において勉強をされるということとを考へておりますので、他の現職の者が、現在ほかの大学や大学院に進学する場合と同じように、大学院に入学することについて、市町村の教育委員会、公立学校であれば市町村の教育委員会の同意を得ていただきたい。これはまさに入試の事務を取り進める上で、それが必要であるからお願いをしているわけでございまして、そのことは、同意があるということが、それは教育委員会の推薦であるということとして入学者選抜の上で特段の考へ方をするというようなことは全く関係がないわけでございます。

○松前達郎君　そうしますと、教育委員会の同意を得るということが必要であるというふうに解釈していいと思うんですが、私はさっき現職の場合で御質問申し上げたわけなんです、どうしてこういうことを申し上げるかとすると、私立学校の場合、じゃ校長の同意が必要だということになるわけですね。

それからもう一つ、教員である身分のまま入学して大学院に入学した学生が、これは大学院の修士の場合だったら二年以上ということになっておりますけれども、いま留年制というのは余りないと思ひますけれども、三年目に入ってしまった場合には、何か問題が起きるでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君)　東京学芸大学なり、あるいは大阪教育大学の大学院の場合の最長在学年数は修業年限の二倍でございまして、四年でございまして、教員大学の大学院の最長在学年数も恐らくはこれに準じて定められることになるだろうと思ひます。したがって、現職教員が修業年限の二年で大学院の修了に必要な単位を修得できなかったという場合に、大学として直ちにそれを除籍をするということにはならないだろうと思ひます。それはなお在学年数の範囲内にあるわけでございますから、大学としてはそれを直ちに除籍をするということにはならないと思ひますけれども

も、引き続き従前と同じように在学するかどうかにについては、教育委員会の方の事情があると思ひます。したがって、その点については教育委員会と本人との間で御相談が必要になるであらうと思ひます。いずれにしても、大学としてはそういうことがないように日ごろの指導に十分に留意をする、そして所定の年限で十分な勉学を重ねて修了をしていただくということを考へてまいらるわけでございます。

○松前達郎君　それでは最後になりますけれども、今度のこの教員大学の目的といひますか、その中の一つに教員の資質の向上という問題がうたわれておるわけなんです、そういうことになりましますと、ちよつとおかしなことになるんで、現在の教員養成機関というものが、教員の資質をいい資質にするような努力をしてないんだと、先ほどちよつと違ふ面からの教員免許状の面で質問もございましたけれども、そういうことにもとられる向きもあるわけなんです、今日まで資質が低い、そういうことであれば、既存のその教員養成機関も大いに努力をしていただいて、この資質を上げるように努力を続けていただかなきゃならないんじゃないか、かように思ひます。二種類の教員養成組織が生まれるわけなんです、その点がいふろいと議論をされておるわけですが、現在の大学ですね、現在あります教員養成大学に対して、文部省としてもひとつ強力なそういった面での指導をしていただきたい。

そういうふうに申し上げますと、大学は大学のお考えがあるんだというふうによ言われましますけれども、しかし、それはそれとして、やはり強力な指導というものがどうしても必要なんじゃないかと、私は思ひます。その点について文部省のお考えをお聞かせいただいて質問を終わらせていただきます。

○政府委員(佐野文一郎君)　教員の資質の向上と云うことを考へる場合には、もちろん教員の養成、採用、研修の全過程を通じて、その資質の向上のために必要な施策を講じていくということが必要でございますし、教員大学の設置というものは、現職の教員に対する高度の研さんの機会を確保するという趣旨において、あるいは学部の段階において現在非常に問題の多いと考へられている高等教育教員の養成というものについて、新しい方向を開く、それが既設の教員養成大学のあり方についても、いい影響を及ぼすというふうな意味で、養成あるいは研修の段階における資質の向上のための一つの重要な施策ではございまして、教員大学の設置が、即それだけが教員の資質の向上のための施策だとはもちろん毛頭考へていない、もつとさまざまな角度から、さまざまな施策が講ぜられていく必要があるわけでございまして。その場合に、既設の教員養成大学、あるいは学部の教育研究条件の整備に力を入れていかなければならないということは、再三お答えを申し上げておるのとおりでございますし、またこれは既設の教員養成大学学部もすでに十分問題意識として持つておることではございまして、それぞれその学部の教育における教員養成のあり方において、たとえば実践的な教育、そういう面において欠ける点があるというようなことは、すでに考へられていることではございまして、そういう面について、私どもも教員大学の創設と並んで、既設の大学の充実ということについて、十分に国立大学協会、あるいは教育大学協会とも協議を重ねてまいりたいと思ひます。

○松前達郎君　終わります。

○委員長(吉田実君)　本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十一分散会

五月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件

を付託された。

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(衆)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第一条中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改める。

第二条中第一項及び第二項を削り、同条第三項中「校長及び教頭(特殊教育諸学校の小学校又は中学校にあつては、当該部の属する特殊教育諸学校の校長及び教頭とする)並びに教諭」を「校長、教頭、教諭」に改め、「(寮母)」を削り、「第八条の二及び第十三条の二」を「第九条及び第十八条の二」に、「第九条及び第十四条」を「第十条」に改め、同項を同条第一項とする。

第三条第一項中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に、「少い」を「少ない」に、「数学年」を「小学校の第一学年の児童を除き、引き続き二の学年」に改め、同条第二項中「学校の種類及び同表の中欄に掲げる」を削り、同項の表を次のように改める。

五月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件

学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
同学年の児童又は生徒で編制する学級	四十人
二の学年の児童又は生徒で編制する学級	十人
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十五条に規定する特殊学級	八人

第三条第三項を削る。

第四条中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に改め、「又は第三項」を削る。

第五条中、第八条第二号において同じを削り、「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に改める。

第六条から第十四条までを次のように改める。
(教職員定数の標準)

第六条 公立の小学校又は中学校ごとに置くべき教職員の定数は、次条から第十條までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

第七条 校長並びに教頭、教諭、助教諭及び講師

学校の種類	学 校 規 模	加 算 する 数
小 学 校	一学級から十二学級までの学校 十三学級以上の学校	一 二
中 学 校	一学級の学校 二学級又は三学級の学校 四学級の学校 五学級から十二学級までの学校 十三学級以上の学校	二 三 四 一 二

三 特殊学級を置く小学校又は中学校について、当該小学校又は中学校の特殊学級の学級数に二を乗じて得た数

四 寄宿舎を置く小学校又は中学校について、次の表の上欄に掲げる当該小学校又は中学校の寄宿する児童又は生徒の数の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数

寄宿する児童又は生徒の数	教諭等の数
百人以下	一
百人以上	二

第八条 養護教諭及び養護助教諭の数は、次に掲げる数を合計した数とする。

(以下「教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 各小学校又は中学校について、
二 小学校又は中学校の学級数(学校教育法第七十五条に規定する特殊学級(以下「特殊学級」という。)の学級数を除く。)に小学校にあつては一・五三七、中学校にあつては一・六六六を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)に、次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる学校規模(特殊学級の学級数を除く。)に応ずる同表の下欄に掲げる数を加算した数

学 校 規 模	養護教諭及び養護助教諭の数
一学級から十四学級までの学校	一
十五学級以上の学校	二

一 次の表の上欄に掲げる小学校又は中学校の学校規模(特殊学級の学級数を除く。)に応ずる同表の下欄に掲げる数

学 校 規 模	事務職員の数
一学級から六学級までの学校	一
七学級から十八学級までの学校	二
十九学級以上の学校	三

二 特殊学級を置く小学校又は中学校について、
一

第十一条から第十四条まで 削除

第十五条中「第九条まで及び第十一条から第十三条まで」を「第九条まで及び第十三条まで」に、「小中学校教職員定数及び特殊教育諸学校教職員定数」を「教職員の定数」に、「行なわれて」を「行われて」に改める。

第十六条第一項中「第九条まで及び第十一条から第十三条までの規定(第八条第一号及び第九条第一号の規定を除く。)」を「第十条まで及び前条の規定(第七条第一号の規定を除く。)」に改め、同条第二項中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に、「行なつて」を「行つて」に、「第九条まで及び第十三条から前条まで」を「第十条まで及び前条」に改める。

第十七条中「及び第十条」を削り、「小中学校教職員定数及び特殊教育諸学校教職員定数」を「教職員の定数」に改める。
第十八条中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に改める。
第十八条の次に次の一条を加える。
(共同調理場の学校栄養職員定数の標準)

第十八条の二 学校給食法第五条の二に規定する共同調理場ごとに置くべき学校栄養職員の定数は、次の表の上欄に掲げる当該共同調理場に係る小学校及び中学校の児童及び生徒(完全給食を受ける者に限る。)の数の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を標準として定めるものとする。

児童及び生徒の数	学校栄養職員の数
五千人以下	一
五千人以上	二

2 第十七条第一号の規定は、前項の学校栄養職員の定数について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(学級編制の標準に関する経過措置)

2 公立の小学校又は中学校の学級編制については、昭和五十八年三月三十一日までの間は、改正後の公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「新法」という。)第三条の規定にかかわらず、児童又は生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県の教育委員会がその基準を定める。

(教職員定数の標準に関する経過措置)

3 新法第六条に規定する教職員の定数の標準については、昭和五十八年三月三十一日までの間

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和五十一年」を「昭和五十四年」

二 学校給食調理員（学校給食の調理に従事する職員をいう。以下同じ。）

三 学校用務員（学校の環境の整備その他の用務に従事する職員をいう。以下同じ。）

第八条中「学校数に」を乗じて得た数」を「に」に

次の表の第一欄に掲げる課程の別に従ひ、同表の第二欄に掲げる課程の規模の区分に応じ、当該課程の学級数に同表の第三欄に掲げる数を乗じて得た数（未満の端数を生じたときは上に切り上げ、当該乗じて得た数が十二に達しないときは十二とする。）に同表の第四欄に掲げる数を加算した数

課程の別	課程の規模の区分	乗する数	加算する数
全日制の課程	十二学級以下	二・五〇	二
	十三学級以上二十四学級以下	二・二〇	三
	二十五学級以上三十六学級以下	二・〇五	四
定時制の課程	三十七学級以上	二・〇〇	四
	十二学級以下	二・四〇	二
	十三学級以上二十四学級以下	二・二〇	三
	二十五学級以上	二・〇五	四

二 全日制の課程又は定時制の課程で農業、水産、工業、商業又は家庭に関する学科を置くものについて、次の表の上欄に掲げる課程の別に従ひ、同表の中欄に掲げる学科の区分に応じ、当該学科に係る学級数に同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した教

課程の別	学科の区分	乗ずる数
全日制の課程	農業に関する学科	三分の二
	水産に関する学科	三分の二
	工業に関する学科	一
	商業に関する学科	九分の二
	家庭に関する学科	九分の二

区分ごとの生徒の数を順次同表の下欄に於ける数で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。）をした数	
人員の区分	除すべき数
一人から六百人まで	四十

六百一人から千二百人まで	五十
千二百一人から千八百人まで	六十
千八百一人以上	七十

(養護教諭等の数)

第十條 養護教諭及び養護助教諭(以下「養護教諭等」という。)の数は、全日制の課程又は定時制の課程を置く学校について、当該課程の教諭に一を乗じて得た数に二十四学級以上の当該課程の教諭に一を乗じて得た数を加算した数とする。

(事務職員の数)

第十一條 事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 全日制の課程又は定時制の課程について、三に当該課程の学級数から六を減じて得た数を九で除して得た数を加算した数

二 全日制の課程又は定時制の課程で農業、水産又は工業に関する学科を置くものについて、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を合算した数

学科の区分	事務職員の数
農業に関する学科	二
水産に関する学科	二
工業に関する学科	一

三 通信制の課程について、当該課程の生徒の数を次の表の上欄に掲げる人員に区分し、各区分ごとの生徒の数を順次同表の下欄に掲げる数で除して得た数を合算した数

人員の区分	除すべき数
一人から千二百人まで	三百五十
千二百一人以上	四百

(学校栄養職員の数)

第十二條 学校栄養職員の数は、夜間において授業を行う課程を置く学校で完全給食を実施して

いるものについて、一とする。

(学校給食調理員の数)

第十三條 学校給食調理員の数は、夜間において授業を行う課程を置く学校で完全給食を実施しているものについて、次の表の上欄に掲げる当該課程の生徒(完全給食を受ける者に限る。)の数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

生徒の数の区分	学校給食調理員の数
三百人以下	三
三百一人以上五百人以下	四
五百人以上	五

(学校用務員の数)

第十三條の二 学校用務員の数は、次に掲げる数を合計した数とする。

一 全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる課程の規模の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数

課程の規模の区分	学校用務員の数
十二学級以下	二
十三学級以上二十四学級以下	三
二十五学級以上	四

二 通信制の課程について、一 第六章及び第七章を次のように改める。

第十四條 削除

第十五條 削除

第二十二條中「又は第十七條」及び「又は特殊教育諸学校の高等部」を削り、「政令で定めるところにより、これらの」を「同条の」に、「当該学校又は当該高等部に係る教諭等の数」を「政令で定めるところにより算定した数」に改める。

第二十二條の二中「第十二條まで及び第十七條から第二十一條」を「第十一條」に改め、「実習助手、寮母及び」を削り、「加え、又はこれらの規定により算定した数からそれぞれ政令で定める数を減ずる」を加えるに改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条の次に次の一条を加える。

(分校についての適用)
第二十二條の三 第九條から第十三條の二まで及び前二條の規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

第二十三條中「及び第十五條に規定する高等学校教職員定数及び特殊教育諸学校高等部教職員定数」を「に規定する高等学校の教職員の定数」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(学級編成の標準に関する経過措置)
2 公立の高等学校の学級編成については、昭和五十八年三月三十一日までの間は、改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下「新法」という。)第六條の規定にかかわらず、生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編成の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県教育委員会がその基準を定める。

(教職員定数の標準に関する経過措置)
3 新法第七條に規定する高等学校の教職員の定数の標準については、昭和五十八年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、公立の高等学校の生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(市町村立学校教職員給与負担法の一部改正)
4 市町村立学校教職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「教頭並びに定時制」を「教頭、定時制」に改め、「講師の下に」並びに当該教諭の職務を助ける実習助手」を加える。

(市町村立学校教職員給与負担法の一部改正に伴う経過措置)
5 前項の規定による市町村立学校教職員給与負担法の改正により、現に市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市を除く。)町村立の高等学校において定時制の課程の授業を担当する教諭の職務を助ける実習助手が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十七條第一項に規定する県費負担教職員となることに伴い必要な経過措置に關しては、同法附則第十七條、第十八條、第二十一條、第二十二條及び第二十四條の規定の例による。

(地方交付税法の一部改正)
6 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項の表第二十一号中「当該道府県立の高等学校の教職員定数」を「当該道府県立の高等学校ごとの教職員の定数に基づいて算定した当該道府県立の高等学校の教職員の数」に、「及び講師」を「講師及び実習助手」に、「当該市町村立の高等学校の教職員定数」を「当該市町村立の高等学校ごとの教職員の定数に基づいて算定した当該市町村立の高等学校の教職員の数」に改める。

公立の障害児教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準等に関する法律案
公立の障害児教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準等に関する法律

目次

第一章 総則(第一條・第二條)
第二章 学級編成及び舎室編成の標準(第三條一第六條)
第三章 教職員定数の標準(第七條・第二十條)
第四章 雜則(第二十一條・第二十五條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公立の障害児教育諸学校に
関し、学級編制及び居室編制の適正化並びに教
職員定数の確保を図るため、学級編制及び居室
編制並びに教職員定数の標準について必要な事
項を定め、もつて障害児教育諸学校の教育水準
の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害児教育諸学校」と
は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)
第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校
をいう。

2 この法律において「教職員」とは、校長、教
頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講
師(常時勤務の者に限る。第九条において同
じ)、実習助手、寮母、事務職員(地方自治法
(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十二条第
一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準
ずる者として政令で定める者をいう。第十二条
において同じ。及び学校教育法第七十六条にお
いて準用する同法第二十八条第二項(同法第四
十条において準用する場合を含む。、第五十条
第二項又は第八十一条第二項の規定に基づいて
置かれる職員であつて次に掲げるものをいう。

- 一 寄宿舎看護婦(寄宿舎において児童、生徒
又は幼児(以下「児童等」という。の看護に従
事する職員をいう。第十三条において同じ。)
- 二 学校栄養職員(学校給食又は寄宿舎におけ
る給食の栄養に関する専門的事項をつかさど
る職員をいう。第十四条において同じ。)
- 三 通学用自動車運転職員(障害児教育諸学校
の児童等の通学のために必要な自動車(以下
「通学用自動車」という。の運転に従事する職
員をいう。第十五条において同じ。)
- 四 通学用自動車添乗職員(通学用自動車を利
用する児童等の乗降の介助等に従事する職員
をいう。第十五条において同じ。)
- 五 学校給食調理員(学校給食の調理に従事す

る職員をいう。第十六条において同じ。)

六 寄宿舎給食調理員(寄宿舎における給食の
調理に従事する職員をいう。第十七条におい
て同じ。)

七 汽かん職員(学校においてボイラーの取扱
いに従事する職員をいう。第十八条におい
て同じ。)

八 学校警備員(校舎又は寄宿舎の警備に従事
する職員をいう。第十九条において同じ。)

九 学校用務員(学校の環境の整備その他の用
務に従事する職員をいう。第二十条におい
て同じ。)

第二章 学級編制及び居室編制の標準

(学級編制の標準)

第三条 公立の障害児教育諸学校の小学部、中学
部、高等部又は幼稚部の学級は、同年齢の児童
若しくは生徒又は同年齢の幼児で編制するもの
とする。

- 2 各都道府県ごとの、公立の障害児教育諸学校
の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の
数の基準は、八人(文部大臣が定める心身の故
障を二以上併せ有する児童又は生徒(以下「重
複障害児」という。で学級を編制する場合にあ
つては、五人)を標準として、都道府県の教育
委員会が定める。
- 3 公立の障害児教育諸学校の高等部の一学級の
生徒の数は、十人(専門教育を主とする学科に
あつては八人、重複障害児で学級を編制する場
合にあつては五人)を標準とする。
- 4 公立の障害児教育諸学校の幼稚部の一学級の
幼児の数は、五人を標準とする。

第四条 公立の障害児教育諸学校の小学部又は中
学部、学級編制は、前条第二項の規定により都
道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該
学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行
う。

(学級編制)

第五条 市町村の教育委員会は、毎学年、当該市
町村の設置する障害児教育諸学校の小学部又は
中学部に係る前条の学級編制について、あらか
じめ、都道府県の教育委員会の認可を受けなけ
ればならない。認可を受けた学級編制の変更につ
いても、また同様とする。

第六条 公立の障害児教育諸学校の寄宿舎の居室
は、部の別及び男女の別に従い編制するものと
する。

2 前項の寄宿舎の一居室の児童等の数は、小学
部、中学部又は幼稚部にあつては五人、高等部
にあつては三人を標準とする。

七 公立の障害児教育諸学校ごとに置くべき
教職員の定数は、次条から第二十条までに規定
する数を合計した数を標準として定めるものと
する。

第三章 教職員定数の標準

(教職員定数の標準)

第八条 校長の数は、一とする。

第九条 教頭、教諭、助教諭、講師及び実習助手
(以下「教諭等」という。)の数は、次に定めると
ころにより算定した数を合計した数とする。

- 一 障害児教育諸学校の小学部について、当該
部の学級数(重複障害児で編制する学級の学
級数を除く。)に一・八四を乗じて得た数(一
未満の端数を生じたときは、一に切り上げ
る。))と当該部の重複障害児で編制する学級の
学級数に二を乗じて得た数とを合算した数に
、当該部の学級数が十二以下であるときは
一、当該部の学級数が十三以上であるときは
二を加算した数
- 二 障害児教育諸学校の中学部、高等部又は幼
稚部について、次の表の上欄に掲げる部の別
ごとに、当該部の学級数に同表の下欄に掲げ
る数を乗じて得た数(一未満の端数を生じた
ときは一に切り上げ、中学部にあつては当該

乗じて得た数が五に達しないときは五とす
る。))に、当該部の学級数が十二以下であると
きは一、当該部の学級数が十三以上であると
きは二を加算した数

乗じて得た数が五に達しないときは五とす
る。))に、当該部の学級数が十二以下であると
きは一、当該部の学級数が十三以上であると
きは二を加算した数

部の別		乗ずる数
小学部	中学部	二
高等部	幼稚部	二・八三
幼稚部		二

三 高等部を置く盲学校若しくは聾学校につ
いて、当該部に置かれる専門教育を主とする学
科の数に四を乗じて得た数又は高等部を置く
養護学校について、当該部に置かれる学科の
数に四を乗じて得た数

四 障害児教育諸学校(肢体不自由者である児
童等を教育若しくは保育する養護学校を除
く。))について、三又は肢体不自由者である児
童等を教育若しくは保育する養護学校につ
いて、当該学校の児童等の数に八分の一を乗じ
て得た数(一未満の端数を生じたときは、一
に切り上げる。)

五 寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、
次の表の上欄に掲げる寄宿する児童等の数の
区分に応ずる同表の下欄に掲げる数

寄宿する児童等の数の区 分		教諭等の数
八十人以下		一
八十一人から二百人まで		二
二百人以上		三

六 派遣教員(疾病により療養中の児童又は生
徒に対して教育を行うため派遣される教員を
いう。以下同じ。))により教育を受ける児童又
は生徒が在学する障害児教育諸学校につ
いて、三に当該児童及び生徒の数から五を減じ
て得た数を三で除して得た数(一未満の端数
を生じたときは、一に切り上げる。以下同

じ)を加算した数

(養護教諭等の数)

第十条 養護教諭及び養護助教諭の数は、次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに、同表の中欄に掲げる学校規模の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数とする。

学校の種類	学校規模の区分	養護教諭及び養護助教諭の数	
		養護教諭	養護助教諭
盲学校	十四学級以下	二一	
聾学校	十四学級以下	二一	
養護学校	十四学級以下	二一	
	十五学級以上	二一	
	十五学級以上	二一	
	十五学級以上	二一	

(寮母の数)

第十一条 寮母の数は、寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、次の表の上欄に掲げる部の別に応じ、当該部に係る寄宿舎の舎室の数の同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数を合計した数(その数が八に達しないときは、八)とする。

部の別	乗ずる数
小学部	二
中学部	二
高等部	一
幼稚部	三

(事務職員の数)

第十二条 事務職員の数は、次に掲げる数を合計した数とする。

一 障害児教育諸学校(高等部のみを置くものを除く)について、三に当該学校の学級数から十五を減じて得た数を十五で除して得た数を加算した数

二 高等部のみを置く障害児教育諸学校について、五に当該学校の学級数から六を減じて得た数を六で除して得た数を加算した数

三 障害児教育諸学校に置かれる部の数に一を乗じて得た数

四 派遣教員を置く障害児教育諸学校について、一

五 寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、当該寄宿舎の舎室の数が十七以下であるときは、一、当該寄宿舎の舎室の数が十八以上であるときは二

(寄宿舎看護婦の数)

第十三条 寄宿舎看護婦の数は、寄宿舎を置く肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)である児童等を教育又は保育する養護学校について、八に当該寄宿舎の舎室の数から十八を減じて得た数を六で除して得た数を加算した数とする。

(学校栄養職員の数)

第十四条 学校栄養職員の数は、学校給食の実施に必要な施設を置き、完全給食を実施している障害児教育諸学校のうち、寄宿舎を置く学校について二とし、その他の学校について一とする。

(通学用自動車運転職員及び通学用自動車添乗職員の数)

第十五条 通学用自動車運転職員又は通学用自動車添乗職員の数は、通学用自動車を備える障害児教育諸学校について、それぞれ、当該自動車の数に一を乗じて得た数に当該自動車の数を五で除して得た数を加算した数とする。

(学校給食調理員の数)

第十六条 学校給食調理員の数は、学校給食の実施に必要な施設を置き、完全給食を実施している障害児教育諸学校について、三に当該学校の児童等(完全給食を受ける者に限る)の数から二百を減じて得た数を百で除して得た数を加算した数とする。

(寄宿舎給食調理員の数)

第十七条 寄宿舎給食調理員の数は、寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、六に寄宿する児童等の数から百を減じて得た数を五十で除して

得た数を加算した数とする。

(汽かん職員の数)

第十八条 汽かん職員の数は、ボイラーを備える障害児教育諸学校について、三とする。

(学校警備員の数)

第十九条 学校警備員の数は、寄宿舎を置く障害児教育諸学校について六とし、その他の障害児教育諸学校について三とする。

(学校用務員の数)

第二十条 学校用務員の数は、障害児教育諸学校について、二に当該学校の学級数から十二を減じて得た数を六で除して得た数を加算した数(当該学校のうち寄宿舎を置く学校にあつては、当該加算した数にその寄宿舎の舎室の数を六で除して得た数を加算した数)とする。

第四章 雑則

(非常勤講師に関する特例)

第二十一条 第九条の規定により教諭等の数を算定する場合において、公立の障害児教育諸学校の高等部で非常勤の講師を置くこととするものがあるときは、同条の規定により算定した教諭等の数から政令で定めるところにより算定した数を減ずることができる。

(教職員定数の算定に関する特例)

第二十二条 第七条の規定により公立の障害児教育諸学校の教職員の定数を算定する場合において、当該学校の教職員が教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情があるときは、第七条の規定により算定した数に政令で定める数を加えるものとする。

(分校についての適用)

第二十三条 第九条から前条までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一(一)の学校とみなす。(教職員定数に含まない数)

第二十四条 第七条に規定する障害児教育諸学校の教職員の定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)第三条第一項の規定により臨時的に任用される者

三 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第十五条第一項の規定により臨時的に任用される者

(政令への委任)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(学級編制の標準に関する経過措置)

2 公立の障害児教育諸学校の小学部又は中学部の学級編制については、昭和五十八年三月三十一日までの間は、第三条第二項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同項の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県の教育委員会がその基準を定める。

3 公立の障害児教育諸学校の高等部又は幼稚部の学級編制については、昭和五十八年三月三十一日までの間は、第三条第三項又は第四項の規定にかかわらず、生徒又は幼児の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、これらの規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、当該障害児教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会がその基準を定める。(教職員定数の標準に関する経過措置)

4 第七条に規定する公立の障害児教育諸学校の

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五三六八号 昭和五十三年四月二十八日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 和歌山県田辺市東本町三丁目 山

本六太郎外六十二名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五三九二号 昭和五十三年四月二十八日受理

私学に対する大幅国庫補助に関する請願

請願者 新潟県上越市昭和町一ノ一六ノ一

八 水野アサイ外千名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五三九六号 昭和五十三年四月二十八日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願

請願者 新潟県東頸城郡松之山町光間 落

田先生外二千二百四十四名

紹介議員 粘谷 照美君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五四一七号 昭和五十三年四月二十八日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県邑楽郡邑楽町新中野 一一五

ノ三 村岡清外二十三名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五四三五号 昭和五十三年五月二日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 岡山市大和町一ノ一〇 山根平太

郎外百五十三名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五四三八号 昭和五十三年五月二日受理

教育職員免許関係法令の改正に関する請願

請願者 京都市下京区高倉五条上ル一五七

上林久雄

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第三二七五号と同じである。

第五四四六号 昭和五十三年五月二日受理

珠算教育指導者の資質向上に関する請願

請願者 香川県仲多度郡多度津町新町 野

田雅子外三十名

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第三三三七号と同じである。

第五四五一号 昭和五十三年五月二日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願

請願者 長野県佐久市原四九三 坂口光邦

外二万三千五百三十五名

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

五月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願

(第五四五一号)

一、受験地獄解消のため公立高校新増設に対する

国庫補助拡充等に関する請願(第五四七四

号)(第五四七五号)

一、学校教育の充実に関する請願(第五四七六

号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請

願(第五四七七号)

一、学校教育の充実に関する請願(第五四九〇

号)

一、オリンピック記念青少年総合センターの存

続に関する請願(第五四九四号)

一、受験地獄解消のため公立高校新増設に対す

る国庫補助拡充等に関する請願(第五五二二

号)

一、学校災害に対する補償改善等に関する請願

(第五五三八号)

一、学校教育の充実に関する請願(第五五四二

号)

一、オリンピック記念青少年総合センターの存

続に関する請願(第五五四三三三)

一、学校教育の充実に関する請願(第五五四九

号)

一、私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に

関する請願(第五五五二二二)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請

願(第五五五八号)

一、学校教育の充実に関する請願(第五五五九

号)

一、教育職員免許関係法令の改正に関する請願

(第五五六五五五)

一、学校教育の充実に関する請願(第五五七九

号)(第五五八〇号)

一、障害者・児の教育の保障に関する請願(第

五五八一五)

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願

(第五六一一五五)

一、学校教育の充実に関する請願(第五六一六

号)(第五六二二三三)

一、オリンピック記念青少年総合センターの存

続に関する請願(第五六二四四)

一、学校災害に対する補償改善等に関する請願

(第五六三三三三三)

一、オリンピック記念青少年総合センターの存

続に関する請願(第五六三四四)

一、学校教育の充実に関する請願(第五六七四

号)

一、受験地獄解消のため公立高校新増設に対す

る国庫補助拡充等に関する請願(第五六七五

号)

一、大幅な私学助成に関する請願(第五六八〇

号)

一、珠算教育指導者の資質向上に関する請願

(第五六八一五)

一、学校災害に対する補償改善等に関する請願

(第五六八二二二二)

一、受験地獄解消のため公立高校新増設に対す

る国庫補助拡充等に関する請願(第五七二三

号)

一、学校教育の充実に関する請願(第五七二四

号)(第五七二五五)

一、オリンピック記念青少年総合センターの存

続に関する請願(第五七二六六)

一、私学の学費値上げ抑制及び大幅国庫助成等

に関する請願(第五七二八八)

一、オリンピック記念青少年総合センターの存

続に関する請願(第五七四六六)

一、受験地獄解消のため公立高校新増設に対す

る国庫補助拡充等に関する請願(第五七四七

号)(第五七五一一)

一、オリンピック記念青少年総合センターの存

続に関する請願(第五七五三三)

一、学校災害に対する補償改善等に関する請願

(第五七五五五)

一、教育職員免許関係法令の改正に関する請願

(第五七七七九七)

一、私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に

関する請願(第五七八〇八)

一、オリンピック記念青少年総合センターの存

続に関する請願(第五七八一一一)

一、受験地獄解消のため公立高校新増設に対す

る国庫補助拡充等に関する請願(第五七八四

号)(第五七九三三三三)

一、オリンピック記念青少年総合センターの存

続に関する請願(第五八〇八八)

一、学校災害に対する補償改善等に関する請願

(第五八〇八八)

、学校教育の充実に関する請願(第五九九四

号)(第六一三五号)(第六一三六号)(第六一三

請願者 茨城県高萩市安良川七一五ノ
大塚茂外八十四名

請願者 和歌山市中之島八五二 伊藤しほ
子外六百九十三名

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五五四三号 昭和五十三年五月八日受理

オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 東京都府中市武蔵台一ノ四 越川茂外六百六十四名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第五五四九号 昭和五十三年五月八日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 和歌山市三沢町三ノ二四 山本喜代一外七十六名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五五五三号 昭和五十三年五月八日受理

私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願(十通)

請願者 岡山県高梁市原田南町一、一八七 金盛秀嶺外七千三十三名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第五五五八号 昭和五十三年五月八日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 北海道函館市本通町四〇二ノ八五 野口満寿美外百二十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五五五九号 昭和五十三年五月八日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県利根郡月夜野町下牧五八四ノ二 高橋光夫外四十一名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五五六五号 昭和五十三年五月八日受理

教育職員免許関係法令の改正に関する請願

請願者 埼玉県川口市栄町二ノ六〇二〇 高石昌弘

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第三二七五号と同じである。

第五五七九号 昭和五十三年五月九日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 長野県諏訪郡富士見町境小六 五味良外二百十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五五八〇号 昭和五十三年五月九日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 岡山市郡六九五 安井三郎外百四名

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五五八一号 昭和五十三年五月九日受理

障害者・児の教育の保障に関する請願

請願者 東京都港区白金一ノ一七ノ八障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会内 山本洋二外千七十四名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第五六一五号 昭和五十三年五月九日受理

私学に対する大幅国庫補助に関する請願

請願者 北海道旭川市東光二条一丁目 田上熱外九千九百九十六名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五六一六号 昭和五十三年五月九日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 和歌山県有田郡吉備町徳田 寺杣芳郎外八十八名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五六一七号 昭和五十三年五月九日受理

学校教育の充実に関する請願(二通)

請願者 群馬県太田市鶴生田一七七ノ四 平野正好外八十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五六一四号 昭和五十三年五月九日受理

オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 岡山県笠岡市東大戸二、〇〇九 守屋卯吉外九百九十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第五六二三号 昭和五十三年五月九日受理

学校災害に対する補償改善等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市三井ヶ丘三ノ一 一ノ二 緑田義一外三十九名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第五〇九七号と同じである。

第五六三三号 昭和五十三年五月九日受理

学校災害に対する補償改善等に関する請願(二通)

請願者 横浜市戸塚市原宿町九五〇ノ二 一〇一 長谷山与一外六十七名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第五〇九七号と同じである。

第五六三四号 昭和五十三年五月九日受理

オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 東京都渋谷区富ヶ谷二ノ一九ノ一 二 原静子外九百九十九名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第五六七四号 昭和五十三年五月九日受理

学校教育の充実に関する請願(二通)

請願者 長野県岡谷市長地三、六四二 鷹野隆外三百九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五六七五号 昭和五十三年五月九日受理

受検地獄解消のため公立高新增設に対する国庫補助拡充等に関する請願(三通)

請願者 兵庫県西宮市深谷町五ノ二九 岡美恵子外四千名

紹介議員 宮之原光君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五六八〇号 昭和五十三年五月九日受理

大幅な私学助成に関する請願

請願者 愛知県丹羽郡扶桑町高雄下山一九 五ノ一 千田武外二万九千七百六十九名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第五六八一号 昭和五十三年五月九日受理

珠算教育指導者の資質向上に関する請願

請願者 東京都北区赤羽二ノ二四ノ七 高島久男外十五名

紹介議員 宮田 輝君

この請願の趣旨は、第三三三七号と同じである。

第五六八二号 昭和五十三年五月九日受理

学校災害に対する補償改善等に関する請願

請願者 富山県高岡市伏木国分一ノ二ノ

紹介議員 二一 加藤義雄外四十名

この請願の趣旨は、第五〇九七号と同じである。

第五七〇六号 昭和五十三年五月十日受理

請願者 北海道釧路市興津五ノ一三ノ一九

紹介議員 門脇東外四十名

この請願の趣旨は、第五〇九七号と同じである。

第五七二三号 昭和五十三年五月十日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願(六通)

請願者 静岡県富士市元町一九ノ二〇 金子徹外三千名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五七二四号 昭和五十三年五月十日受理

学校教育の充実に関する請願(六通)

請願者 和歌山県田辺市秋津川一、四六七

紹介議員 桑原稔和外五百三十一名

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五七二五号 昭和五十三年五月十日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 長崎県大村市水田住宅乙ノ二四

菅野真理子外八十九名

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五七二六号 昭和五十三年五月十日受理

オリビック記念青少年総合センターの存続に関する請願(二通)

三四七 山本敦市外千九百九十九名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第五七二七号 昭和五十三年五月十日受理

オリビック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 札幌市中央区南三〇条西一〇丁目

紹介議員 佐藤隆外九百十六名

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第五七二八号 昭和五十三年五月十日受理

私学の学費値上げ抑制及び大福国庫助成等に関する請願(十通)

請願者 神戸市長田区大日丘町一ノ四ノ三

紹介議員 吉原春男外九百九十九名

この請願の趣旨は、第二六七四号と同じである。

第五七四六号 昭和五十三年五月十日受理

オリビック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市藤沢二、五〇五

紹介議員 高井昭二外九百八十五名

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第五七四七号 昭和五十三年五月十日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願(二通)

請願者 愛知県西尾市花ノ木町五ノ二三

紹介議員 浅井正夫外八千九百九十一名

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願

請願者 新潟県加茂市加茂四、〇三七ノ四

紹介議員 倉茂キイ外二万九千五百五十一名

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五七五三三号 昭和五十三年五月十日受理

オリビック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 東京都品川区西中延二ノ一六ノ四

紹介議員 野村喜八外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第五七五六号 昭和五十三年五月十日受理

学校災害に対する補償改善等に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九

紹介議員 野目正吾外三十九名

この請願の趣旨は、第五〇九七号と同じである。

第五七七九号 昭和五十三年五月十日受理

教育職員免許関係法令の改正に関する請願

請願者 北海道旭川市緑が丘二条三丁目

紹介議員 河原林忠男

この請願の趣旨は、第三二七五号と同じである。

第五七八〇号 昭和五十三年五月十日受理

私学の学費値上げ抑制、大福国庫助成等に関する請願(十一通)

オリビック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 千葉県習志野市泉町三ノ三ノ二一

紹介議員 秋山真次外九百九十五名

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第五七八二二号 昭和五十三年五月十日受理

オリビック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 兵庫県高砂市會根町一、二七四ノ

紹介議員 八 三軒輝夫外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第五七八四号 昭和五十三年五月十日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願

請願者 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来

紹介議員 横山武男外三千名

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五七九三三号 昭和五十三年五月十日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願

請願者 兵庫県明石市宮の上二ノ二ノ三〇

紹介議員 七 吉岡一外九百八十九名

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五七九九号 昭和五十三年五月十日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願

請願者 兵庫県水上郡山南町長野二九〇

紹介議員 中川正俊外三千名

渡部 通子君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五八〇〇号 昭和五十三年五月十日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願(六十五通)

請願者 静岡県清水市小芝町二ノ八静岡岡県教職員組合清庵支部内 野中弘基

外三万二千四百九十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五八〇一〇号 昭和五十三年五月十日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願

請願者 兵庫県西脇市和田町六三三ノ七

西村直之外二千九百九十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五八〇八号 昭和五十三年五月十日受理

オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 徳島市川内町榎瀬五二二ノ五天

羽志朗外九百九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第五八四九号 昭和五十三年五月十日受理

学校災害に対する補償改善等に関する請願

請願者 秋田県大館市経井沢下岱三〇太

田正蔵

紹介議員 野呂田芳成君

この請願の趣旨は、第五〇九七号と同じである。

第五八五〇号 昭和五十三年五月十日受理

学校災害に対する補償改善等に関する請願

請願者 熊本県人吉市大畑町二、一五九

田代幸信外四十名

紹介議員 細川 護照君

この請願の趣旨は、第五〇九七号と同じである。

第五八五一号 昭和五十三年五月十日受理

学校災害に対する補償改善等に関する請願(二通)

請願者 宮崎県中津島二丁目星野病院内 長

渡利次外四十九名

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第五〇九七号と同じである。

第五八五二号 昭和五十三年五月十日受理

学校災害に対する補償改善等に関する請願(二通)

請願者 石川県金沢市御所町三三石川県

脊髄損傷者協会内 宮下数雄外八

十名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第五〇九七号と同じである。

第五八五三三号 昭和五十三年五月十日受理

学校災害に対する補償改善等に関する請願

請願者 山梨県山梨市西六〇山梨県重慶身障者連

絡協議会内全国脊髄損傷者会山梨県

支部内在宅者重度身障者同志会内

志村金之助外三十九名

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第五〇九七号と同じである。

第五八七五号 昭和五十三年五月十日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願

請願者 兵庫県加東郡社町屋度 服部清一

外三千名

紹介議員 梶木 又三君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五八七九号 昭和五十三年五月十日受理

私学に対する大規模国庫補助に関する請願(五通)

請願者 札幌市東区北一〇条東一七丁目

出雲清一外四千九百九十九名

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五八八〇号 昭和五十三年五月十日受理

教育職員免許関係法令の改正に関する請願

請願者 岡山市原尾島六三七ノ五 森昭三

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第三二七五号と同じである。

第五八九〇号 昭和五十三年五月十日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願(三通)

請願者 兵庫県多可郡中町牧野六〇四ノ一

徳原武外三千名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五九〇一〇号 昭和五十三年五月十日受理

私学に対する大規模国庫補助に関する請願

請願者 北海道旭川市永山一条二〇丁目

菅原隆信外七千九百九十七名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五九〇二〇号 昭和五十三年五月十日受理

オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 北海道旭川市旭町二条四丁目 佐

藤和子外九百三十六名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第五九〇三〇号 昭和五十三年五月十日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願(四通)

請願者 兵庫県川西市栄根二ノ一三ノ一二

桜井義夫外三千九百九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五九〇四〇号 昭和五十三年五月十日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願(三通)

請願者 兵庫県水上郡山南町谷川一、七五

三 藤原佳代子外二千九百九十九

名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五九〇五〇号 昭和五十三年五月十日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願(十通)

請願者 山梨県甲府市飯田二ノ一五ノ一七

渡辺勝子外一万四千二百四十七名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五九〇六〇号 昭和五十三年五月十日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市宮の町三ノ一五 江

原礼子外三千名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五九三三〇号 昭和五十三年五月十一日受理

オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 青森県下北郡佐井村佐井矢越番外

地 中村正和外九十九名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第五九六一〇号 昭和五十三年五月十一日受理

私学の学費値上げ抑制、大規模国庫助成等に関する

請願(二通)

請願者 岡山県津山市小田中一、三二六

高須富美子外二千八百四十一名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第五九六二号 昭和五十三年五月十一日受理

オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 埼玉県久喜市東一ノ三ノ二六 竹

山豊依外三千七百五十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第五九六三三号 昭和五十三年五月十一日受理

オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市平田町一ノ一〇ノ五

近藤和子外五千七十七名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第五九六四号 昭和五十三年五月十一日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願(六通)

請願者 静岡県富士宮市大宮一、七七二ノ

一 渡辺恒夫外三千名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五九六五号 昭和五十三年五月十一日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願

請願者 新潟市女池四ノ一六ノ五 谷田健

六外二千三百九十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五九六六号 昭和五十三年五月十一日受理

学校災害に対する補償改善等に関する請願

請願者 北海道釧路市昭和町一ノ二ノ四

京谷清外六十四名

紹介議員 相沢 武彦君

この請願の趣旨は、第五〇九七号と同じである。

第五九八〇号 昭和五十三年五月十一日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 岡山県倉敷市安江一四四ノ四 平

田勝義外二百二十三名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五九八一号 昭和五十三年五月十一日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願(七通)

請願者 福岡県鞍手郡鞍手町中山城ヶ崎

青木義徳外一万四千四百四名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五九九一号 昭和五十三年五月十一日受理

教育制度改革に関する請願

請願者 兵庫県加西市野野町 深江富貴外

千五百三名

紹介議員 宮之原光君

一、義務教育無償の原則に基づき、教材費、学用品費、通学費、学校給食費、健康管理費や教育扶助などに対する国庫補助対象の拡大と増額を図り、父母負担を軽減すること。また、一子につき十万円の所得控除による教育減税を行うこと。

二、すべての子どもに行き届いた教育ができるよう昭和五十四年度から小・中・高校の学級規模を四十人以下に、障害児学校は八人以下(重度障害は五人以下)にするともに、教職員の定員を大幅に増やすため、「公立学校の学級編制

及教職員標準定数法」を抜本的に改正すること。

三、高等学校の進級義務化、入試競争の解消を目指すし、公立高校の新増設国庫補助制度を、用地取得費も含めて拡充すること。また、通学区を縮小し、中学区総合選抜制度などの採用により学校格差をなくし入試制度を改善すること。更に定時制生徒の雇用者に対する補償を含む「有給就学制度」を確立すること。

四、私立学校の経常費に対する五十パーセント補助と、国公立並みに授業料を軽減するため、大幅な公費助成を行うこと。

五、すべての障害児にその発達と障害に応じて、行き届いた教育を保障するため、養護学校・障害児学級を増設し、養護学校義務制を実施すること。また、盲・聾学校及び養護学校への「就学奨励法」を改正して父母負担の軽減を図ること。

六、保育一元化を目指し、希望するすべての乳幼児の入園と豊かな発達を可能にするため、公立幼稚園・保育所を大幅に増設するとともに「幼稚園設置基準」、「保育所の最低基準」の改善、関係教職員の待遇改善を図り、乳幼児教育を拡充すること。

七、国民の高等教育への要求にこたえるため地方国立大学の拡充を行うとともに教育統制を目的とする「教員養成大学院大学」の創設計画を定めること。受験地獄や高校教育の正常化と結びつかない国立大学共通一次試験については抜本的に再検討し国民の合意を得るようすること。また、「学歴偏重社会」の是正のため「指定校制度」などの就職差別をなくすよう措置すること。

八、憲法・教育基本法の理念に立つて新学習指導要領を再検討し改善すること。特に「君が代」の国歌化規定を削除すること。また、学習指導要領の「法的拘束性」の主張をやめ昭和二十二年版学習指導要領の性格(試案)、「参考助言文書」に

九、子どもが安心して教育を受けられるように災害防止のための必要な条件を整えたとともに過失、無過失を問わずすべての児童、生徒の災害を十分補償するため、国及び設置者負担による「学校災害補償制度」を確立すること。

十、地域の教育環境の改善を目指し、児童館、学童保育施設、図書館、スポーツ施設、遊び場の拡充に必要な指導職員の増員、配置を図ること。

十一、教育の地方分権と住民自治の原則に基づき教育委員会の公選制の復活を目指し、当面、住民の教育改革要求が十分反映されるよう教育行政の民主化を図ること。

理由

父母と教職員は、子どもや青年たちが明るく希望に満ちてしつかりと手をとりあい育つていくことを心から願っている。しかし、教育の現実はこの切実な願いにこたえていないばかりか、一層不安を増大させている。学力、非行の問題が深刻な教育問題となつてから長い年月がたつてゐる。その主な要因が高校間の格差拡大や激しい受験競争、どの子どもにも時間を掛けて分かるまでゆつくりと教えることのできない過大なクラス定員と先生の定員不足、能力主義に基づく詰込みとテスト主義的教育など教育の制度や、内容、条件にあることは、早くから教職員組合をはじめPTA、母親団体など教育関係団体によつて厳しく指摘されその早急な改革と改善が強く求められてきた。しかし現実は今なお明らかな方向に向つてゐるとは言えず、私たちははやこの荒廃する教育の現実を放置することはできない。

第五九九四号 昭和五十三年五月十一日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡都形町吉田四八二

河野礼二外百十一名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五九六三三号 昭和五十三年五月十一日受理

オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市平田町一ノ一〇ノ五

近藤和子外五千七十七名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第五九六四号 昭和五十三年五月十一日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願(六通)

請願者 静岡県富士宮市大宮一、七七二ノ

一 渡辺恒夫外三千名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第五九六五号 昭和五十三年五月十一日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願

請願者 新潟市女池四ノ一六ノ五 谷田健

六外二千三百九十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第六〇〇八号 昭和五十三年五月十一日受理
オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願(四通)

請願者 岩手県水沢市松屋敷一三 佐々木作夫外三千八百六十五名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第六〇〇九号 昭和五十三年五月十一日受理
オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願(二通)

請願者 兵庫県三木市福井二ノ七ノ三四 正井三千代外千九百九十八名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第六〇一〇号 昭和五十三年五月十一日受理
オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願(三通)

請願者 熊本県球磨郡球磨村渡内四〇一ノ四 松舟喬外三千名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第六〇一一号 昭和五十三年五月十一日受理
オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 大阪府平野区長吉出戸六ノ一ノ一 四 河田敏雄外二千名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第六〇一二号 昭和五十三年五月十一日受理
オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 福岡県柳川市上町一九ノ二 富崎

隆夫外三千九百九十九名

紹介議員 馬場 富君

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第六〇一三三号 昭和五十三年五月十一日受理
受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願

請願者 福岡県小倉南区山手三ノ二二七 土居直美外九千五百四名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第六〇一三三三号 昭和五十三年五月十一日受理
受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願

請願者 兵庫県多可郡加美町多田 橋本恒行外三千二名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第六〇一三四号 昭和五十三年五月十一日受理
受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願(二八通)

請願者 兵庫県尼崎市道意町三ノ五ノ三〇 六 金子文子外五万二千三百三名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第六〇一三五号 昭和五十三年五月十一日受理
受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願(二通)

請願者 福岡県豊前市吉木六四六 工藤秀義外一万二千二百十四名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第六〇一三六号 昭和五十三年五月十一日受理
受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫

補助拡充等に関する請願(六通)

請願者 福岡県柳川市西蒲池 小野村猛外一万七千五百九十二名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第六〇一三七号 昭和五十三年五月十一日受理
学校災害に対する補償改善等に関する請願

請願者 福島県いわき市常磐上湯長谷町湯台堂三四 鈴木宇一郎外四十名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第五〇九七号と同じである。

第六〇一五九号 昭和五十三年五月十一日受理
オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 和歌山県田辺市中三栖二、〇四二ノ二 鈴木昌外九百二十五名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第六〇一六〇号 昭和五十三年五月十一日受理
受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願(七通)

請願者 福岡県久留米市合川町二、〇六三ノ七 野口健一外二万九千二百三十六名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第六〇一六五号 昭和五十三年五月十一日受理
オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 横浜市区和泉町三、八五七 川口正男外千二百七十七名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第六〇一七二号 昭和五十三年五月十一日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 富山県下新川郡西町七五 竹内進外百五十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第六〇一八四号 昭和五十三年五月十一日受理
受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願(三通)

請願者 兵庫県美方郡美方町石寺一七五 井口隆外三千名

紹介議員 林 寛子君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第六〇一八七号 昭和五十三年五月十一日受理
学校災害に対する補償改善等に関する請願

請願者 山梨県落合八六〇山梨療養所内 伊藤義典外四十六名

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第五〇九七号と同じである。

第六〇一九八号 昭和五十三年五月十一日受理
珠算教育指導者の資質向上に関する請願

請願者 東京都足立区伊興町大境一、七六三 杉本昭一外三十名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第三三三七号と同じである。

第六〇一九九号 昭和五十三年五月十一日受理
学校災害に対する補償改善等に関する請願

請願者 鹿児島県国分市敷根二、八〇八 谷口政彦外六十七名

紹介議員 金丸 三郎君

この請願の趣旨は、第五〇九七号と同じである。

第六一〇一七号 昭和五十三年五月十一日受理
珠算教育指導者の資質の向上に関する請願

請願者 福島県伊達郡川俣町寺久保一二二

松本清外三十四名

紹介議員 下田 京子君

珠算学校(塾)における珠算教育が児童生徒に与える教育的影响の重要性にかんがみ、次の事項の実現を図りたい。

一、珠算教育の指導者の研修と指導力の向上に資するため、国(大学等)適当な機関に委託することができる。は教育指導に必要な知識・教養(教育学、心理学、算数教育法、教育制度等)に関する講習会を希望者に対して実施すること。

二、珠算に関する知識・技能を有する者で、前記講習会で所定の単位を取得した者に対しては、一定の称号(例えば「珠算教育士」)を付与することについて検討すること。

第六一〇号 昭和五十三年五月十一日受理
私学に対する大福国庫補助に関する請願

請願者 北海道函館市上湯川一六 前田修

三外七千九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六一一号 昭和五十三年五月十一日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道旭川市神居六条一七丁目

高田昭夫外千九百七十八名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第六一三四号 昭和五十三年五月十一日受理
受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願

請願者 愛知県西尾市駒場町屋敷二六ノ二

本田修外八千七百八十名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第六一三五号 昭和五十三年五月十一日受理
受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願

請願者 新潟市割野四、二三三 木村毅外

二百十三名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第六一三六号 昭和五十三年五月十一日受理
受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願

請願者 茨城県水戸市城南三ノ五ノ二七

大川慶一外千四百二十六名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第六一三七号 昭和五十三年五月十一日受理
受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充等に関する請願(一通)

請願者 福島市岡部高畑三三ノ一 清野和

彦外二千七十一名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

昭和五十三年六月十五日印刷

昭和五十三年六月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局